

平成 26 年度 第 2 回横浜市精神保健福祉審議会

平成 27 年 3 月 20 日 (金)
午後 3 時～午後 5 時 (予定)
障害福祉部大会議室 (KRCビル 6 階)

《次 第》

1 開会

2 障害福祉部長挨拶

3 議題

- (1) 横浜市の退院促進に向けた取組について (資料 1、補足資料及び参考資料 1～3)
- (2) 精神障害者の住まいに関する検討部会 (仮称) 設置について (議題 2 当日追加資料)

4 報告

- (1) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について (資料 2、補足資料)
- (2) 精神障害者生活支援センター事業報告について (資料 3)
- (3) 平成 27 年度予算について (資料 4)
- (4) 横浜市障害者プランについて (資料 5)

【配 付 資 料】

- ・資料 1 今後の退院促進に関する方向性について
- ・資料 2 病院の敷地内におけるグループホームについて
- ・資料 3 精神障害者生活支援センター事業報告
- ・資料 4 平成 27 年度予算 (抜粋)
- ・資料 5 第 3 期横浜市障害者プラン原案(写)
- ・資料 6 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料 7 横浜市精神保健福祉審議会運営要領
- ・議題 2 当日追加資料 精神障害者の住まいに関する検討部会 (仮称) 設置について

平成26年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

委員氏名	ふりがな	職名
青 柳 智 夫	あおやぎ ともお	横浜市精神障がい者就労支援事業会 理事長
荒 井 政 明	あらい まさあき	神奈川県精神科病院協会副会長 ワシン坂病院院長
石 渡 和 実	いしわた かずみ	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 教授
伊 東 秀 幸	いとう ひでゆき	田園調布学園大学 人間福祉学部長
大 友 勝	おおとも まさる	横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
尾 花 由 美 子	おばな ゆみこ	神奈川県看護協会 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
川 島 志 保	かわしま しほ	横浜弁護士会 川島法律事務所
北 田 守	きただ まもる	横浜市医師会常任理事 大倉山内科クリニック 院長
熊 田 隆 夫	くまた たかお	神奈川県精神科病院協会副会長 日吉病院理事長
佐 伯 彰	さえき あきら	神奈川県精神科病院協会理事 神奈川病院院長
佐 々 木 寛 志	ささき ひろし	横浜市社会福祉協議会会長
塩 崎 一 昌	しおざき かずまさ	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
武 津 美 樹	たけつ みき	神奈川県精神保健福祉士協会会長
竹 山 孝 二	たけやま こうじ	神奈川県精神神経科診療所協会監事 クオーレ医院 院長
土 屋 恵 美 子	つちや えみこ	南区生活支援センター 施設長
豊 田 ま ゆ 美	とよだ まゆみ	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
西 井 華 子	にしい かこ	神奈川県精神科病院協会監事 鶴見西井病院院長
平 安 良 雄	ひらやす よしお	横浜市立大学大学院医学研究科精神医学部門 主任教授
宮 川 玲 子	みやかわ れいこ	横浜市精神障害者家族連合会理事長
山 口 哲 顕	やまぐち てつあき	神奈川県精神科病院協会理事 港北病院院長

今後の退院促進に関する方向性について

1 退院促進に関する現状

◇国の動向

H26.4月 改正精神保健福祉法施行

- ・医療保護入院制度の見直し（精神科病院への退院後生活環境相談員の設置等）
- ・良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（入院医療から地域生活への移行の推進など）

7月 「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」による報告書とりまとめ（退院に向けた意欲の喚起や、居住の場やサービスの確保など地域生活に向けた支援の充実について記載）

11月 全国介護保険担当課長会議

3年間で約18,000人の長期入院高齢者が精神科病院より退院する見込み

H27.1月 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- ・平成36年度末まで一定の条件を満たす場合に精神病床の削減を行った場合の病院敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例

◇精神科病院ヒアリング結果について

精神科病院実地指導の際に、退院に向けた取組についてヒアリングを実施しました。

（主な意見と退院に向けた課題について）

- 「法改正により入院期間をより意識して支援をすることが多くなった」「退院に向けた取組を記載する中で精神保健福祉士と看護師が支援の方向性を議論する機会が増えた」など、病院職員への意識づけや、職種間での連携が進んだという病院が多くありました。
- 患者さんの意識も変わってきているという声の一方で、逆に退院させられてしまうのではないかと不安になる患者、制度が理解できず混乱してしまう患者、また家族から看取りを含めてお願いされることもあるという声もありました。
- また、退院後に生活できる施設が無いなど、社会復帰施設やグループホームなど地域の社会資源の充実が必要だとする意見も見られました。

◇入院患者の現状

在院患者数（年齢階級別）

年齢階級	全国		横浜市	
20歳未満	1,964人	0.6%	80人	2.0%
20歳以上 40歳未満	23,545人	7.8%	464人	11.7%
40歳以上 65歳未満	121,032人	40.1%	1,599人	40.3%
65歳以上 75歳未満	69,945人	23.1%	940人	23.7%
75歳以上	85,670人	28.4%	886人	22.3%
合計	302,156人	100.0%	3,969人	100.0%

平成23年6月の入院患者のその後1年後の状況

退院先	全国		横浜市	
家庭復帰等	21,287人	64.4%	432人	69.6%
GH・CH・社会復帰施設等	2,867人	8.7%	34人	5.5%
転院	3,646人	11.0%	78人	12.6%
死亡	1,043人	3.2%	9人	1.4%
残留患者	4,206人	12.7%	68人	11.0%
合計	33,049人	100%	621人	100.0%

平成23年6月在院患者数

在院期間	全国		横浜市	
六ヶ月未満	79,106人	26.2%	1,365人	34.4%
六ヶ月以上一年未満	25,968人	8.6%	434人	10.9%
一年以上5年未満	88,090人	29.2%	1,104人	27.8%
5年以上10年未満	41,942人	13.9%	433人	10.9%
10年以上20年未満	33,899人	11.2%	402人	10.1%
20年以上	33,151人	11.0%	231人	5.8%
合計	302,156人	100.0%	3,969人	100.0%

【全国と横浜市の比較から見える状況】

- ・横浜市は20歳以上40歳未満の患者の割合は、全国より多くなっています。また、75歳以上の割合は全国より少なくなっています。
- ・半年未満で早期に退院する人の割合が多く、一年以上の長期入院患者は少ない傾向にあります。
- ・家庭復帰等の在宅生活に戻る人の割合が多く、施設等に退院する人の割合は少なくなっており、一年後の残留患者の割合は少なくなっています。

平成24年度630調査参照
(横浜市調査協力病院数は26病院、病床数は4,791床)

2 今後の取組の方向性

- 制度改正を受け、多くの精神科病院で、退院後生活環境相談員の設置などの退院に向けた患者支援が動き出しています。今後の退院促進のためには、制度についての関係者や患者などへの更なる浸透が必要であり、また、地域での受け皿となる相談体制の確保や社会復帰施設やグループホームなどの地域の基盤の強化が求められます。
- 入院期間については国との比較で言えば短い傾向にあるものの、半数以上の患者が1年以上の期間、入院している現状があります。退院促進を進めるとともに、また、在宅で生活をしていても、病状に応じて入院ができる状態を生み出していく必要があります。
- 長期で入院している患者が、在宅やグループホームなど地域に戻り、安心した生活が送れるように市としても

① 退院支援の充実強化

② 退院後も精神疾患患者が安心して暮らせる地域づくり

これら二つの取組を両輪のものとして一体的に進めていくことで、退院促進を進めていきます。

3 取組について

退院支援の充実強化

精神科病院の取組への支援

◆退院支援に携わる病院スタッフへの支援

精神科病院実地指導の場において、精神保健福祉法の的確な運用について確認し、また、各病院の行う退院後生活環境相談員の取組などの退院に向けた取組に関するヒアリングなどを通じて病院ごとの成果や課題を把握し、意見交換を行うことで退院促進につなげます。

また、退院後生活環境相談員及び地域で活動する退院支援スタッフ向けの実務研修会を実施することで、事例の共有や関係作りを促進します。

さらに、精神科病院事務長会議等の場を活用して、退院促進に関する情報提供などを行っていきます。

入院患者への支援

◆地域移行支援（国制度）

障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談・同行等必要な支援を行います。

【平成26年度実績（H27.1月まで）】退院者数 10人

◆地域移行・地域定着支援事業（市独自事業）

精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築や、障害者総合支援法の「地域移行支援」の利用に至らない方への退院の動機付け、退院後のフォロー等を行い、地域移行及び定着を支援します。

【平成26年度実績（H27.1月まで）】退院者数 22人（速報値）

◆精神障害者地域生活推進事業（市独自事業）

精神科病院に入院中の利用者等について、地域移行のための外泊体験の機会を提供します。

【平成26年度実績（H26.12月まで）】利用実人数 74人 延べ宿泊数 664泊

退院後も精神疾患患者が安心して暮らせる地域づくり

相談等

◆精神保健福祉相談

身近な区役所において、地域の医療機関の情報や、多職種で連携した精神保健福祉に関する相談に応じていきます。

◆様々な相談支援機関等

区役所の他に、生活支援センターなどの一次相談支援機関が精神障害のある方の様々な相談に応じていきます。また、各指定特定相談支援事業所が計画相談支援を利用する方の支援を行います。

◆自立生活アシスタント

地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援をおこないます。※【参考】実施箇所 18か所（27年度予定）
(精神障害対応)

◆後見的支援制度

障害福祉サービスに係る支援が必要とされていない時から関係性を持つことにより、「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」を行います。

精神科救急

◆精神科救急医療体制の充実

・患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。

また、新たに夕方から夜間にかけて受入病院を確保し、体制を強化します。（平日週2日程度）

※【参考】三次救急通報件数 719件、二次救急相談件数 3,439件（25年度実績）

・精神疾患を合併する身体救急患者の円滑な救急搬送に向けて、救急医療体制を構築します。

住まいの支援

◆グループホームの設置運営

・共同生活住居

グループホームの設置を進め、グループホーム運営の支援を充実します。

・サテライト型住居

グループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らすというニーズにも応えていくため、支援形態の一つとしてサテライト型住居の活用について働きかけます。また、サテライト型から、さらに一人暮らしを実現するための支援の方法について検討します。

※【参考】グループホーム数（精神）：92か所（27年2月時点）

◆民間住宅への入居推進

グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、これまでの取組と併せて一体的な支援体制を構築します。

・民間住宅あんしん入居事業

・民間住宅入居の促進

グループホーム等から民間賃貸住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れるための仕組みについて検討します。

地域生活を支えるサービス

◆障害福祉サービスの提供

自ら希望するところで暮らしていくために、引き続き精神障害のある人やその家族にとって必要なサービス（居宅介護、日中活動、短期入所等）を提供する事業を実施します。

退院促進へ向けた取組について（補足資料）

平成 26 年度第 1 回精神保健福祉審議会にてご説明した取組についての時点報告を行います。

本市の退院促進の取組状況

1 個別支援サービスを利用した退院支援

(1) 地域移行支援（障害者総合支援法サービス）

【利用実績】

	支給決定者数	退院者数
平成 25 年度末	14 人	7 人
平成 27 年 1 月末	14 人	10 人

(2) 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（横浜市退院サポート事業）

【利用実績】

	利用者総数	退院者数
平成 25 年度末	68 人	19 人
平成 27 年度 1 月末	75 人	22 人（速報値）

(3) 横浜市精神障害者地域生活推進事業（通称：横浜市チャレンジ事業）

【利用実績】

	利用実人員	延べ宿泊数	退院者数
平成 25 年度	76 人	923 泊	36 人
平成 26 年度 (4 月～12 月)	74 人	664 泊	年度末確定

2 精神科病院スタッフに対する退院促進に関する研修の開催

(1) 精神科病院職員向け研修の実施状況

平成 26 年 10 月 16 日 13:30～16:30 横浜市開港記念会館（中区）

参加者 精神科病院精神保健福祉士等（28 医療機関 48 名）

精神障害者生活支援センター（9 施設 18 名）

区福祉保健センターMSW（6 区 6 名）

内容 本市退院促進に向けた取組について

地域移行における病院・地域の連携強化について

事例発表、グループワーク等

結果等 精神障害者生活支援センター所属の地域移行担当職員と精神科病院所属の退院後生活環境相談員の関係が深まった。

担当者レベルで集まり、意見交換会を開催する等の積極的な動きにつながっている。

退院に向けた意欲の喚起をねらいとした協働活動について、意義や効果等の理解が深まった。

(2) 平成 27 年度研修予定

平成 26 年度と同様の内容の研修を開催する予定。

3 訪問看護の利用率向上へ向けた取組について

(1) 自立支援医療利用者と訪問看護ステーションを利用している方の推移

- ・平成 23 年度末 450 人 (46,328 人) 0.97%
- ・平成 24 年度末 639 人 (49,015 人) 1.30%
- ・平成 25 年度末 773 人 (50,677 人) 1.52%
- ・平成 27 年 1 月末 1,005 人 (52,384 人) 1.91%

(2) 精神科訪問看護実施事業者拡大へ向けた取組

平成 27 年 1 月、自立支援医療（精神通院医療）の指定を受けていない 4 か所の訪問看護事業者に対してヒアリングを実施しました。その中で、自立支援医療（精神通院医療）制度についての理解や周知が不十分である状況が確認されました。

平成 27 年 5 月、訪問看護事業者向けの介護保険制度の説明会の中で、自立支援医療指定訪問看護ステーションの指定申請に関する周知を行っていく予定です。

4 高齢の長期入院患者に対する退院支援について

今後、精神科病院に入院している患者のうち 65 歳以上の入院者についても多くの退院が見込まれることから、退院先として介護保険施設だけではなく養護老人ホームや軽費老人ホーム等を検討いただくよう、調整の手順を整理し、精神科病院に対し周知を行っていきます。

詳細については、平成 27 年 3 月 25 日に開催される精神科病院事務長・医事担当者会議において上記施設活用について説明していく予定です。

精神保健福祉関係データ

参考資料 1

■精神障害者基礎把握数(各区福祉保健センターが相談等により把握している人数)(単位:人 各年度末現在)

年度	総数			症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分(感情)障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人の人格及び行動の障害	知的障害(精神遅滞)	心理的発達障害	小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	挿入性及び発作性障害
	計	男	女											
25	77,961	38,049	39,912	5,408	4,556	21,116	31,457	7,053	630	1,451	698	1,559	642	3,391
24	74,239	35,585	38,654	5,264	4,401	21,130	29,158	6,651	627	1,380	663	1,140	533	3,292
23	71,417	33,596	37,821	4,751	4,020	20,966	27,575	6,102	1,149	1,592	639	939	460	3,224

■精神保健福祉手帳所持者数(単位:人)

(年度別交付者数)

年 度	交付者数	所 持 者 数			
		総数	1 級	2 級	3 級
平成10年度	1,979	3,938	1,023	1,981	934
11年度	1,363	4,563	1,108	2,400	1,055
12年度	2,764	5,465	1,167	2,977	1,321
13年度	3,551	6,430	1,221	3,646	1,563
14年度	3,900	7,588	1,314	4,485	1,789
15年度	5,098	9,066	1,450	5,272	2,344
16年度	5,826	10,702	1,641	5,923	3,138
17年度	7,476	12,417	1,803	6,900	3,714
18年度	7,033	14,133	1,936	7,813	4,384
19年度	8,686	15,723	2,033	8,642	5,048
20年度	9,537	17,304	2,206	9,341	5,757
21年度	10,833	19,152	2,355	10,309	6,488
22年度	11,004	20,912	2,499	11,368	7,045
23年度	13,216	22,785	2,669	12,387	7,729
24年度	13,356	24,538	2,694	13,399	8,445
25年度	14,216	26,475	2,870	14,497	9,108

(区別交付者数)(平成25年度)

年 行 政 区	交付者数	所 持 者 数			
		総数	1 級	2 級	3 級
鶴 見 区	1,007	1,771	193	972	606
神 奈 川 区	864	1,579	178	896	505
西 区	349	686	73	340	273
中 区	1,007	1,908	223	1,041	644
南 区	1,130	2,067	202	1,108	757
港 南 区	1,000	1,856	173	1,076	607
保 土 ヶ 谷 区	819	1,534	155	822	557
旭 区	959	1,892	201	1,078	613
磯 子 区	680	1,251	128	667	456
金 沢 区	720	1,320	123	735	462
港 北 区	1,031	1,888	215	1,010	663
緑 区	595	1,180	118	664	398
青 葉 区	756	1,344	121	708	515
都 筑 区	490	857	97	409	351
戸 塚 区	1,094	2,082	270	1,131	681
栄 区	472	919	110	521	288
泉 区	638	1,202	139	680	383
瀬 谷 区	605	1,139	151	639	349

■ 自立支援医療(精神通院医療受給者数)(単位:人)

	平成24年度	平成25年度
鶴見区	3,240	3,433
神奈川区	2,874	3,034
西区	1,261	1,352
中区	3,123	3,231
南区	3,552	3,692
港南区	3,304	3,394
保土ヶ谷区	2,786	2,883
旭区	3,544	3,643
磯子区	2,256	2,306
金沢区	2,637	2,669
港北区	3,496	3,632
緑区	2,362	2,393
青葉区	3,036	3,121
都筑区	1,796	1,851
戸塚区	3,714	3,797
栄区	1,742	1,775
泉区	2,229	2,323
瀬谷区	2,063	2,148
計	49,015	50,677

■ 医療機関の状況

(自立支援医療(精神通院)指定医療機関数)(平成25年度末)

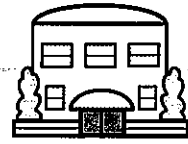
病院・診療所	薬局	指定訪問看護事業者等
407	1,367	108

■ 地域生活を支える社会資源

障害者総合支援法	宿泊型自立訓練施設	3か所	定員70人
	短期入所施設	3か所	2か所定員計10人
			1か所は空床利用
	共同生活援助	103か所	定員719人
	就労継続支援A型	20か所	定員305人
	就労継続支援B型	36か所	定員733人
	地域活動支援センター	72か所	
	精神障害者地域作業所型		
	精神障害者生活支援センター	生活支援センターA型	9か所
生活支援センターB型		9か所	
自立生活アシスタント(精神障害対応)		17か所	平成27年度1か所

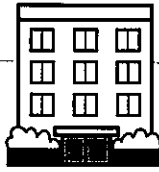
しょうがいしゃ こうけんてき し えん うえい ほうじん 障害者後見的支援運営法人

横浜市障害者後見的支援制度の受付・利用登録を行います。
 あんしんマネジャーと一緒に、一人ひとりの障害のある人とその家族の悩みごと、これからの安心につながる地域生活や見まもり体制を考えます。
 あんしんサポーターの雇用・研修を行います。
 あんしんキーパーの募集・登録を行います。
 障害のある人の希望に応じて、日中活動の場、暮らしの場などへ訪問します。
 横浜市障害者後見的支援制度の推進・普及啓発を行います。
 成年後見制度についての案内をします。



よこはま ししょうがいしゃ 横浜市障害者 こうけんてき し えん うえい ほうじん 後見的支援推進法人

横浜市障害者後見的支援制度の推進・調整・普及啓発などを行います。
 あんしんマネジャーを雇用し、それぞれの運営法人に配置します。



りよう なが 利用の流れ

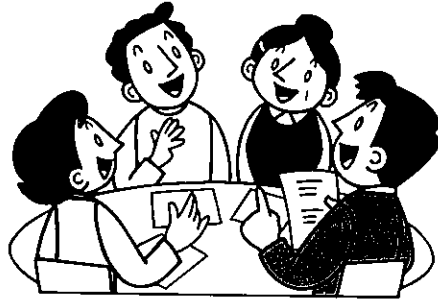
しりたいたい・ききたい 知りたい・聞きたい



れんらく ずく こうけんてき し えん うえい ぼうしつ 連絡しよう(お住まいの区の後見的支援室へ)



す ちいき 住みなれた地域で、 いつまでも安心して暮らそう



将来の希望や不安な気持ちをお話してみよう



自分の夢や希望をかなえるために、みんなが協力してくれる。



登録しよう

まずは、お住まいの区の後見的支援室、または推進法人にご相談ください。

※後見的支援室の連絡先は別紙をご覧ください。

横浜市障害者後見的支援推進法人 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階 TEL: 045-681-1277 FAX: 045-680-1550 (平成25年3月発行)

よこはま ししょうがいしゃ 横浜市障害者

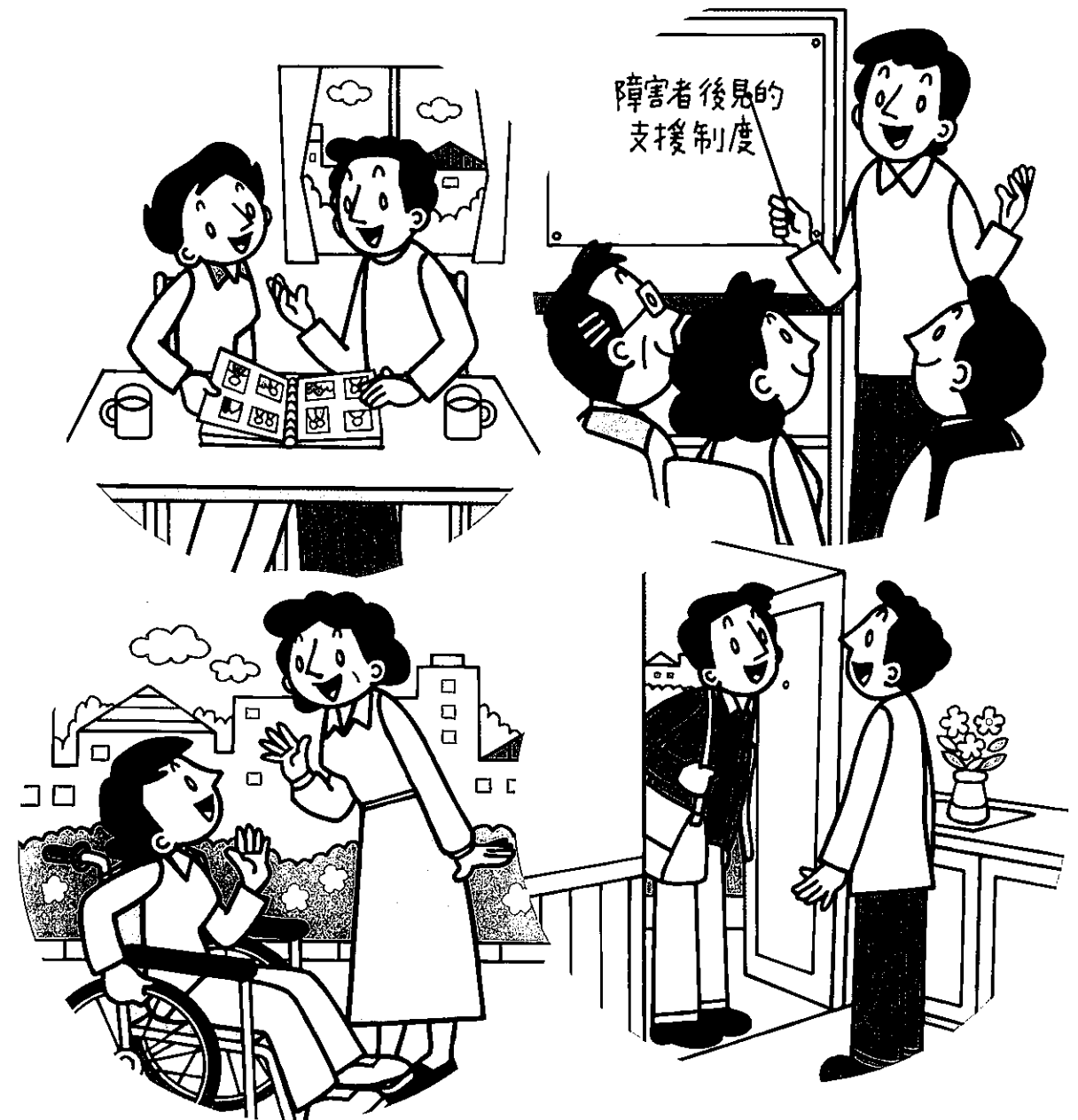
こうけんてき し えん うえい ほうじん 後見的支援制度

す ちいき あんしん ぐわが
住みなれた地域で、安心して暮らすことを願う

しょうがい ひと かぞく おも し えん
障害のある人とその家族の思いを支援するために、

こうけんてき し えん うえい ほうじん
後見的支援制度が平成22年度から

スタートしました。



横浜市障害者 後見的支援制度とは？

どんなことをしてくれるの？

- ・ 障害のある人を支援している人や地域住民の方などが、制度に登録した人を日々の生活の中で気かけたり定期的な訪問をしながら、日常生活を見まもります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人によりそいながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

- ※できないこと
- ・ 身体介助や家事援助などの直接支援（食事作りや入浴、買い物などの手伝い）
 - ・ お金や大事な書類のお預かり
 - ・ 入院時の身元保証と手術などの医療同意 など…

利用できる人は？

- ・ 日常の見まもりを希望する障害のある人（とその家族）
- ・ 将来の生活について相談したい障害のある人（とその家族）
- ・ 実施区に住んでいる18歳以上の障害のある人が登録対象です。

費用はかかるの？

この制度の利用には、費用はかかりません。

主な役割

あんしんキーパー

本人に何か困ったことがあった時に、「後見的支援室」に連絡する手伝いをします。



あんしんサポーター

日中活動の場、暮らしの場などを定期的に訪問します。



あんしんマネジャー

これまでの本人の暮らしや将来の希望と目標を聞き取り、本人の見まもり体制をつくります。また、定期的な訪問をしながら後見的支援計画がうまく進んでいるか本人と一緒に点検をします。

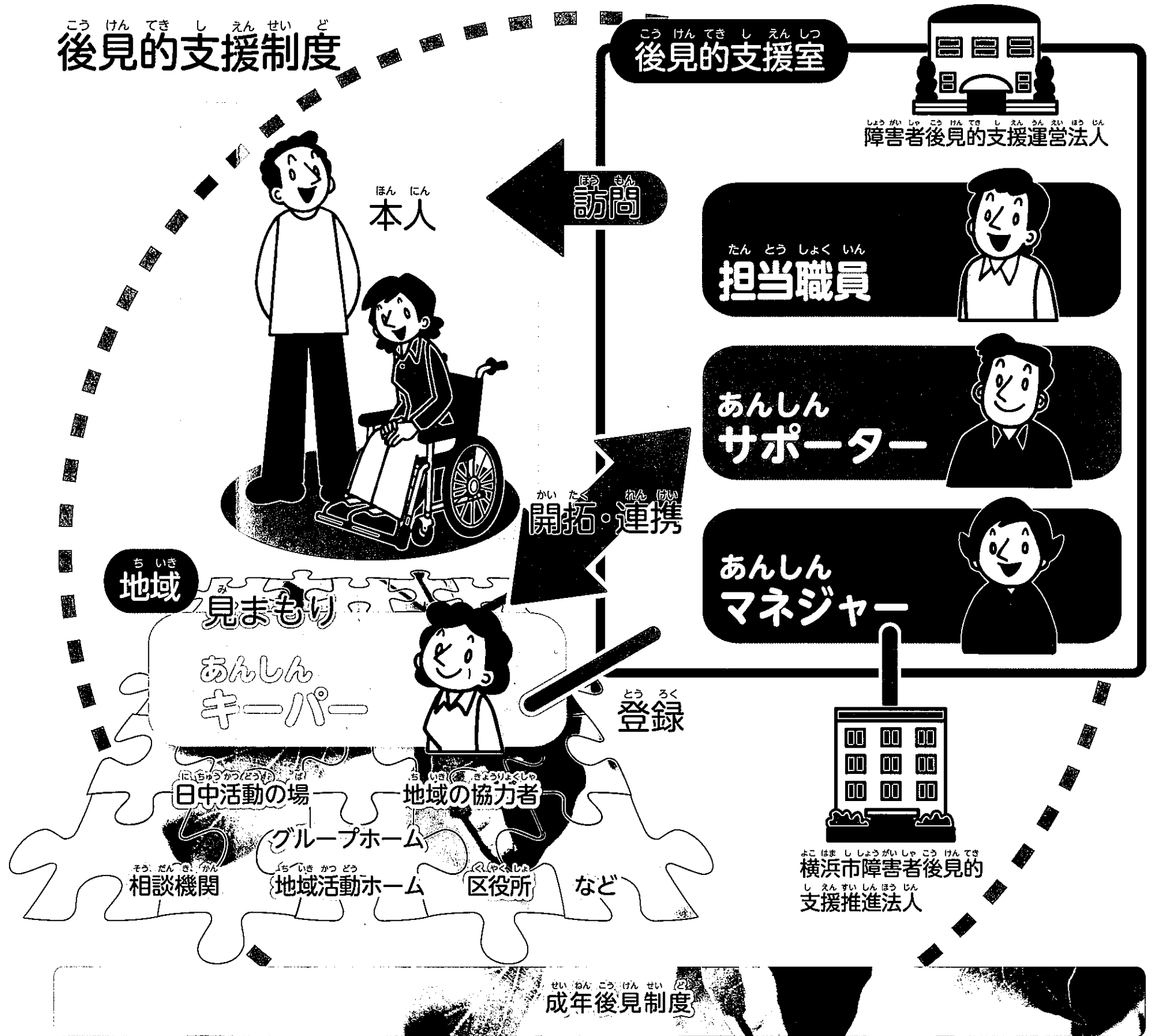


担当職員

あんしんキーパーとして協力してくれる人を増やしていくなど、この制度を地域に広めていきます。



後見的支援制度



成年後見制度

横浜市障害者後見的
支援推進法人

横浜市障害者後見的支援運営法人

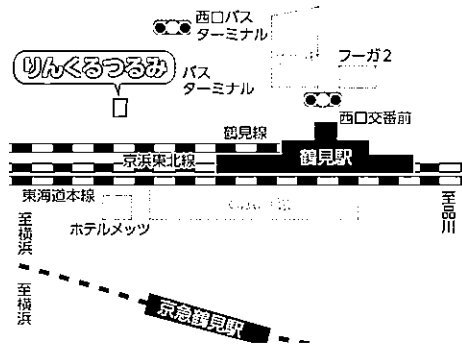
道 等 新 報 道 等 新 報 道 等 新 報

神奈川県 鶴見区 鶴見の支援室 訪問 台 地 地 区 地 区 地 区

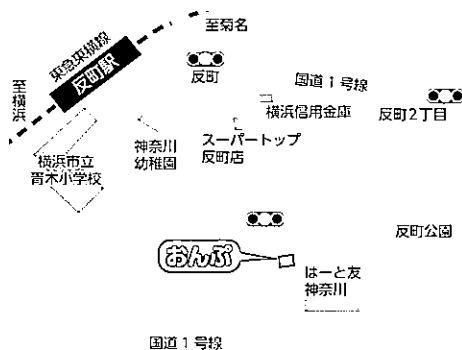
鶴見区 鶴見の支援室 訪問 台 地 地 区 地 区 地 区

鶴見区

名称
障がい者後見の支援室
りんくるつるみ
住所
鶴見区豊岡町3-4リコービル1階
TEL. **045-633-8471**
FAX. 045-582-1313
運営法人(社福)大樹

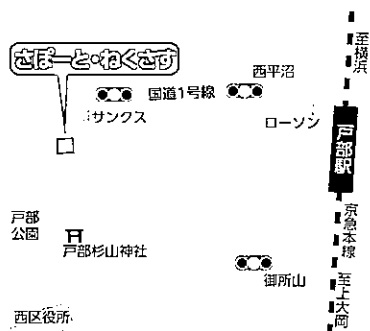


名称
神奈川区障がい者後見の支援室
おんぷ
住所
神奈川区反町1-7-3 ARSビル3階
TEL. **045-548-8860**
FAX. 045-548-4653
運営法人(社福)若竹大寿会



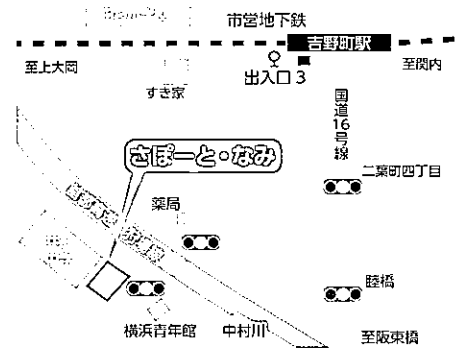
西区

名称
さぽーと・ねくさす
住所
西区中央1-18-22-102・103
TEL. **045-594-7681**
FAX. 045-594-7682
運営法人(社福)横浜共生会



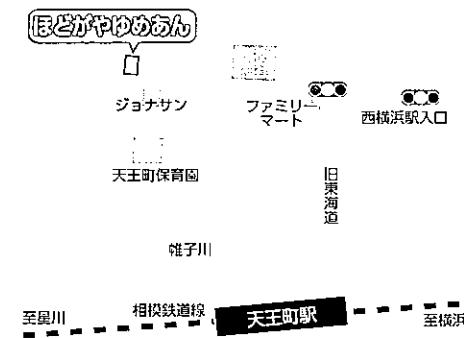
南区

名称
さぽーと・なみ
住所
南区東蒔田町1-10
地域生活支援センター南海
TEL. **045-348-9035**
FAX. 045-350-8114
運営法人(社福)横浜共生会



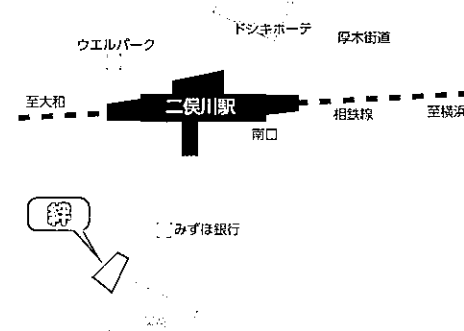
保土ヶ谷区

名称
障がい者後見の支援室
ほどがやゆめあん
住所
保土ヶ谷区天王町1丁目17-3
コーポメイプル1階
TEL. **045-331-9537**
FAX. 045-331-9030
運営法人(社福)ほどがや



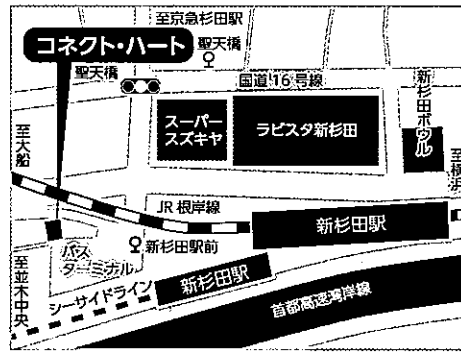
旭区

名称
旭区障害者後見の支援室 **絆**
住所
旭区二俣川2-58-2 清水ハーモニビル3階
TEL. **045-365-5200**
FAX. 045-365-7003
運営法人(社福)訪問の家



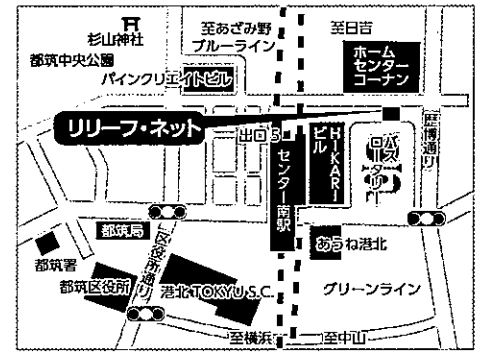
磯子区

- 名称
磯子区障害者後見的支援室
コネクト・ハート
- 住所
磯子区新杉田町7-9
花形ベイサイドビル2階205号室
- TEL. **045-773-7077**
- FAX. 045-775-1360
- 運営法人 (社福) 光友会



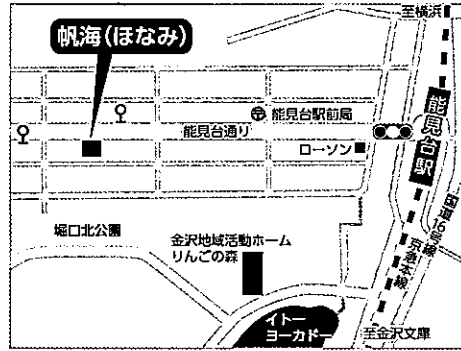
都筑区

- 名称
つづき障害者後見的支援センター
リリース・ネット
- 住所
都筑区茅ヶ崎中央51-13 森ビル901号
- TEL. **045-482-4871**
- FAX. 045-482-4872
- 運営法人 (社福) 同愛会



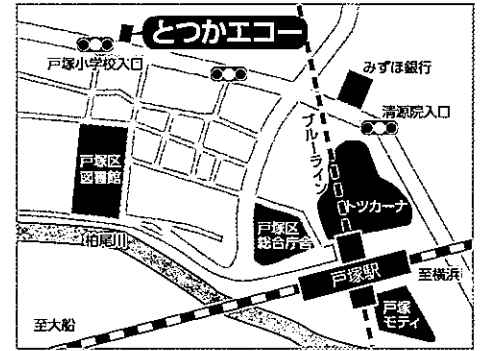
金沢区

- 名称
金沢区障害者後見的支援室
帆海 (ほなみ)
- 住所
金沢区能見台通21-23 アイカビル1F
- TEL. **045-788-2114**
- FAX. 045-788-2160
- 運営法人 (社福) すみなす会



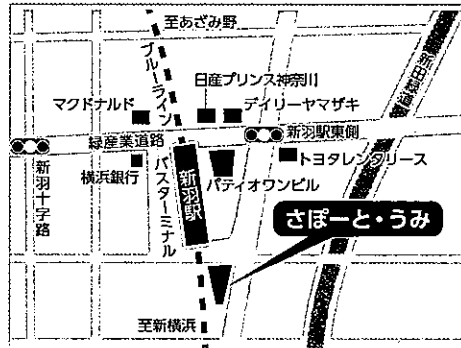
戸塚区

- 名称
後見的支援センター
とつかエコー
- 住所
戸塚区戸塚町4130-5
R・K・BLD Totuka II 3F
- TEL. **045-435-9481**
- FAX. 045-435-9482
- 運営法人 (社福) ひかり



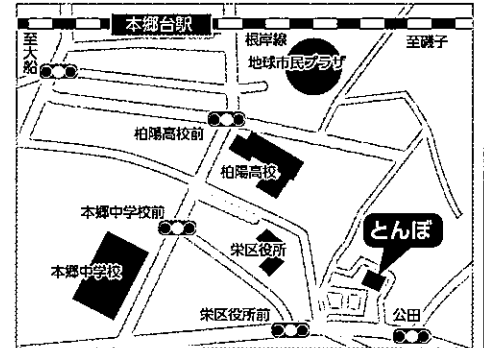
港北区

- 名称
さぽーと・うみ
- 住所
港北区新羽町1240-1 5階
- TEL. **045-534-1215**
- FAX. 045-534-1216
- 運営法人 (社福) 横浜共生会



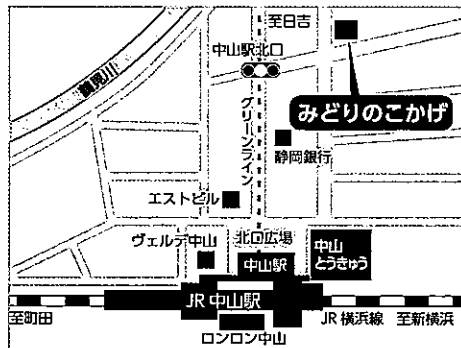
栄区

- 名称
栄区後見的支援室 **とんぼ**
- 住所
栄区桂町711
さかえ次世代交流ステーション内
- TEL. **045-390-0201**
- FAX. 045-892-3933
- 運営法人 (社福) 訪問の家



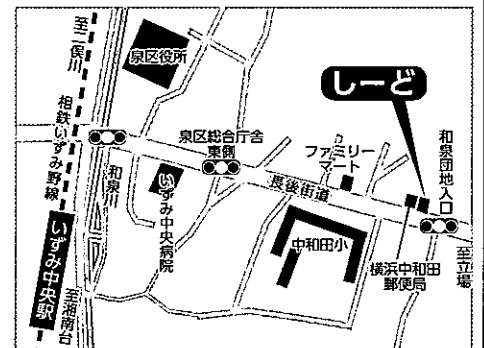
緑区

- 名称
緑区障がい者後見的支援室
みどりのこかげ
- 住所
緑区中山町310-1 中山ガーデンハウス102
- TEL. **045-508-9909**
- FAX. 045-530-0860
- 運営法人 (社福) 県央福祉会



泉区

- 名称
泉区障がい者後見的支援室
しーど
- 住所
泉区和泉町3741
- TEL. **045-443-7911**
- FAX. 045-443-7966
- 運営法人 (社福) いずみ苗場の会



障害者自立生活アシスタント事業 事業概要

1 事業の目的

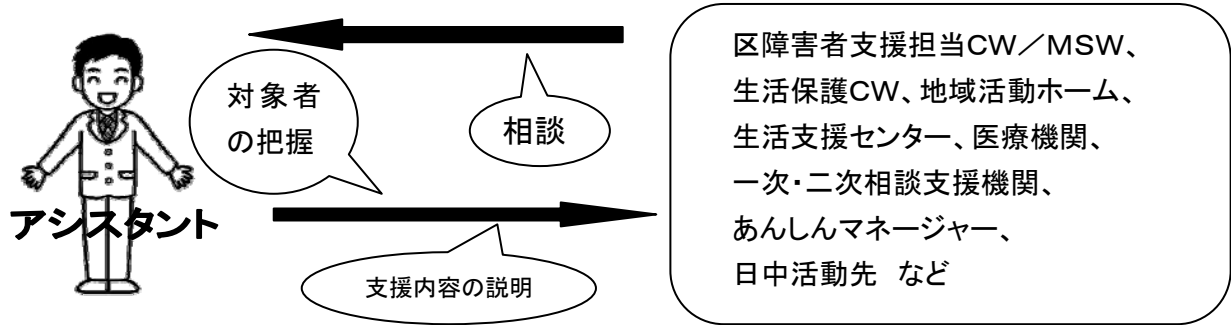
この事業は、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、障害者施設等に配置した自立生活アシスタント（以下、「アシスタント」）が、施設の専門性を活かし、障害の特性を踏まえた生活力、社会適応力を高めるための支援を行うことにより、単身等で生活する障害者の地域生活を維持することを目的としています。

2 事業の概要

事業開始年度	平成 13 年度 平成 19 年度より精神障害者へ支援開始 平成 22 年度より発達障害者、高次脳機能障害者へ支援開始		
支援対象者	次のいずれかに該当する障害者 1 単身者 2 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活の支援を受けられない者 3 家族と同居又はグループホームに入居しているが、アシスタントの支援を利用しながら、単身生活等への移行を希望する者		
支援内容	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 【訪問による生活支援】 ・ 衣食住に関する支援 ・ 健康管理に関する支援 ・ 消費生活に関する支援 ・ 余暇活動に関する支援 </td> <td style="vertical-align: top;"> 【コミュニケーション支援】 ・ 対人関係の調整 ・ 職場・通所先との連絡調整 </td> </tr> </table>	【訪問による生活支援】 ・ 衣食住に関する支援 ・ 健康管理に関する支援 ・ 消費生活に関する支援 ・ 余暇活動に関する支援	【コミュニケーション支援】 ・ 対人関係の調整 ・ 職場・通所先との連絡調整
【訪問による生活支援】 ・ 衣食住に関する支援 ・ 健康管理に関する支援 ・ 消費生活に関する支援 ・ 余暇活動に関する支援	【コミュニケーション支援】 ・ 対人関係の調整 ・ 職場・通所先との連絡調整		
自立生活アシスタントの配置	横浜市から委託を受けた事業所が、アシスタントを複数配置しています。そのうち 1 名は対象の障害者の支援について相当の経験（5 年以上）と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行える専任の常勤職員です。		
支援の対象地域	支援の対象地域は実施事業所の所在区および近隣区を原則とし、各事業所ごとに対象地域を設定しています。（対象地域外の方を拒むものではありません。）		
利用手続き	各区福祉保健センターまたは各事業所へ相談し、アシスタントに支援を依頼したい内容を話し合った上で、利用申請を行います。各事業所は支援を希望する方の申請に基づき、利用者の登録を行います。		
利用者負担	なし		
登録者数	1 施設あたりの登録者数は概ね 25 人程度としています。		

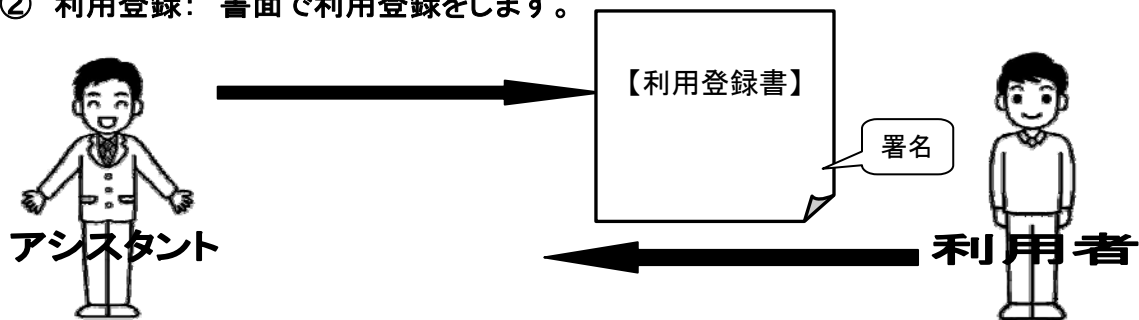
■障害者自立生活アシスタント事業 利用の流れ

① 利用相談： まずは区役所、もしくは、アシスタント事業所に相談をします。



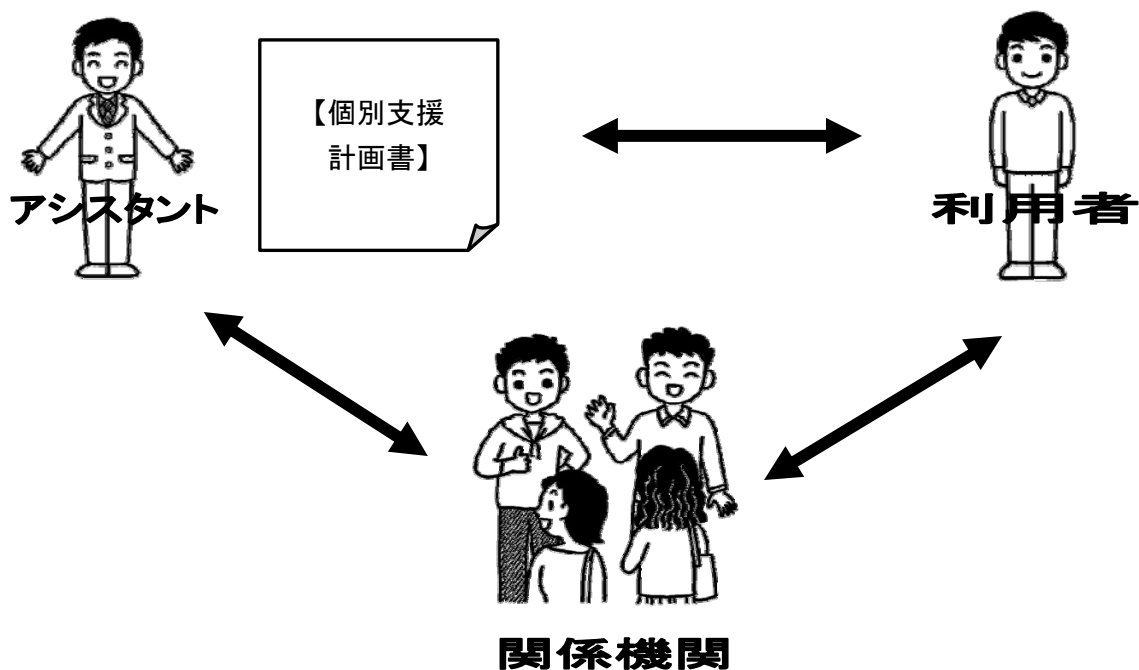
※相談については可能な限り対応した上で、利用登録についてのアセスメントをします。

② 利用登録： 書面で利用登録をします。



※明らかに支援が必要な状況でも、アシスタント事業の利用登録にご本人の同意が得られない場合もあります。その際には柔軟な対応を行います。

③ 支援開始～支援終結： 個別支援計画書に基づき、関係機関と連携をしながら支援を行います



※アシスタントの支援に利用期限はありませんが、おおむね6ヶ月～12ヶ月ごとに個別支援計画を見直し、支援の終結の見通しについても検討をします。

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めるよう検討しているところ。

I 利用者及び利用に当たっての条件

- ① **利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。**
（サービス利用計画作成時等の機会をとらえながら、相談支援事業所など病院関係者以外の者が利用者の意向確認に関与する。また、病院から直接地域生活に移行することが基本であることを踏まえ、本サービスの利用以外にも考えうる支援案を利用者に示すように努める）
- ② **利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。**
（利用対象者は、原則、本サービスの実施日時点で長期入院している者とする）
- ③ **利用期間を設けること。**（利用期間は2年以内で、やむを得ない場合には更新可能とする）

Ⅱ 支援体制や構造上の条件

- ④ **利用者のプライバシーが尊重されること。**(居室は原則個室とする。病院職員や病院に通院してくる通常の病院利用者が本サービスの利用者の生活圏に立ち入らないように配慮する)
- ⑤ **食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にする事。**(食事は世話人による提供等以外にも、本人が希望する場合は病院の食堂等の利用も可能とする。また、日中活動の場所や内容を病院が指定・強制することはしない)
- ⑥ **外部との面会や外出は利用者本人の自由にする事。**(建物の管理に当たって防犯上の問題などやむを得ない場合を除き、面会や外出について病院の許可等を課すことはしない)
- ⑦ **居住資源が不足している地域であること。**(GHの整備量が障害福祉計画に定める量に比べて不足している地域とする)
- ⑧ **病院が地域から孤立した場所でないこと。**(住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域とする(基準省令第210条第1項と同趣旨))
- ⑨ **構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。**(本サービスの提供の場と病院機能の場で、出入口が異なる、廊下等でも直接行き来できなくなっている)
- ⑩ **従業員は、病院の職員と兼務しないこと。**(病院の職員や夜勤・宿直職員が本サービスの日中や夜間の従業者を兼務することはしない)

Ⅲ 運営上の条件

- ⑪ **本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。**(利用期間中も引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施する)
- ⑫ **運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。**(利用者本人、家族、自治体職員、その他の関係者により構成される協議の場を設置し、活動状況の報告、要望、助言等を聴く。また、自治体が設置する協議会等において運営についての評価を受ける)
- ⑬ **時限的な施設とすること。**(まずは本サービス実施後6年間の運営を可能にするとともに、制度施行日から4年後をめぐり3年間の実績を踏まえ、本サービスの在り方について検討する)

平成 27 年 3 月 11 日
健康福祉・病院経営委員会
配 付 資 料
健 康 福 祉 局

市第 215 議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令」が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、省令の改正内容を本市条例に反映するため、「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 障害福祉サービスの基準該当生活介護及び基準該当短期入所の事業所の対象に、介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加します。【条例第 97 条、第 111 条】

「基準該当」：指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、それに準じた人員配置等の要件を満たすものとして認められたもので、給付費の支給対象となるもの。

- (2) 指定共同生活援助事業所（障害者グループホーム）において、障害支援区分等に関する一定の要件を満たす者に、当該事業所以外の外部のヘルパー等を利用することが経過的に認められていますが、その期限を平成 27 年 3 月 31 日から平成 30 年 3 月 31 日に延長します。【条例附則第 6 項、附則第 7 項】

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

◎今回の省令改正のうち条例改正を見送る事項

(1) 省令の内容 「病院の敷地内における指定共同生活援助の事業の経過的特例」

指定共同生活援助（障害者グループホーム）については、病院敷地内への設置は認められていませんが、長期入院精神障害者の地域移行を促進するため、平成 36 年度末までの間、一定の要件を満たす場合に、精神科病院の敷地内において障害者グループホームの事業を試行的に行うことができるとする特例を設けるものです。

- ＜主な要件＞
- ・病院の精神病床の減を伴うものであること
 - ・構造的に独立性が確保されていること
 - ・利用期間を原則として 2 年以内とすること など

(2) 条例改正を見送る主な理由

- ・ 病院敷地内の設置については、精神障害者関係団体から障害者の地域移行に逆行するものであるとの反対もあり、本市としても、今後、他の都道府県の実施状況を見つつ、その実行性や効果等を見極めた上で、導入の可否をあらためて検討する必要があると考えられること。
- ・ 平成 36 年度末までの間の試行的な実施であり、今後 3 年間の実績を踏まえて、4 年後を目途にサービスのあり方の検討が行われる経過的なものであること。

精神障害者生活支援センター事業報告

平成 27 年 3 月 20 日
精神保健福祉審議会資料
健康福祉局障害支援課

■ 事業状況 ※別紙統計

横浜市の総合計画である「ゆめはま 2010 プラン基本計画」（平成 6 年度）において、精神障害者が地域で安定した生活を送るために生活支援を行う拠点施設として、『精神障害者生活支援センター』の各区 1 ヶ所整備が計画された。

以降、平成 11 年 5 月の神奈川区生活支援センターの第 1 館目開設から始まり、平成 25 年 3 月中区生活支援センター開所で、18 区 1 館整備が完了した。

精神障害者手帳保持者増加傾向のなか、生活支援センターの役割がより一層重要なものになってきている。

■ 「第 3 期横浜市障害者プラン」より（本文抜粋（第 3 章 取組 2 - 2））

「生活支援センターの運営」

設置当初の居場所機能だけではなく、既存のサービスを整理・再構築した上で、早期対応や生活支援センターに来られない方など、精神障害者の相談機能に重点を置いた支援の充実を図ります。

■ 平成 27 年度 of 取組

① 食事提供に関するモデル事業の実施

- ・夕食サービスの提供日数を削減し、相談事業の機能強化を目指します。
- ・モデル事業実施期間：平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで
- ・事業実施生活支援センター及び内容

実施生活支援センター	食事提供日
保土ヶ谷区生活支援センター（A型）	【夕食】月火水木日（週 5）
緑区生活支援センター（A型）	【夕食】火金日（週 3）
戸塚区生活支援センター（B型）	【夕食】火木（週 2） 【昼食】土（週 1）

② 障害者自立生活アシスタント事業の事業所拡大

- ・障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために、身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行うための事業。
- ・平成 27 年度 精神障害者を対象とした事業所として、新規で戸塚区生活支援センターが開始予定。

【従来より実施している事業所】

- ・ A 型（公設民営型）生活支援センター 9 か所にて指定管理業務として実施
- ・ B 型（民設民営型）生活支援センター 7 か所は委託業務として実施
（旭、金沢、泉、南、都筑、青葉、瀬谷）

※その他、知的障害等を対象に 22 箇所を実施

【資料】平成25年度精神障害者生活支援センター事業実績

1 A型 公設民営型（指定管理）

	神奈川	栄	港南	保土ヶ谷	緑	磯子	港北	鶴見	中	
開所日数	353	353	353	353	353	353	353	353	353	
登録者数	931	989	1,498	822	973	1,090	1,126	654	357	
実利用者数	13,478	9,838	11,182	14,267	9,490	9,168	9,657	17,749	9,135	
（一日平均）	38	28	32	40	27	26	27	50	26	
利用者数（延）	30,016	22,956	25,930	26,031	24,505	21,912	27,161	25,811	20,575	
（一日平均）	85	65	74	74	69	62	77	73	58	
来館者数	14,023	10,829	11,972	15,498	9,844	9,955	10,555	19,201	9,614	
（一日平均）	20	15	16	24	18	14	11	18	16	
各サービス	食事サービス（延）	6,961	5,202	5,793	8,365	6,362	4,942	3,839	6,391	5,679
	（一日平均）	20	15	16	24	18	14	11	18	16
	入浴サービス（延）	3,349	185	1,529	481	408	1,193	336	816	1,410
	（一日平均）	10	1	4	1	1	3	1	2	4
	洗濯サービス（延）	0	226	233	250	224	206	70	371	320
	（一日平均）	0	1	1	1	1	1	0	1	1
	インターネットサービス（延）	499	42	50	91	377	644	426	309	329
	（一日平均）	1	0	0	0	1	2	1	1	1
	電話相談（延）	15,578	11,993	13,813	10,295	14,536	11,724	16,431	6,224	10,761
	（一日平均）	44	34	39	29	41	33	47	18	31
	面接相談（延）	1,293	1,487	1,575	1,851	1,108	885	2,436	1,463	1,137
	（一日平均）	4	4	5	5	3	3	7	4	3
	訪問・同行	415	134	145	238	125	233	175	386	200
	（一日平均）	1	0	0	1	0	1	1	1	1
	面接（非構造）	1,849	4,104	1,428	1,813	1,486	3,891	3,048	11,933	3,875
	（一日平均）	5	12	4	5	4	11	9	34	11
	自主事業	203	108	133	69	149	197	57	73	54
	（参加人員）	1,441	1,412	1,254	495	1,237	1,711	724	851	1,002
	地域交流事業	22	40	24	13	57	15	26	12	11
	（参加人員）	635	2,462	1,019	322	312	45	131	393	72

2 B型 民設民営型

	旭	金沢	泉	南	都筑	青葉	西	戸塚	瀬谷	
開所日数	255	256	259	259	255	256	243	255	251	
登録者数	419	557	398	747	485	553	109	430	290	
実利用者数	8,115	3,516	3,218	4,929	2,558	3,110	2,809	4,055	3,416	
（一日平均）	32	14	12	19	10	12	12	16	14	
利用者数（延）	15,720	9,005	5,638	9,734	7,214	13,054	8,377	8,458	7,137	
（一日平均）	62	35	22	38	28	51	35	33	28	
来館者数	9,984	3,858	4,043	5,569	3,649	4,101	4,579	3,943	3,754	
（一日平均）	5	9	3	19	7	5	6	7	7	
各サービス	食事サービス（延）	1,215	2,224	642	4,978	1,881	1,196	1,399	1,715	1,845
	（一日平均）	5	9	3	19	7	5	6	7	7
	入浴サービス（延）	377	168	259	112	28	0	0	113	234
	（一日平均）	2	1	1	0	0	0	0	0	1
	洗濯サービス（延）	3	0	130	17	1	4	0	29	17
	（一日平均）	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	インターネットサービス（延）	0	0	0	91	549	6	0	0	0
	（一日平均）	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	電話相談（延）	5,581	5,079	1,465	4,070	3,551	6,120	3,722	4,277	3,329
	（一日平均）	22	20	6	16	14	24	15	17	13
	面接相談（延）	1,436	411	389	642	219	1,438	1,031	905	663
	（一日平均）	6	2	2	3	1	6	4	4	3
	訪問・同行	155	68	130	95	14	2,833	76	238	54
	（一日平均）	1	0	1	0	0	11	0	1	0
	面接（非構造）	2,442	2,207	329	785	525	4,032	3,721	1,044	372
	（一日平均）	10	9	1	3	2	16	15	4	2
	自主事業	1,022	159	345	82	103	145	102	87	83
	（参加人員）	11,516	733	2,003	880	760	2,113	2,111	707	616
	地域交流事業	47	1	23	4	20	49	47	6	4
	（参加人員）	675	69	355	5	499	5,653	437	143	210



抜 粹

平 成 27 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要15】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【予算概要15】
	地域活動支援センター障害者地域作業所型等運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター障害者地域作業所型等に対して助成を行います。【予算概要15】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【予算概要15】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要16】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要17】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要18,19】
	生活介護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。	
障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要17】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要20】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要22】
	自殺対策事業	地域自殺対策情報センターや区局による自殺対策を強化するとともに、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【予算概要23】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要24】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

15	障害者の 地域生活支援	
本年度	121億5,846万円	
前年度	120億3,707万円	
差引	1億2,139万円	
本年度の 財源内訳	国	34億8,114万円
	県	17億4,057万円
	その他	6万円
	市費	69億3,669万円

事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

1 後見的支援推進事業【中期】〈拡充〉 あんしん **4億5,907万円**

地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。

新規2区開始 累計16区

2 多機能型拠点の運営 あんしん **1億2,699万円**

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を2か所運営します。

3 障害者地域活動ホーム運営事業 **57億8,837万円**

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。

(1) 社会福祉法人型 18か所

(2) 機能強化型 23か所

4 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん **8億7,124万円**

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センター18か所の運営費を助成します。

5 地域活動支援センター障害者地域作業所型等運営事業 あんしん **46億1,394万円**

(1) 地域活動支援センター障害者地域作業所型等

地域活動支援センター障害者地域作業所型等に対し、運営費、借地・借家費等を助成します。(年度末設置見込み数)

身体・知的 102か所、精神 69か所(うち新規 身体・知的 2か所、精神 2か所)

(2) 法定事業移行支援

地域活動支援センター障害者地域作業所型等から、障害福祉サービス事業へ移行する事業所に対し、移行支援補助金や借地・借家費等を助成します。

6 障害者自立生活アシスタント事業〈拡充〉 あんしん **2億9,885万円**

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員(自立生活アシスタント)による支援を行い、地域生活の継続を図ります。

新規1か所開始 累計39か所

※ あんしん が付いている事業は「将来にわたるあんしん施策」を含む事業を示します。

16	障害者グループホーム設置運営等事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 また、さまざまなニーズに応える住まいの構築に向け、多様な居住支援の方法について、検討を進めていきます。
本年度	116億3,428万円		1 設置費補助 2億550万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所 (うち7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 移転 8か所
前年度	94億2,900万円		
差引	22億 528万円		
本年度の財源内訳	国	43億9,134万円	2 運営費補助等 110億146万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 698か所(A型8、B型690)うち新規 47か所 (1) 運営基本費(国基準+加算) ア 基本費 イ 夜間支援体制加算 (2) 家賃補助(月額家賃1/2) (3) 設立等支援事業 (4) 法定事業移行支援
	県	20億6,716万円	
	その他	300万円	
	市費	51億7,278万円	
3 スプリンクラー設置費補助 3億6,804万円 平成27年4月より義務化される、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (1) 新設・移転グループホームにおけるスプリンクラー設置 〈新規〉 (B型23ホーム) (2) 既設グループホームにおけるスプリンクラー設置 (A型1ホーム、B型84ホーム)			
4 実地指導強化事業 173万円 グループホーム運営法人に対する経理面の調査機能強化により、運営状況や補助金の使用について、効果的な指導を行います。			
5 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 高齢化対応グループホーム事業をモデル実施し、重度化対応グループホーム事業を継続実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。			
6 住まいのあり方検討事業〈新規〉 62万円 行動障害のある方の住まいのあり方を始め、障害児・者の住まい全体の効果的な仕組みについて、調査・研究を行います。 また、それらの情報を基に、住まいのあり方について、当事者や家族も含めて検討する場を設置し、障害児・者が安心して地域で生活できる仕組みの構築を検討します。			

17	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業 5億557万円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度	8億5,854万円		2 計画相談支援事業 3億4,646万円 指定特定相談支援事業所が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 なお、27年4月以降は、障害福祉サービスを利用する全ての方にサービス等利用計画が必要となります。
前年度	5億9,414万円		
差引	2億6,440万円		
本年度の 財源内訳	国	2億5,536万円	3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 651万円 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。
	県	1億2,768万円	
	その他	—	
	市費	4億7,550万円	

18	居宅介護事業		事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。
本年度	110億4,786万円		1 障害者ホームヘルプ事業 93億4,331万円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,333,612時間
前年度	108億7,987万円		
差引	1億6,799万円		
本年度の 財源内訳	国	41億1,513万円	2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億455万円 (1) 対象者 単独で外出が困難な知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の肢体不自由児・者等 (2) 総利用時間見込 668,820時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修
	県	20億5,946万円	
	その他	204万円	
	市費	48億7,123万円	

19	障害者の移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
本年度	52億9,369万円		1 特別乗車券交付事業 25億6,741万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを無料利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
前年度	51億2,453万円		
差引	1億6,916万円		
本年度の財源内訳	国	8億5,320万円	
	県	4億2,850万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億6,775万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
	その他	5,993万円	
	市費	39億5,206万円	
			3 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億455万円 〈19ページの18の2の再掲〉 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 (1) 日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 (2) 通学・通所支援 (3) ガイドヘルパー等の研修受講料助成 等
			4 ガイドボランティア事業 あんしん 7,114万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアが付き添い等を行います。 (1) 日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 (2) 通学・通所への支援、通学の見守り支援 (3) ガイドボランティア研修の実施
			5 移動情報センター運営等事業 【中期】〈拡充〉 あんしん 7,897万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。また、29年度までに市内のどの地域でも移動の支援を効果的に利用できるよう、全区での窓口開設を目指し、順次拡大を図ります。 新規3区開設予定 累計12区
			6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 192万円 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー（福祉車両）を導入する際の費用の一部を助成します。
			7 ハンディキャブ事業 6,571万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）
			8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億1,814万円 施設等に通所の身体・知的・精神障害児・者及び介助者へ通所の交通費を助成します。
			9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,810万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

20	障害者支の援	
本年度	3億3,447万円	
前年度	3億489万円	
差引	2,958万円	
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	15万円
	市費	3億3,432万円

事業内容

国や県の動向を踏まえ、市民に最も身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を障害者と企業の双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。

1 障害者就労支援センター運営事業

【中期】〈拡充〉

3億179万円

障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。

また、増加する就労支援ニーズに対応するため、就労支援センターの体制強化を図ります。

・障害者就労支援センターの運営 9か所

2 よこはま障害者共同受注総合センターの運営

【中期】〈新規〉

1,797万円

市内障害者施設等の作業種別など受注に関する情報を集約し、企業等から障害者施設への受注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行うセンターを開所します（平成27年4月開所予定）。

3 障害者雇用の理解促進及び就労支援ネットワークの構築

491万円

(1) 啓発事業

企業向けのセミナーや障害者等を対象としたシンポジウムの開催及び障害者施設等職員を対象とした企業研修を実施するなど、障害者雇用の啓発を進めていきます。

(2) 福祉と企業をつなぐ人材の確保

地域における就労支援機関・障害者施設・教育機関・労働行政・企業等とのネットワーク形成を行います。

(3) 障害者雇用事例紹介

障害者雇用において、働きやすい職場環境づくりや独自の工夫をしている企業等の取り組みをWEBページ等で広く紹介することで、企業や社会全体における障害者雇用への理解を進めます。

4 障害者雇用事業

306万円

精神障害者等の雇用により、事務分野での雇用拡大に向けた検証を行い、本市における障害者雇用の理解促進及び全庁的な雇用制度の検討を行います。

5 ふれあいショップ事業

674万円

障害者の就労の場の確保と市民への障害者理解を広めるため、公共施設内で飲食物の提供及び障害者施設等の自主製品を販売する店舗「ふれあいショップ」を運営するとともに、店舗での雇用を通じた就労訓練により、企業等への一般就労を促進します。

・ふれあいショップ 市内11か所

21	障害者施設整備事業	事業内容	
本年度	14億1,983万円	1 障害者施設整備事業〈拡充〉 13億1,297万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため、必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。 なお、実勢価格を反映した補助単価の引き上げを行います。27年度新規募集分からは償還金助成制度を見直し、わかりやすい制度にします。 (1) 障害者施設整備（設計・建設） 1 か所 ・多機能型拠点（瀬谷区） あんしん 設計…27年度完了予定 建設…27年度着手、28年度完了予定 (2) 障害者施設耐震対策（建設） 2 か所 ・保土ヶ谷区、旭区…28年度完了予定	
前年度	24億5,140万円		
差引	△10億3,157万円		
本年度の財源内訳	国	5,486万円	2 障害者地域活動ホーム整備事業 1億686万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
	県	—	
	その他	17万円	
	市費	13億6,480万円	

22	重度障害者医療費助成事業	事業内容	
本年度	155億8,326万円	1 重度障害者医療費助成事業 104億4,433万円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 15,196人 イ 国民健康保険加入者 18,621人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 21,897人 計 55,714人	
前年度	157億7,590万円		
差引	△1億9,264万円		
本年度の財源内訳	国	25億6,735万円	2 更生医療給付事業 51億3,893万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,877人
	県	45億3,096万円	
	その他	25億4,869万円	
	市費	59億3,626万円	

23	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 【中期】 1 地域連携 1,678万円 (1) 講演会の開催、パンフレット等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。 (3) 区局による推進 地域特性に合わせた区の取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因に対応するため、全庁的な取組を推進します。 2 地域自殺対策情報センター運営 1,151万円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 3 自死遺族支援等 726万円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本年度	3,555万円		
前年度	4,195万円		
差引	△640万円		
本年度の財源内訳	国	619万円	
	県	2,000万円	
	その他	4万円	
	市費	932万円	

24	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億7,022万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 〈拡充〉 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 また、新たに夕方から夜間にかけて受入病院を確保し、体制を強化します。(平日週2回) (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
本年度	2億7,391万円		
前年度	2億6,879万円		
差引	512万円		
本年度の財源内訳	国	3,808万円	
	県	—	
	その他	22万円	
	市費	2億3,561万円	

目次

資料5

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 第3期計画の全体像
- 4 国の動向

第2章 横浜市の障害福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・11

- 1 横浜市の障害福祉
- 2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移
- 3 第2期の振り返り
- 4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

第3章 基本目標とテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

- 1 基本目標
- 2 テーマ
 - (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う
 - (2) テーマ2 住む、そして暮らす
 - (3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
 - (4) テーマ4 いきる力を学び・育む
 - (5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

第4章 P D C A サイクルによる計画の見直し・・・・・・・・125

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

- 1 第2期横浜市障害者プランの検証評価
- 2 当事者アンケート実施概要
- 3 パブリックコメントの概要
- 4 推進体制

だいさんきよこはまししょうがいしゃぶらん 第3期横浜市障害者プラン

けんあん
原案

へいせい わんど わんど
平成27年度～32年度

へいせい わん がつ
平成27年2月

よこはまし
横浜市

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

ほんし しょうがいふくし しさく かか ちゅう ちょうきてき けいかく しょうがいしゃぶらん いか ぶ
本市では、障害福祉策に関する中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「ブ
らん」といいます。)を、平成16年度に「第1期」、21年度に「第2期」として策定し、障害児・
しゃ じこ せんたく じこ けつてい しゃがい ごうちく してん ちゅうしん しさく すいしん
者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してきまし
た。

ぶらん しょうがいしゃきほんほう ちと よこはまし しょうがいしゃ かん しさく ほうこうせいどう
このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等
を定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を
さだ きほんてき けいかく しょうがいしゃ けいかく しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑に
そうごうてき しえん ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう ちと えんかつ
サービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量
さーびす ていきよう すず しょうがいふくし せーびす ひつよう りよう みこ りよう
を定める「障害福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

だい 3 期 においても ひきつづ ほんし における しさく しょうがいふくし せーびす れんけい ほか
第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図って
いく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

しょうがいじ しゃ とくべつ せんざい ではありません しょうがい あっても ひとり しみん として すな
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣
れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・
そだ く だい き じこ せんたく じこ けつてい す な ちいき あんしん まな
育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害
ふくし しさく ちやくじつ すず
福祉施策を着実に進めます。

だい しょう 第1章

けい かく がい しよう 計画の概要

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜21（健康増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に運動していくことにより、一層の効果を上げていきます。行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

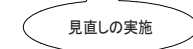
第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

名称	第2期 横浜市障害者プラン						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画			障害福祉計画			障害者計画			障害福祉計画		



3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。テーマ1では「出会う・住む、そして暮らす」として、住まい及び暮らしを、テーマ3では「毎日安心して健やかに過ごす」して、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」置付けました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細)

テーマ1

P.42

出会う・つながる・助け合う

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ2

P.59

住む、そして暮らす

住まい、暮らし

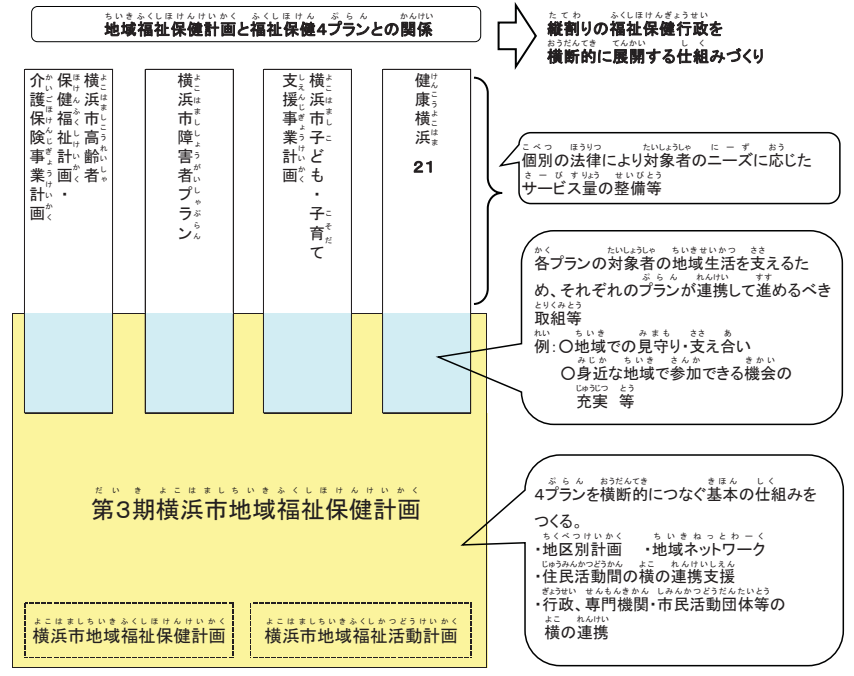
テーマ3

P.76

毎日安心して健やかに過ごす

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

【他計画との関係性】



※地域福祉保健計画から抜粋（一部改訂）

4 国の動向

(1) 共生社会の実現に向けて…

障害者施策に関わる主な動きとしては、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障がい者制度改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次意見」、同年12月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別的禁止や防災及び防犯などを盛り込む形で改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。このように、近年は「障害者基本法」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「いきる力」を学び・育む」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位は各テーマのページをご覧ください。

テーマ4

ちから まな はくく
いきる力 を学び・育む

P.90

りょういく きょういく じんざい かくほ いくせい
療育、教育、人材の確保・育成

テーマ5

はたら かつどう よか たの
働く・活動する・余暇を楽しむ

P.106

じゅうろう ふくしてせじゅうろう にっちゅうかつどう
就労、福祉的就労、日中活動、

ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
文化・スポーツ・レクリエーション

※参考文献
平成25年度版 障害者白書

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
平成18年4月	「障害者自立支援法」施行 (3障害一元化 障害程度区分導入 等)
19年9月	「障害者権利条約」に署名
22年12月	「障害者自立支援法」改正 (発達障害が対象として明確化)
23年8月	「障害者基本法」改正 (差別的禁止、教育の配慮 等)
24年10月	「障害者虐待防止法」施行
25年4月	「障害者総合支援法」一部施行 (難病の追加 地域生活支援事業の追加等)
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)施行 (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	障害者の法定雇用率の引き上げ (民間1.8%→2%、行政2.1%→2.3%に引き上げ)
25年6月	「障害者差別解消法」成立 (H28年4月～施行予定) (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)改正 (H28年4月～施行予定：雇用分野における差別的禁止) (H30年4月～施行予定：精神障害者を法定雇用率の算出に加える等)
26年1月	「障害者権利条約」批准
26年4月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)改正 (保護者制度の廃止)
	「障害者総合支援法」施行 (グループホーム一元化・障害支援区分へ変更)

(2)自己決定・自己選択による地域生活へ…

障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心にサービス提供を行う体制を構築してきました。

平成15年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害 共通の仕組みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が25年4月に施行されました。

第2章 横浜市の障害福祉について

1 横浜市の障害福祉

(1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開（地域活動の視点から）

昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学させる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設しかなく、公設の「ときわ学園」や「さざんか学園」に、就学 猶予・免除された子どもたちの一部が通っており、多くは「家族が面倒を見る」というような時代でした。

また、当時 障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが難しい時代でもありました。

このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリエーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の場として「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていきます。

これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として運営費の助成を開始しました。

そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市在宅障害児援護協会 *1」（以下「在援協」といいます。）であり、横浜市は、この在援協に補助を行い、在援協 が各訓練会や横浜市障害者地域作業所（以下「地域作業所」といいます。）へ運営費として、助成を行ってきました。

第2章

横浜市の障害福祉について

* 1…重い障害のある人の家族によって、1973年(昭和48年)に設立されました。設立当時、障害児の保育活動グループ(地域訓練会)の支援に力を注いでいましたが、その後は地域作業所、障害者地域活動ホームといった日中活動の場を支援しながら、暮らしの場であるグループホームへとその支援の範囲を広げ、総合的に障害児者の地域生活を推進してきました。また、後に「在宅障害児援護協会」から「在宅障害者援護協会」へと、名称を変更しました。その後、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会との組織一体化を経て、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター(以下「障害者支援センター」といいます。)として、在援協の理念や支援を継承し、活動しています。(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

(2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていませんでした。

そうした中で本市においては、全国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健所(当時)に医療社会事業員を配置し、3区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、全区に専任の医療ソーシャルワーカーを配置してきました。医療ソーシャルワーカーが中心となって、家族会の創設やその後の横浜市精神障害者地域作業所(以下「精神障害者地域作業所」といいます。)の設置など、様々な地域活動を展開してきました。57年に初めて2か所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができました。そして62年、社会復帰施設が初めて法律上位置付けられ、平成元年には初めて精神障害者のための授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整備されてきました。また、この頃から県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者も参加しました。その後、平成11年に精神障害者への地域生活を支援する拠点として、相談支援事業や居場所の提供などのサービスから地域交流まで、様々な機能を備えた、横浜市精神障害者生活支援センター(以下「生活支援センター」といいます。)の設置を開始しました。そして25年3月に市内各区に1館整備が完了しています。

今後とも精神障害は「疾病」と「障害」を併せ持っていることに配慮した施策展開が必要です。

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「横浜市障害者地域活動ホーム(以下地活ホーム)」といえます。)の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地活ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのような中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、地活ホームの機能充実が求められてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートステイ事業」等を始めたことで「機能強化」が行われました。25年10月まで、すべての地活ホームに行われ、形を「機能強化型障害者地域活動ホーム(以下「機能強化型地活ホーム」といいます。))と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化型地活ホームが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型の「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の拠点「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム(以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。))の設置を平成11年から開始しました。

この社会福祉法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートステイの機能など、多彩な機能を備えています。

平成25年3月には、市内各区1館整備を完了し、地域生活の拠点としての役割を担い、活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えるものとなりました。

また、平成5年度の知的障害者福祉法改正により、大都市特例が導入され、それまで都道府県が行っていた障害者施策の権限が政令指定都市に移譲されたことにより、本市独自の展開が可能となりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち早くユニット化(小舎制)・個室化を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成26年3月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人（横浜市全体人口比で4.03%）となっています。

表1によると21年の約12万5千人から、現在までに、約2万3千人増加し（増加率約18.9%）、年々所持者数が伸びていることがわかります。

また、表2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

	21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
増加率	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
増加率	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)

【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

年月	横浜市の経緯
平成21年4月	第2期障害者プランを策定
22年4月	さいたま市障害者手当を廃止し、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえて「将来にわたるあんしん施策」を開始
22年10月	横浜市障害者後見的支援制度（以下「後見的支援制度」という。）を4区で開始
24年4月	第2期障害者プラン改定版を策定 神奈川県から事業者指定業務が移管される
24年10月	横浜市障害者虐待防止センターの開設 横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）1か所目の開所
25年3月	後見的支援制度を新たに3区で開始（計7区） 社会福祉法人型地活ホームの18区整備完了 生活支援センターの18区整備完了
25年4月	「移動支援施策の再構築」を実施（一部は平成25年10月から実施） 「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を年度ごとに作成 横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）9か所目の開所 横浜市地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）8か所目の開所
25年10月	多機能型拠点2か所目の開所
26年3月	後見的支援制度を新たに4区開始（計11区）
27年3月	第2期障害者プラン計画期間終了 後見的支援制度を新たに3区で開始（計14区）
27年4月	第3期障害者プランを策定

(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害 となっており、それ以外の障害も年々増加しています。

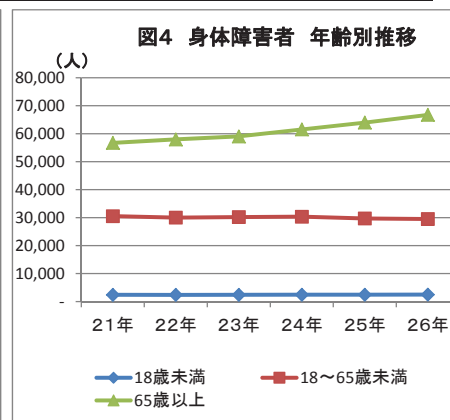
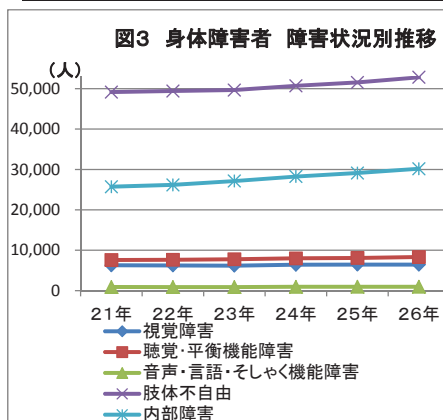
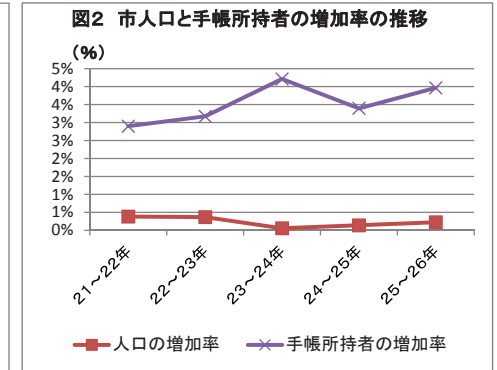
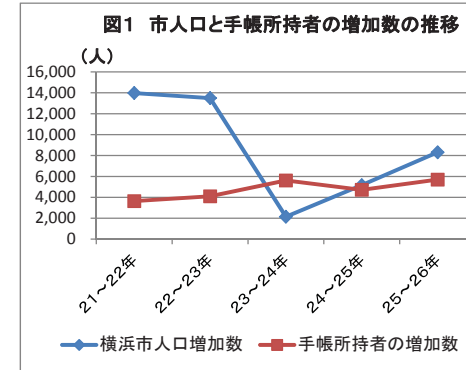
また、表4からわかるように、18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移 各年度 3月末時点 (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移 各年度 3月末時点 (人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	2,385	2,367	2,383	2,423	2,425	2,469
(下段：全体に占める割合)	(2.7%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.6%)	(2.5%)	(2.5%)
18～65歳未満	30,512	29,997	30,197	30,332	29,702	29,509
(下段：全体に占める割合)	(34.1%)	(33.2%)	(33.0%)	(32.2%)	(30.9%)	(29.9%)
65歳以上	56,710	57,958	59,025	61,536	63,987	66,728
(下段：全体に占める割合)	(63.3%)	(64.2%)	(64.4%)	(65.3%)	(66.6%)	(67.6%)
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の3障害の3障害のうち、この5年間で最も増加しているのが、精神障害です。表7からわかるように、平成26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増加しています。

また、表8からわかるように、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

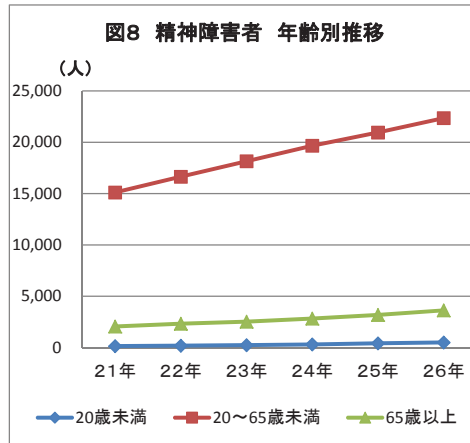
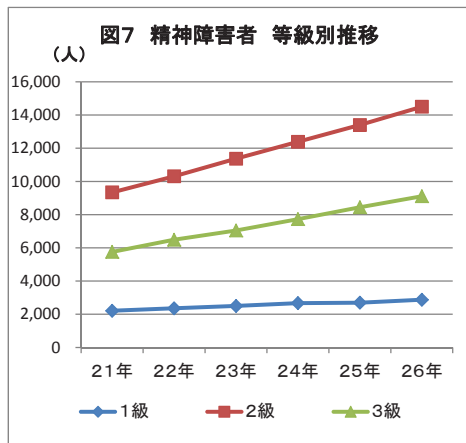
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移 各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満 (下段：全体に占める割合)	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。



イ 愛の手帳(療育手帳)

表5によると、26年3月末時点では、21年と比べ、5千5百人以上増えていきます。中でも、B2の手帳を所持している方が、約3千3百人と、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

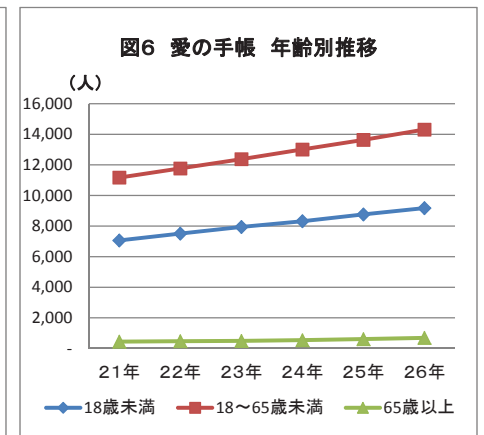
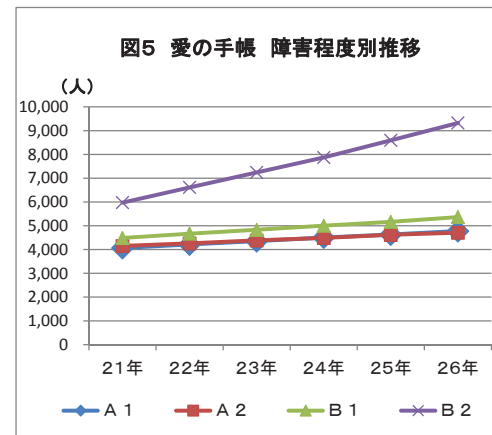
表5 愛の手帳 障害程度別推移 各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ 20以下、A2…IQ 21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移 各年3月末時点（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満 (下段：全体に占める割合)	7,059 (37.8%)	7,508 (38.0%)	7,941 (38.2%)	8,315 (38.0%)	8,761 (38.1%)	9,172 (37.9%)
18～65歳未満 (下段：全体に占める割合)	11,173 (59.8%)	11,770 (59.6%)	12,377 (59.5%)	13,010 (59.5%)	13,636 (59.3%)	14,312 (59.2%)
65歳以上 (下段：全体に占める割合)	442 (2.4%)	473 (2.4%)	489 (2.4%)	539 (2.5%)	608 (2.6%)	687 (2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171



3 第2期の振り返り

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を充分に発揮していくことを念頭において「プランでめざす社会」を4つ設定しました。

そして、その社会を目指すために、重点的に進めていく項目を7つの「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、「親亡き後の生活」・「高齢化・重度化」・「地域生活のためのきめ細かな対応」といった視点を柱として、施策を着実に進めてきました

(1) 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと障害者やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとしてあんしん施策をとりまとめ、第2期のプランに明記しました。

「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」

障害児・者やその家族へのニーズ把握調査などでは、「親亡き後の不安」や「将来を見据えた支援の必要性」などの声が多く聞こえてきました。

それを受けて、障害児・者が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行う、後見の支援制度を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

工 横浜市の難病患者数（特定疾患医療受給者証所持者数）

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（130疾病及び関節リウマチ）に罹患している難病患者等で、症状の変動があり身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

その後、国の障害者総合支援法対象疾病検討会での議論を経て、27年1月には対象疾病が130疾病から151疾病へと拡大されました。

今後、障害福祉サービスの推進に当たっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

(参考) 神奈川県特定疾患医療受給者証所持者数*1 (56疾患) (横浜市) (各年3月末現在)

21年	22年	23年	24年	25年	26年
17,835人	18,775人	19,797人	20,898人	22,065人	23,157人

※法律施行により、今後大きな変更が見込まれます。

* 1…特定疾患

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (だい しかいていじ 第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつげき 平成26年度末実績 (みこ 見込み)	しんごう 進行 じようきよう 状況
しょうがいしゃくゝるーぶほーむ 障害者グループホーム 設置運営費補助事業	推進	じゅうどかたいおうちてん じぎょうじし ・重度化対応モデル事業実施 ※平成26年度から法定グループ ホームへ移行 こうれいかたいおうちてん じぎょうじし ・高齢化対応モデル事業実施	△

【振り返り】

高齢化対応グループホームのモデル事業については、設置場所の調整に時間が掛かり、実施が遅れましたが、重度化対応グループホームはモデル事業を実施し、検証を進めることができました。

重度化対応モデル事業については、現在も検証を進めていますが、持続可能な仕組みを検討していくことが必要です。

このモデル事業結果をしっかりと検証し、今後のグループホーム重度化対応として、社会資源の活用など、様々な選択肢も含めて検討します。

《地域生活のためのきめ細かな対応》

障害児・者が住みなれた地域で安心して生活し続けるために、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実させていくことが必要と考え、各施策を進めてきました。

第2期では、障害者の社会参加や活動範囲をさらに広げ、現行の移動支援施策がより使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるように、移動支援施策体系の再構築に取り組みました。

また、障害の種類や程度にかかわらず、安心して受診することができるような医療環境の充実に向けて、医療従事者の障害理解を深めるための研修等を実施してきました。

おも じぎょうめい 主な事業名 (*1)	とうしよちくひよう 当初目標 (だい しかいていじ 第2期改定時)	へいせい ねんどまつじつげき 平成26年度末実績 (みこ 見込み)	しんごう 進行 じようきよう 状況
こうけんてきしえんしんしんじぎょう 後見の支援推進事業	かくじゅう 拡充	粟津14区	○
たきのうがたきえてんせいび 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	かんかいしよ かんめせいひかいし 2館開所、3館目整備開始	△
きんきゅうじほつとらいん 緊急時ホットライン	けんとう 検討	ぶない けんとう おこな ほんじぎょう 部内で検討を行い、本事業とし ての実施は見送り	×

** 進行状況の説明 **

- ：想定した目標を達成し、想定したおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

【振り返り】

後見の支援制度の実施区の展開は、概ね想定どおりの進捗となり、後見の支援制度は、親亡き後の不安の解消のために期待も大きく、利用者及び家族にアンケートを実施した結果、利用者の79%、家族の89%以上が「登録して良かった」という回答だったこと等もあり、早急に18区展開を行う必要があります。

また、多機能型拠点の整備についても、早期に整備してほしいという要望が多く、市としても医療が必要な方の地域生活支援のさらなる充実が必要との認識から、整備手法を検討しながら、早急に市内6カ所への整備を進めていく必要があります。

なお、緊急時ホットラインについては、平成22年度から検討を進めてきましたが、実効性のある手法を見出すことができなかったため、本事業としての実施は見送ることとし、代替する仕組みについては、引き続き検討していきます。

《障害者の高齢化・重度化への対応》

親亡き後の不安と並んで、多くの声が寄せられたのが、「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」といった、「障害者の高齢化・重度化」による将来の不安でした。

これを受けて、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らせるために、高齢化や重度化にも対応できるグループホームにおける支援体制について、検討を進めてきました。

* 1…あんしん施策の項目から主な事業を抜粋し、実績は簡略化しています。全事業の振り返りの詳細については、資料編をご覧ください。(以下、同様とします。)

(2) 重点施策

第1期での振り返りから、各項目について第1期に構築した内容を、より充実させ強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、新たに発達障害の視点を加え、7つの項目を設定し進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくに当たっては、障害特性や乳幼児期から高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実に取り組んできました。

重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会の実現を目指し、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する、セイフティーネットプロジェクト横浜（P.45参照）への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパンやさん」事業を継続して実施してきました。

また、障害者週間における障害者のコンサート実施や芸術作品展などの実施、また小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、副学籍による交流教育及び共同学習を通じた学齢期への障害理解の促進など、様々な普及啓発を進めてきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
当事者や市民団体による普及啓発活動への支援	推進	普及啓発イベント等の実施	△
副学籍による交流教育及び共同学習	推進	実施率（平成25年度） 小学部42% 中学部9%	○

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
障害者移動支援事業	推進	・制度見直し実施 ・通学・通所支援の実施	○
移動情報センター運営事業	拡充9区・検討	累計9区	○
障害児者の医療環境推進事業	推進	・知的障害者対応専門外来の実施 ・医療従事者への研修実施	△
福祉人材の確保・育成	推進	・就職フェア実施 来場者数：130人（平成26年9月実施時） 採用人数：累計45人 ガイドヘルパースキルアップ研修 サーピス提供 供責任者向け 累計694人 ガイドヘルパー-現任者向け 累計1,175人	○
精神障害者の家族支援事業	推進	・緊急滞り場所：累計483日 ・講習会：4講座実施、1講座につき5回開催（平成26年度）	○

【振り返り】

訪問看護師や障害児・者施設に対する障害特性を理解するための研修実施や、障害者移動支援施設体系の再構築の実施など、概ね想定どおりの進捗となりました。

しかし、医療従事者に対する障害理解の機会については、例年どおりの規模での開催になっており、訪問看護の事業所等が増加しているにもかかわらず、拡充がはかられていない状況であり、引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、移動支援については、ガイドヘルパー・ガイドボランティアの発掘・育成に伴う利用状況の改善や、移動情報センター機能等の充実を図る必要があります。

さらに、人材の確保・育成について、着実に取り組まれましたが、就職フェアでの来場者の減少が続いており、今後、効果的な手法へと見直していく必要があります。

【振り返り】

区自立支援協議会において、区内にある事業者や本人及び家族等への相談支援体制や計画相談支援等諸制度の周知に取り組んできたことにより、区内事業者間の連携の構築には一定の効果があらわれていますが、本人等からは「どこに相談したらよいかわからない」との声もあるなど、その取組には課題が残っています。

また、各区の区自立支援協議会の活動内容には差があるため、全市的に取り組むテーマ等の設定を検討する必要があります。

さらに、計画相談支援の対象者拡大に伴い、これまで築いてきた相談支援体制の見直しも必要になっています。また、それぞれの機関で活躍する相談支援従事者に加え、計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の質の向上についても、今後、さらに力を入れて取り組む必要があります。

● 重点施策3 地域生活を総合的に支える仕組み

障害児・者やその家族が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では社会福祉法人型地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点の整備など、ハード面の整備を実施するとともに、横浜市障害者自立生活アシスタント事業（以下「自立生活アシスタント」といいます。）の推進や「移動支援施策体系の再構築」を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保を目指し、グループホームの設置促進を図ってきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
地域生活を支援する拠点 施設の整備と機能拡充	すいしん 推進	地活ホーム 41か所 (累計) 生活支援センター 18か所 (累計)	○
自立生活アシスタント	すいしん 推進	36事業所	○
グループホームの設置 促進	680か所 3,400人	647か所 (累計) 3,510人分	○

【振り返り】

各種イベント等を開催した後、さらに別の取組等へ広げていくことが大切ですが、そこまでは取り組むことができませんでした。

また、障害の理解を進めていくためには、早い段階から障害児と健常児が、様々な生活の場を共有し、交流を促進していくことが重要です。

第2期で取り組んできた事業を継続するほか、小学校期における交流を進め、子どもの時から障害理解が図られる機会を提供していくことによって、啓発を効果的なものとすることができると考えます。

● 重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害児・者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性及び専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組んできました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の横浜市障害者相談支援事業地域自立支援協議会（以下「区自立支援協議会」といいます。）などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務に関わる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の強化を進めました。

さらには、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（以下「横浜ラポール」といいます。）にある横浜市障害者社会参加推進センター（以下「社会参加推進センター」といいます。）内に設置し、相談支援機関等へ相談員の派遣を開始しました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
相談支援システムの普及 (広める)	すいしん 推進	区自立支援協議会で本人・家族 への普及活動を展開	△
相談支援従事者の養成	すいしん 推進	相談支援従事者に関わる研修 の実施	△
当事者相談の推進 (深める)	すいしん 推進	ピア相談センターの集約化	○

また、当番病院の土曜日・日曜日の午後の受入床について、時間帯をずらすなどの対応を取ることで、切れ目のない精神科救急対応を目指してきました。それに加えて、深夜帯の土曜日・日曜日の受入病院の枠が少なかったため、民間の精神科病院の協力を得て、当番の病院数を増やしました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、精神科救急医療情報窓口の相談員が、夜間、深夜及び休日に精神保健指定医へ連絡をとり、精神症状急変時の対応方法について相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実を図ってきました。

おもな事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
障害児者の医療環境 推進事業	推進	・知的障害者対応専門外来の実施 ・医療従事者への研修実施	△
二次救急医療体制の拡充	推進	三次救急との共用の病床数を確保し、土・日の深夜に対応できる病院を増やす等体制を強化	○

【振り返り】

医療従事者へ障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図った結果、継続して障害に関する取組を行うようになった訪問看護ステーション等が出てくるなど、一定の効果はありました。しかし、全市レベルから見ればそれは少数派で、まだ十分な状況ではありません。

知的障害者対応専門外来については、障害年金に必要な医師意見書等の作成を行うなど、知的障害者の外来診療の一助になっています。しかし、2病院の設置だけでは十分な状況ではありません。

【振り返り】

社会福祉法人型地活ホームや多機能型拠点の整備、また、自立生活アシスタントの拡充などにより、地域生活支援の充実を図ることができましたが、医療的ケアが必要な方からは、さらに生活支援の充実を求める声があります。

今後は、多機能型拠点の整備推進や、これまで整備してきた社会資源の一層の活用のほか、障害児・者の受診環境充実のために、医療機関のネットワーク構築などの取組を進め、安心した地域生活を送れる環境を整えていく必要があります。

また、グループホームの設置については、当初想定したとおりに進めるとともに、福祉施設から地域生活への移行なども進めてきました。しかし、多くの入所施設サービスを提供する方がいることから、さらなる地域移行の取組を進めていくことが必要です。

精神障害者の地域移行に関わる目標値には届いていない状況があります。引き続き、生活支援センターで行っている横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業(以下「精神障害者地域移行・定着支援」といいます。)と法定サービスである指定地域移行支援(以下「地域移行支援」といいます。)を活用し、国の動向も踏まえながら、地域移行を促進していくことが必要です。

● 重点施策4 医療環境・医療体制の充実

障害児・者やその家族が、地域で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実に取り組んできました。

第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が、障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害に関わる知識向上を図りました。

また、在宅療養中の重症心身障害児・者が、家族等による介護が一時的に困難になった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる「横浜市メディカルショートステイ事業(以下「メディカルショートステイ」といいます。)」や、知的障害者が受診しやすい環境を整備するために、「知的障害者対応専門外来」を設置するなど、障害児・者の医療環境や療養環境の拡充に努めてきました。

横浜市の精神科救急については、神奈川県、川崎市や相模原市と協調して行っており、県内の病院が当番病院となるため、市外の遠方になることも少なくありませんでした。しかしそのような中、横浜市民専用の精神科救急病床を増やしたことにより、横浜市民の方が市内の病院に受診できる機会を増やすことができました。

● **重点施策6 障害者の就労支援の一層の拡充強化**

障害者が当たり前に働ける社会を実現するためには、企業への障害理解の促進や安心して働き続けるための定着支援などが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、就労相談及び定着支援等を行う障害者就労支援センターを、新たに1か所整備し市内9か所体制とするなど、就労支援の充実を図りました。

また、障害者雇用を広く啓発するための「働きたい!あなたのシンポジウム」や、市内企業と就労支援機関をつなぐための個別相談セミナーを開催し、雇用の場の拡大や企業への障害理解を促進しました。

さらに、障害者優先調達推進法施行に伴い、平成25年10月には横浜市における「調達方針」を策定し、区局等の物品・役務の調達において、障害者施設等からの優先的な調達にも取り組み、福祉的就労の充実を進めてきました。

おも、じぶらめい 主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	じつせき 実績	進行 じょうきよう 状況
きぎょう 企業への雇用支援の強化	ごうじれい 雇用事例紹介 企業 (累計) 40社	ごうじれい 雇用事例紹介 企業 累計: 11社	△
はたら、つづ 働き続けるための定着 支援の強化	じゅうらうしえん 就労支援センター 利用登録者数 3,500人	じゅうらうしえん 就労支援センター利用登録者 3,678人	○

【振り返り】

企業等への障害者雇用の啓発について、企業が参考としやすい取組をより多く発信していくため、従来の「企業表彰」という手法から、「事例紹介」へ転換したものの、いまだ掲載企業数が少ないため、今後は紹介企業を増やしていくことが必要です。

また、就労支援センターにおいては、精神障害及び発達障害のある方からの相談及び登録件数の増加が続いており、就労後の定着支援における関係機関との連携などが十分にとり組むことができていません。就労支援センターは、他の福祉施設や関係機関と連携し、地域の中での包括的な支援体制の構築を目指すことが必要です。

● **重点施策5 障害児支援の体制強化**

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や学齢期の障害児に対する個別支援、集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う地域療育センターを、新たに1か所整備し計8か所とし、療育体制の充実を図るとともに地域療育センターに専門スタッフを配置することで、学校への支援の充実も図りました。

また、学齢後期(概ね中学校期以降)から成人期への切れ目のない支援を目指すため、中学校期以降の発達障害児の対応を主に行う3か所目の専門機関を設置するとともに、関係局が定期的に課題を共有し、検討を行いました。

さらに、肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケア体制整備等を実施するなど、サービスの充実を図ってきました。

おも、じぶらめい 主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度未実績 (見込み)	進行 じょうきよう 状況
ちいきりよう 地域療育センターの整備	8か所(累計)	8か所目の整備完了	○
ちゅうがう 中学校期以降における 支援の充実	せんもんきかん 専門機関の設置 4か所(累計)	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者の相談支援体制と研修、市域での連携について検討を実施 3か所目の相談機関で事業実施 	○

【振り返り】

平成25年4月に「よこはま港南地域療育センター」が開所し、周辺区を担当する地域療育センターにおける初診までの待機期間は短縮されましたが、市全体での初診件数は引き続き増加しており、待機期間短縮に向けた取組が必要です。

また、教育について特別な支援が必要な児童生徒に対する理解は進んできましたが、具体的な対応や環境整備についてはまだ十分とは言えません。今後もさらに理解を深めると共に、適切な指導体制や教育環境・設備の充実を目指していくことが必要です。

(3)第2期 振り返りの 総括

これまでに振り返ったとおり、第2期においては、着実に施策を進め、国の制度も含めて、社会資源やサービスの整備は進んできました。

しかし、それでもまだ障害児・者やその家族の周りには、いまだに多くの生活のしづらさが残されており、第3期策定に向けて行ったグループインタビューやアンケート等いただいたご意見では、

- ・「普及・啓発」では、他人の言動や対応などで悩むことが多いこと
- ・「相談」では、どこに相談したら良いかが分からないこと
- ・「住まい」では、安心した生活を送れる環境や選択肢が整っていると感じられないこと
- ・「暮らし」では、サービスをどのように使えばよいか分からないこと
- ・「医療」では、身近にかかれる医療機関がないこと
- ・「療育・教育」では、療育と教育の密接な連携が求められていること
- ・「就労」では、働き続けるための支援が足りていないこと
- ・「発達障害」をはじめ、障害特性に応じた支援が足りていないこと

…などの声が多くありました。

こうしたことに対応していくためには、国の制度やそれだけでは足りないところを、横浜市の障害福祉施策を組み合わせるなどの工夫を行うとともに、関連する本市の様々な施策を連携させることが必要です。また、行政として必要な支援を整えるとともに、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で、どのように暮らしていきたいかということについて、障害者本人主体で考えていく姿勢も必要となります。

その他、グループインタビューやアンケート等を通じて、行政の情報障害児・者やその家族に十分行き届いていないという声があり、情報発信についても課題の一つだと認識しています。

以上を踏まえ、今後の施策展開を支える基本的な視点を3つ掲げ、第2期での振り返りを踏まえた課題に対して、第3期では5つのテーマを設定し取り組んでいきます。

重点施策7 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害についての社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の支援等に関する検討を行う委員会、様々なご意見をいただきながら施策に取り組んできました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援及び研修の実施等を行う「横浜市発達障害者支援センター」(以下「発達障害者支援センター」といいます。))が、市内2区において相談支援機関を巡回しフォローを行う、サポートコーチ事業をモデル実施し、地域の相談機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤をつくりました。

また、発達障害者に特化し利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として、横浜市発達障害者サポートホーム事業(以下「サポートホーム事業」といいます。))を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じた自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした、横浜市発達障害者就労支援事業をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	実績	進行 状況
発達障害者支援体制整備事業	推進	<ul style="list-style-type: none"> 「世界自閉症啓発デー in 横浜」を実施 サポートコーチ事業を実施 サポートホーム事業を開始 	○
関係機関の連携の促進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援機関に向けた研修を実施 	○

【振り返り】

「発達障害」という言葉については、マスコミや第2期の障害者プランを通じて広く浸透してきました。一方で、その支援体制はいまだに不十分な状況にあります。発達障害の特性は多様であり個別性も高く、その支援には特性を十分理解したうえでの対応が必要となるため、関係機関における人材の育成が課題です。

その課題を受けて、まず発達障害に関する相談支援について、身近な場所で相談が受けられる体制をつくるための研修を開始しました。

また、今後は「サポートホーム事業」及びモデル実施した「就労支援事業」を通じて取り組むことで得られた、ある一定の層に対して有効な支援手法等の活用が必要です。

● 障害者の高齢化・重度化への対応

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から加齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声や、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能の低下及び病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動及び社会生活への参加などに少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的支援が不可欠な状態になります。今回のアンケートでは、「高齢になった時に、これまでと同じように生活を続けていけるか不安」といった声が挙がっています。

そのため、障害の原因となる疾病の予防及び再発防止の取組や、リハビリテーション等による身体機能の維持など、重度化を予防する観点も踏まえておく必要があります。

さらに、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、障害者本人はもちろんのこと、保護者の高齢化も視野に入れて取り組んでいくことも必要です。これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

● 障害状況に合わせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病、発達障害及び高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置付け、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けていくためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、地域福祉保健計画等において、住民相互の共助の取組を推進していきます。その中で、障害者それぞれが抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場の確保や、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めます。

また、学齢期における相談支援体制の充実や療育・教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実など、本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策に取り組みます。

● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、様々な取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビューやアンケートからは、**親亡き後の不安の解消**が求められている現状があります。

今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決に当たっては、「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、**広く障害福祉施策全体でとらえ**、一体的に進め、様々な施策展開を図っていきます。

しょうがいふくししさくぜんたい 障害福祉施策全体の きほんてきしてん けいしょう 基本的視点へと継承

しょうらい 将来にわたるあんしん施策の推進

- ・親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築
- ・障害者の高齢化・重度化への対応
- ・地域生活のためのきめ細かな対応

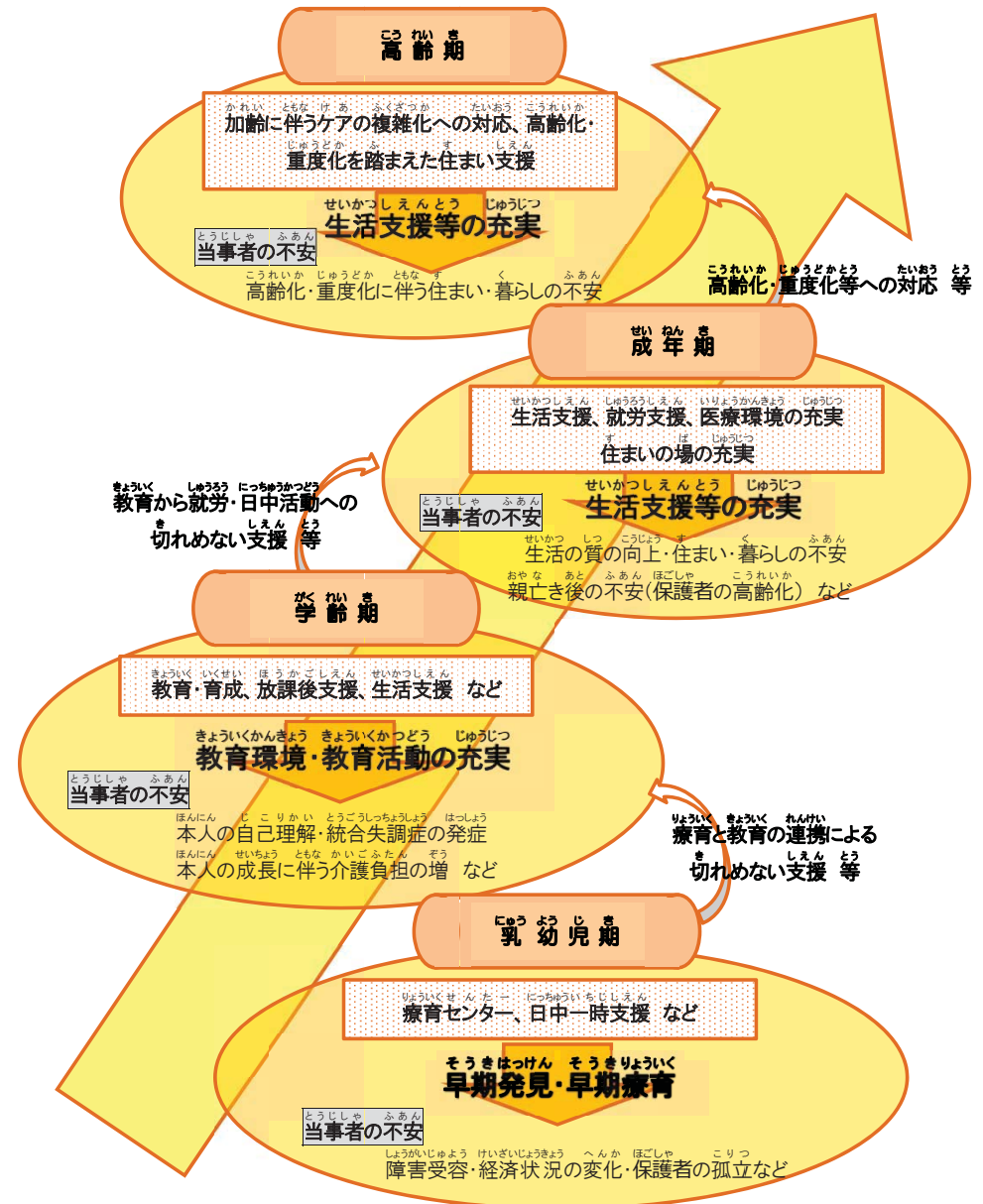
しさく てんかん 施策へ転換

たい きまてい 第2期策定時の声

- 「親亡き後の不安」
- 「家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」
- 「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」
- 「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など



らいふすてーじをとおして一貫した支援



第3章 基本目標とテーマ

1 基本目標

自己選択・自己決定のもと、
 住み慣れた地域で、「安心」して
 「学び」「育ち」暮らしていくことが
 できるまち **ヨコハマ** を目指す

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そして、そのようなまちを目指すためには、公民が連携して必要に応じた意思決定支援を行いながら、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」環境を整備することが欠かせません。

また、この基本目標は、「障害者権利条約」に記された一般原則（「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」等）が土台となっており、この基本目標を基に各施策を推進します。

2 テーマ

第2期では、プランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立てていたため、各分野についての記載内容がうまく伝わらず、当事者からも「どこに何が書いてあるかが分かりにくい」という声をいただいていた。

そこで第3期では、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視念に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。そして、このテーマを連携させていくことが障害児・者の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めます。

** 5つのテーマ **

- テーマ1 出会う・つながる・助け合う
- テーマ2 住む、そして暮らす
- テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
- テーマ4 いきる力を学び・育む
- テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

第3章

基本目標とテーマ

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期及び学齢期から、健全者が様々な生活の場面で障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や対応などをお互いに理解し、日頃の生活から災害等の緊急時まで支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そこで「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共に生きる社会」の実現に向けて、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及・啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、行政から発信する情報の保障及び災害への備え等を進めます。

** 当事者からの声 **

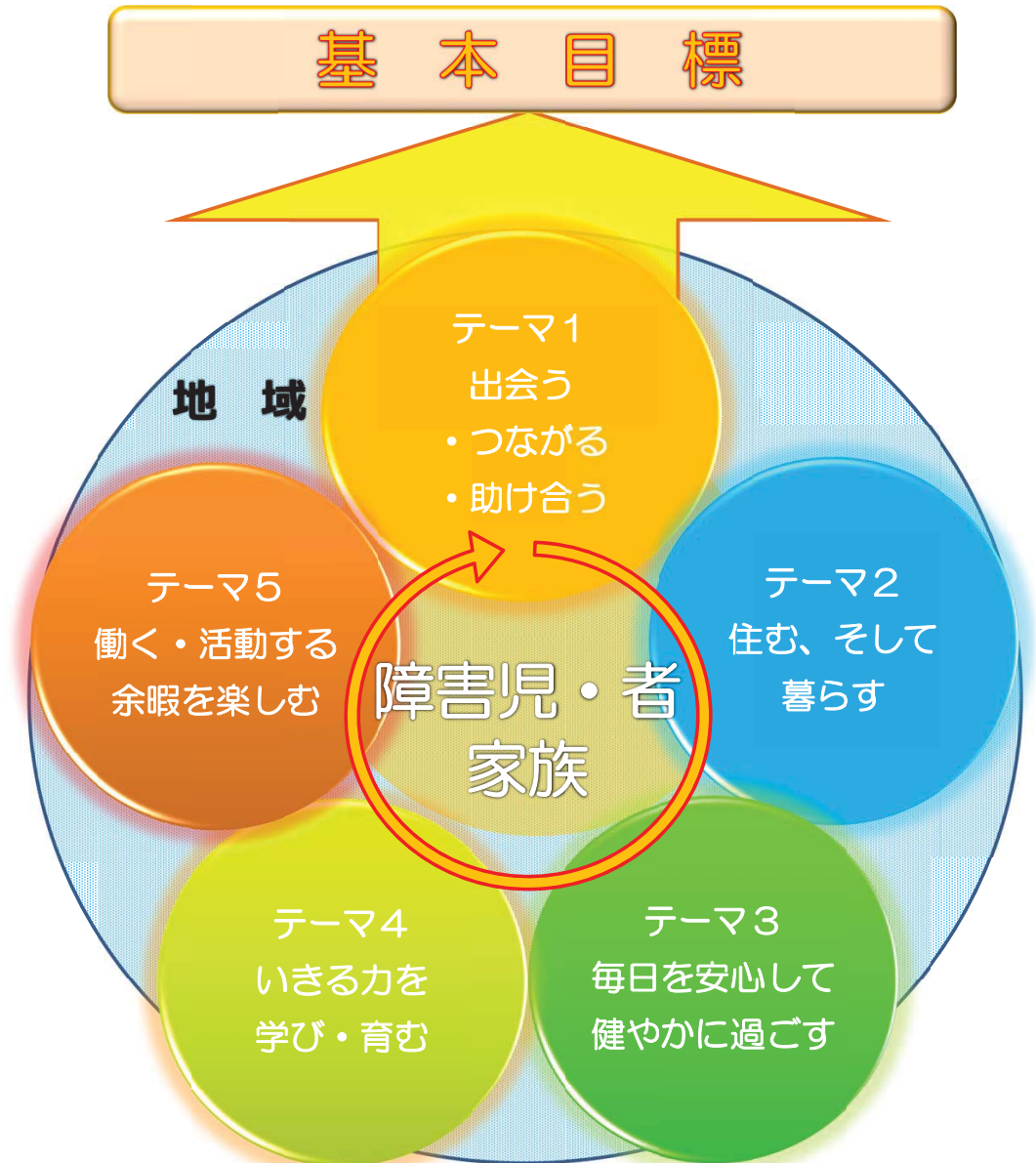
- ・どんなことに困るのかを、障害のない人に体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
- ・何か分からないことがあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
- ・防災訓練などの情報を、訓練終了後に回ってきた町内会の掲示板などで知った。
- ・地域防災拠点における訓練について、実際に参加してみないと、理解してもらえない。

** ニーズ把握調査結果から **

● 障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応など（当事者アンケート）

	身体障害		知的障害		精神障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
他人の視線や言動	1,072	16%	449	22%	295	20%
移動中 (通勤・通所・買い物)	1,283	19%	317	16%	189	13%
近所付き合い	385	6%	167	8%	169	11%
とくにない	1,763	26%	165	8%	192	13%

【基本目標とテーマの関係図】



とりくみ ぶきゆう けいはつ
取組1-1 普及・啓発

現状と取組の方向性

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、第3期策定に向けて行ったグループインタビューやアンケートの結果では、外出時に嫌な思いをすることや、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や配慮が必要です。

そこで、引き続き、幼少期及び学齢期から、健全者が障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めます。また、当事者や市民団体等による地域住民への啓発、住民との交流及び日頃の生活の中で関われる仕組みづくりなど、様々な取組を通じて障害理解を促進します。

施策

じぞくてき ぶきゆう けいはつ そくしん
◆持続的な普及・啓発の促進

し ぶん へん けいはつ
▷市民へ向けた普及・啓発

…障害者週間や各種イベントを通じて、障害児・者と出会う場づくりを進めます。
また、地域福祉保健計画の推進を通して、障害者が健康づくり活動や地域活動に参加する機会を増やし、誰もがお互いを理解し受け止める機会をつくるなど、地域住民の障害に対する理解を進めます。

そうだん こま
●相談で困ったこと

	身体障害		知的障害		精神障害	
		割合		割合		割合
相談したいことがまとまらない（何を話したらよいかわからない）	333	8%	208	24%	177	25%
相談したが満足できる回答ではない	560	13%	141	16%	164	23%
特に困ったことはない	2,411	57%	353	40%	223	31%

◆ 学齢期への重点的な普及・啓発

▶ 小・中学校への障害理解の促進

…福祉教育と連携しながら、講演や体験の場の設置を検討し、学齢期から障害児・者
と関わる機会の増加を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学齢期児童及び保護者への障害理解啓発【新規】	市内の当事者団体等の協力を得ながら、障害理解を進める教材等を、教育委員会と連携しながら作成します。また、それとともに、学齢期児童と保護者が、障害児・者と一緒に関わる機会の場について、実施方法を検討します。	推進	推進

▶ 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習

…特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に「育ち」共に「学ぶ」ことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てます。また、障害や病気を特別なこととせず受け入れられるような意識を育てます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
副学籍による交流教育及び共同学習	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、交流教育と共同学習を進めるとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を、居住地の学校においても行います。 小・中学校の児童生徒には、障害児・者に対する理解を含め、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	セイフティーネットプロジェクト横浜(*1)や障害福祉関連施設、市民団体等による障害理解のための研修や講演、地域活動を支援・協働するなど、様々な普及・啓発を推進します。	推進*2	推進
障害者本人及び家族による普及啓発活動の推進	社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	推進	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	推進
4校種 図画工作・美術・書道作品展	4校種(小・中・高・特別支援)の幼児児童生徒の作品を一堂に集め、市民公開の作品展を開催することで、障害のある子どものおもいわたしの文化活動に関する普及・啓発を図ります。	推進	推進

*1…セイフティーネットプロジェクト横浜は、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織されています。当事者や家族が主体となって、自分たちができることから活動していくことを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

*2…「推進」とは、継続して着実に取り組むことを表しています。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
相談支援事業の周知及び普及・啓発	障害者やその家族が身近な機関に安心して相談することができるよう、身近な相談者を対象として、相談支援事業の周知、啓発を行います。	推進	推進
相談支援従事者の人材育成	横浜市自立支援協議会（以下「市自立支援協議会」といいます。）で作成した「相談支援従事者人材育成ビジョン（仮称）」に基づき、人材育成を進めます。	推進	推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談を検証し、当事者による相談支援を推進します。	実績の検証	18区の社会福祉法人型生活ホームにおいて派遣相談の活用
既存の相談窓口（地域ケアプラザ等）による連携	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	推進	推進

【表】1（見込み）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
計画相談支援利用者数（年間）	21,500 人	23,000 人	24,500 人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

※ 計画相談支援利用者数には、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所が作成する方と自身等が作成する方の合計数を記載しています。

* 1…①は、「障害福祉計画」で定めるサービス等の数値目標を指します。（以下、同様とします）
 なお、障害福祉計画には、障害福祉サービスの見込み量と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を進める地域生活支援事業の見込み量が含まれています。

とりくみ 相談支援
取組1-2

現状と取組の方向性

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が出来るよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いかわからないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

そのため、引き続き区役所及び社会福祉法人型生活ホーム等による相談支援事業（一次相談支援機関）の周知を進め、相談支援を必要とする人たちが分かりやすい情報提供を行います。

また、その中の相談支援の過程においては「本人が自ら解決する力を高めていくための支援」や「家族支援」の視点が、支援者に求められています。

さらに、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うためには教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そこで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応する取組を強化するとともに、本市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理します。そして、障害福祉サービスを活用する障害児・者が、主体性を高めながら希望する暮らしを実現できるよう、計画相談支援を推進します。

さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、全区で実施している区自立支援協議会の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた支援体制やネットワークづくりを進めます。

施策

◆相談支援体制の再構築と充実

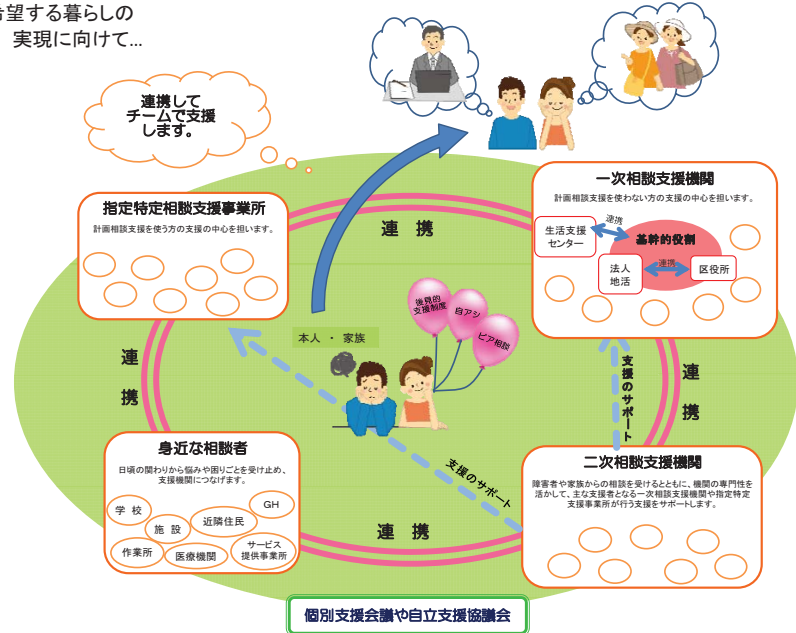
▶相談支援機関の役割の明確化と充実
 …各相談支援機関の役割と位置付けを明確化し、障害児・者のライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、横浜市地域ケアプラザ（以下「地域ケアプラザ」といいます。）等の既存の相談窓口と連携をとりながら、相談支援体制の充実を進めます。

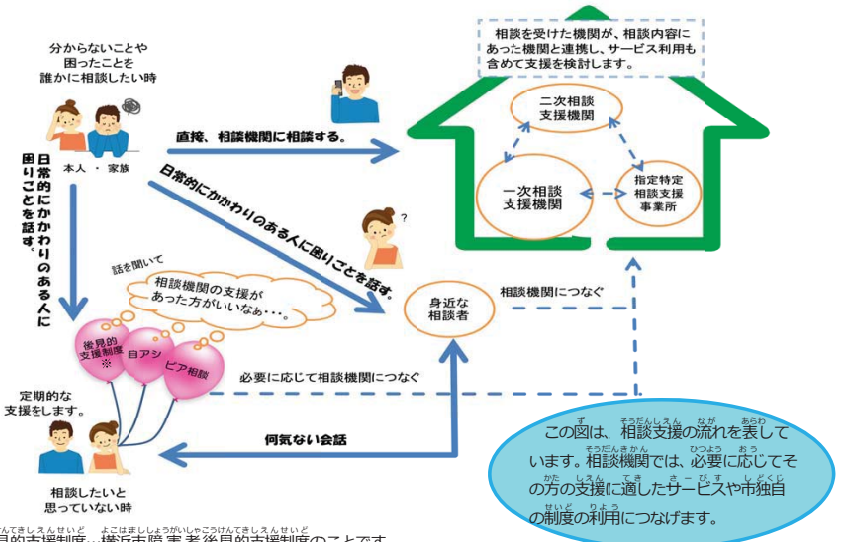
さらに、必要な適切な計画相談支援を実施できるよう、相談支援専門員等の質の向上と、各区の区自立支援協議会の活動を通じた相談支援事業の周知を進めます。

【支援体制イメージ図】

希望する暮らしの実現に向けて...



【相談体制イメージ図】



※後見の支援制度・横浜市障害者後見の支援制度のことです。
自アシ…障害者自立生活アシスタント事業のことです。
尚事業とも、詳細はテーマ2の取組2-2暮らしの中で説明します。

区自立支援協議会の目的・役割等の整理

…各区で開催している区自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけでなく社会資源の創設、施策提案及び権利擁護等の様々な視点で、区自立支援協議会の目的や役割を整理し、機能強化を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
市自立支援協議会 と区自立支援協議会の連携・運動	各区で開催されている区自立支援協議会での取組や検討内容を、市自立支援協議会での施策展開にいかすため、連携・運動の仕組みを整理します。	ずいしん 推進	ずいしん 推進

分類	役割	機関
身近な相談者	日常の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	サービス提供事業者、施設、学校、作業所、グループホーム、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、医療機関、ピア相談センター、近隣住民など
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、発達障害者支援センター
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	

区自立支援協議会の取組

○相談部会の設置による推進

計画相談支援の推進に向けて、指定特定相談支援事業所とその他の事業所により相談部会を立ち上げ、事例検討や障害福祉サービスの学習会等を開催することで計画相談支援の理解が深まるとともに、事業所の連携にもつながりました。

○地域とのつながりを推進する取組

区自立支援協議会全体会で「地域とのつながりの必要性」を再確認し、地域とのつながりに向けて地域ケアプラザや自治会等地域の方々と一緒に取り組むことの重要性を共有することにつながりました。

また、区自立支援協議会で検討された障害者の課題や必要な取組などを、地域福祉保健計画の区計画や地区別計画の取組に生かせるよう、連携を行っています。

▶ 難病患者への相談支援の実施

…医療、福祉、生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫などについて情報交換を行うための交流会等を、引き続き実施します。

▶ 発達障害者に関わる相談支援の充実

…発達障害に関して身近な場所で相談が受けられる仕組みをつくとともに、広報周知を行います。また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、区の職員と一緒に相談を受ける特定相談日18区(平成27年度)を設けます。	特定相談日実施区18区(平成27年度)	推進

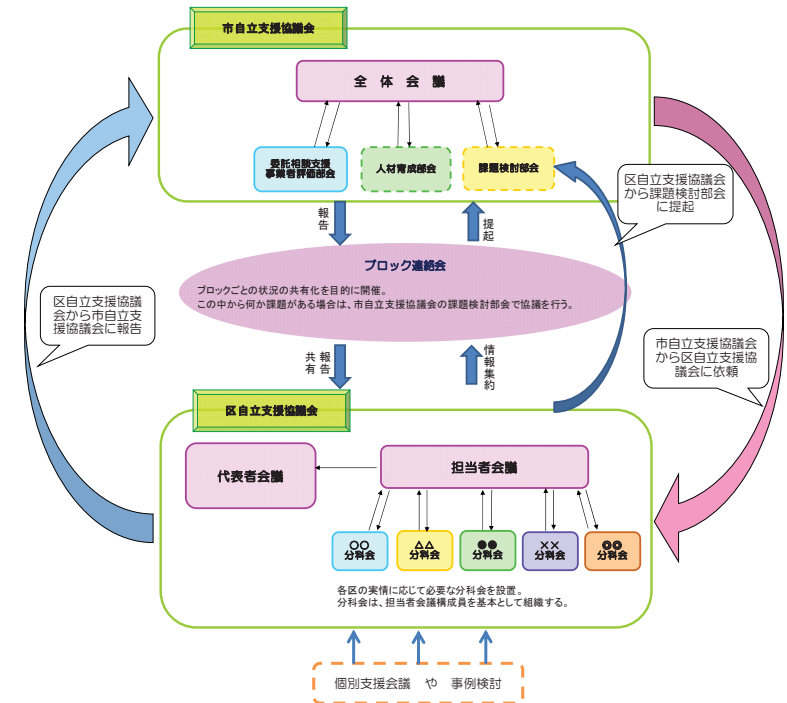
▶ 高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進

…高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
区域を超えた横断的な検討の推進	区域で解決できない課題の共有や、新たな社会資源の創設に向けた検討、市自立支援協議会への施策提案(情報提供)などを目的として、区域を超えた検討の場を設置します。	推進	推進

【自立支援協議会 体制イメージ図】

市自立支援協議会と区自立支援協議会の関連図



▶ 情報の保障に関する検討と推進

…障害のあるしにかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。障害者差別解消法の施行に向けて今後の市の取組を検討していく中で、本市からの情報発信についても検討を行い、具体化します。また、災害時において、きめ細かで、障害特性を踏まえた情報が等しく保障されるようにします。

※「障害者差別解消法に基づく取組」については、P.87に記載します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
合理的配慮を踏まえた情報発信のルール化【新規】	視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について、行政情報発信のルール化、ガイドライン等の作成を検討します。	推進	推進

④ 意思疎通支援事業等【見込み】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
手話通訳者の派遣（利用者数）	8,900人	9,500人	9,900人	平成29年度までの状況を基に設定する。
要約筆記者の派遣（利用者数）	1,750人	1,800人	1,900人	平成29年度までの状況を基に設定する。
手話奉仕員養成研修事業（養成人数）	80人	80人	80人	平成29年度までの状況を基に設定する。
手話通訳者・筆記者養成研修事業	40人	40人	40人	平成29年度までの状況を基に設定する。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	25人	25人	25人	平成29年度までの状況を基に設定する。

とりくみ 取組1-3 情報の保障

現状と取組の方向性

情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性により、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供に当たり、情報が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

そこで、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得するための支援を行います。障害者差別解消法の趣旨等を踏まえながら、本市からの情報発信や関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化やガイドライン等の作成を検討します。

施策

◆ 行政情報における合理的配慮の推進

▶ コミュニケーションボード・カードの活用促進

…文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくなるツールの活用を継続して行います。

※これまでに作成した「お店用」「救急用」「災害用」のボードやカードについては、以下のホームページから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyu.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

コミュニケーションボード（左）・カード（右）



事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合：80%	推進
障害者・支援者によるキャラバン隊派遣支援事業【新規】	各区で実施される地域防災拠点訓練に、セイフティーネットプロジェクト横浜が参加しやすいように支援し、障害特性を説明します。そして参加者に対し、障害者へのボランティア支援や障害児・者とのコミュニケーションについて、理解を図ります。	推進	推進
障害種別災害時対応マニュアルの作成【新規】	災害発生直後から復興期に至る期間において、障害種別ごとの対応マニュアルを作成します。	対応マニュアルの内容検討	対応マニュアルの作成
地域防災拠点における障害者体験【新規】	各地区、年1回開催される地域防災拠点訓練のメニューとして、障害者体験を実施できるよう支援します。	推進	推進

▶ 公助の役割分担の明確化

…区役所の福祉保健センターと健康福祉局が災害時において、効率的・効果的に公助の役割が果たせるような連携方法を検討します。
 加えて、災害の規模に応じて、市外へ搬送する方法について検討します。

とりくみ さいがいたいさく
取組1-4 災害対策

現状と取組の方向性

災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業の推進や、障害児・者が安心して避難生活ができるよう、小・中学校などの地域防災拠点へ多目的トイレの整備などを行ってきました。また、地域防災拠点等の避難所での生活が困難な要援護者のための二次的避難場所である特別避難場所の確保や、備蓄物資の整備などを推進してきました。
 しかし、現在の避難所へはバリアがあつて行くことができない、避難所で障害者が過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の災害発生時の支援体制について、対応が必要です。

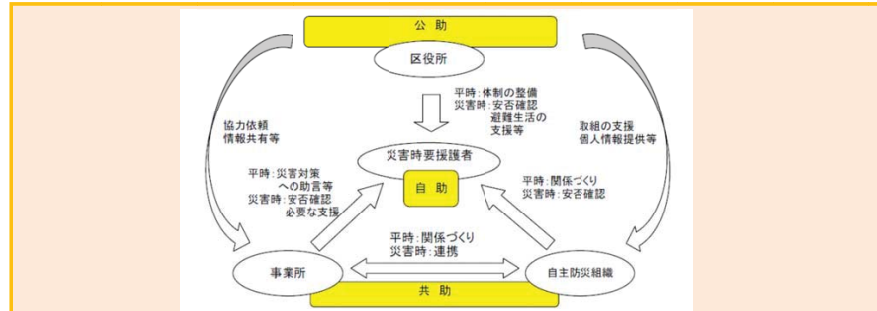
そこで、災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者のためのスペースの確保等、必要な配慮が行われるよう、引き続き環境整備を進めます。併せて、地域での防災訓練に障害者が一緒に参加できるような、共助・自助への支援等を検討します。

施策

◆ 災害時の自助・共助・公助の浸透

▶ 災害時要援護者への対策
 …地震等災害発生時に、自力避難が困難な障害者等の要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支え合いが重要です。そこで、自治会町内会等の自主防災組織等が、自主的・主体的に要援護者の支援に取り組んでいけるよう支援するとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいよう、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

横浜市における自助・共助・公助の考え方



行政、地域、事業者、要援護者の取組内容

主体	内容
行政	要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する個人情報提供等含む。）、区社会福祉協議会・地域ケアプラザをはじめとした関係機関・団体等との連携強化、特別避難場所の施設確保・開設
地域	要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）、災害時における要援護者の安否確認等
事業者	平時からの地域との関係づくり（避難訓練等への協力等）、災害時における利用者の安否確認、避難支援への協力等
要援護者	平時からの地域や事業者との関係づくり（交流会・避難訓練等への参加等）、災害への備え

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
区局障害者災害対策会議【新規】	災害発生時における区福祉保健センター、健康福祉局のそれぞれの役割及び連携方法について、検討します。市域を越えた連携・搬送方法についても検討します。	区局障害者災害対策会議の実施	推進

共助・自助の仕組みの構築

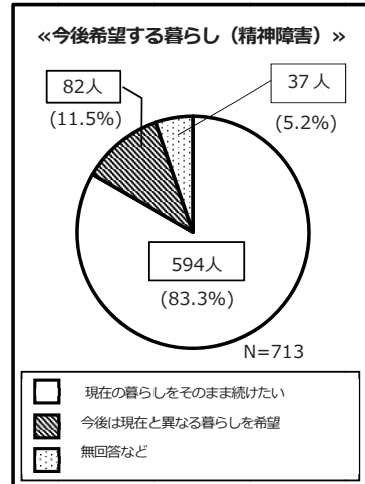
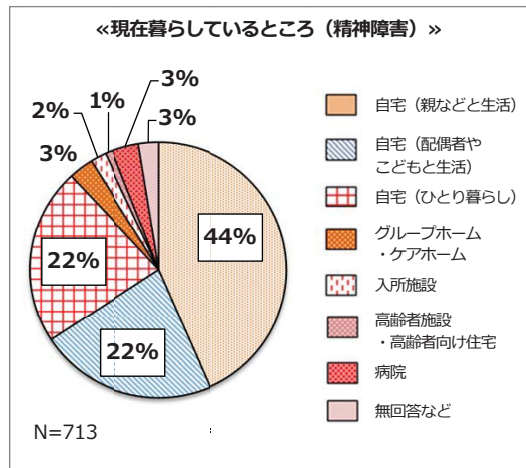
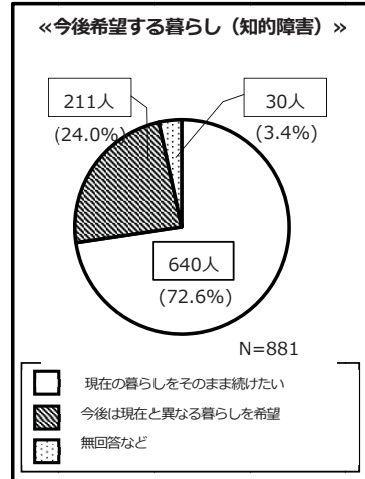
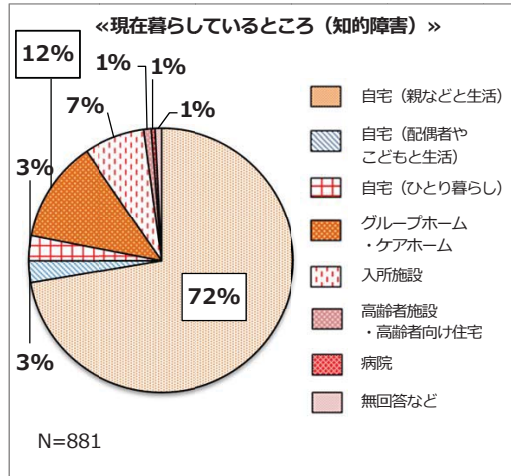
…障害特性に応じた共助・自助として何が出来るかについて、検討する場を設置し、仕組みを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者災害対策会議【新規】	障害者、支援者、事業者、地域及び行政等が災害時における共助について、検討する場を設けます。また、その検討の中で自助の役割も明確にします。市域内の相互連携応援体制の構築を検討します。	障害者災害対策会議の実施	推進

障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保

…障害特性に応じて、災害発生直後から必要となる物資と保管場所の提供が可能な施設をつなげる仕組みを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害種別応急備蓄物資連携事業【新規】	ストマ用器具など障害特性に応じた応急備蓄物資について、保管場所が可能な施設をそれぞれ公募するなど、保管に向けた検討を行います。	推進	推進



テーマ2 住む、そして暮らす

社会資源は充実してきていますが、障害児・者が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分できていないといえます。

今後、さらに社会資源を充実させ、どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、「住まいの場」を確保することと、そこで安心して暮らし続けるために、一人ひとりの生活を十分に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

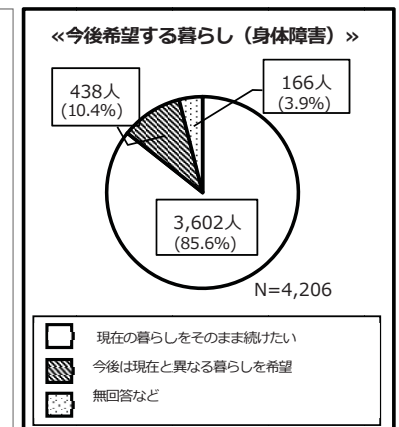
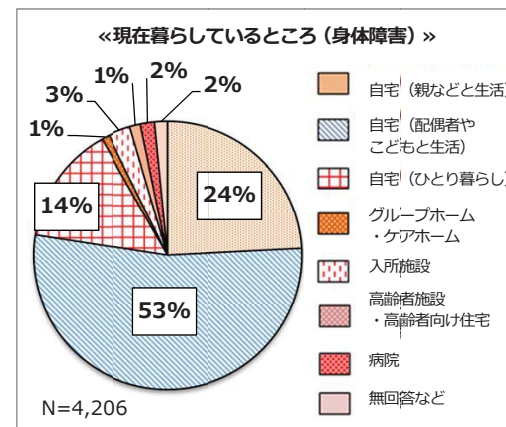
そこで、多様な形態の住まいや、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討します。

** 当事者からの声 **

- 一人暮らしは孤立しがちなので、グループホームで生活できれば安心。
- いずれはグループホームを出て一人暮らしをしたい。
- 医療的な体制が整っている施設が必要ではないか。
- 障害が重くても、必要な支援さえあれば、在宅で生活できる。施設がグループホームかだけでなく、在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

** ニーズ把握調査結果から **

現在の暮らしをそのまま続けたいと思う方の割合が、70～85% となっています。また、今後は現在と異なる暮らしを希望する方の割合は、10～24% となっています。



事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
サポートホーム 事業①*1	発達障害のある入居者に対し、生活支援を行うことで、地域での一人暮らしに向けた準備を支援する「サポートホーム」について、効果を検証しながら進めます。	推進	推進
養護老人ホーム整備 事業(視覚障害者の入所) 【新規】	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する民設民営の養護老人ホーム(平成27年度末開所予定)を港南区野庭町の旧野庭小学校跡地に整備します。その一部居室において、視覚障害者を受け入れます。	視覚障害者の入所実施	推進
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付などの住宅改造を実施します。	推進	推進

●グループホームの設置・運営*2

共同生活住居
障害のある方が地域で安心した生活が送れるよう、グループホームの設置を進めます。また、グループホーム運営の支援を充実します。

●サテライト型住居

グループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らすというニーズにも応えていくため、支援形態の1つとしてサテライト型住居の活用について働きかけます。また、サテライト型から、さらに一人暮らしを実現するための支援の方法についても検討します。

*1…第2期であんしん施策として開始した事業を表します。(以下同様とします)

*2…「●」は障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの内容を説明しています。(以下同様とします。)

とくみ 取組 2-1 住まい

現状と取組の方向性

住まいは生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されず、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられることが望まれます。

一方で、やむを得ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、そのような場合でも、その時々障害児・者の状況に合ったところで生活できるような仕組みが必要です。

そこで、障害者の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

施策

◆障害状況に合わせた住まいの充実

▶様々なニーズに応える住まいの構築

…多様な居住支援の方法について検討するとともに、障害状況を考慮した専門的な支援が必要な場合にも対応できるような仕組みの検討を進めます。
また、行動障害のある方の住まい選択のニーズに応えられるよう、必要な支援等について検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
行動障害のある方の住まい検討 【新規】	必要とされる支援などを整理し、支援体制のある生活の仕組みづくりに関して、検討を進めます。	推進	推進

福祉施設入所者の地域生活への移行

…様々な社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方

平成25年度から29年度までの入所者減少数を29人と想定し、同期間での地域生活移行の目標数は、186人と見込みます。

国の第4期障害福祉計画指針では、「29年度末において、25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、29年度末の施設入所者数を25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること」とされています。

さらに第3期障害福祉計画で定めた26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本として、地域の実情に応じて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を186人（25年度末時点の施設入所者数の約12%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応などから、29年度末における施設入所者数は29人（約2%）の減少を見込み、入所定員数は現状を維持することとします。

【目標】福祉施設入所者の地域生活への移行

現状	数値	計画値	数値	備考
平成25年度末時点での施設入所者数	1,544人	平成29年度末時点での施設入所者	1,515人	平成32年度末時点での施設入所者数は平成29年度の状況を基に設定する。
平成25年度末時点での定員数	1,125人	平成29年度末時点での定員数	1,125人	

【目標】グループホームの設置

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度
		人数	人分	人数	人分	人数	人分	
共同生活援助（グループホーム）利用者数	(新規設置/年)	200	人分	200	人分	200	人分	平成29年度までの状況を基に設定する。
	(利用人数/年)	3,700	人分	3,900	人分	4,100	人分	

※別途、障害児入所施設における18歳以上入所者の移行用グループホームを設置します。

(P. 65参照)

障害者支援施設・障害児施設の再整備等

…地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽化施設の再整備を進めます。併せて、耐震構造に問題があり、建物の老朽化が著しい施設を対象に、建て替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者支援施設の再整備	耐震基準を満たしていない、または老朽化している障害者支援施設について、ユニット化・個室化を進めつつ建て替えを行います。	工事完了 2か所	施設状況等に より検討する
障害児施設の整備・再整備 ㊸	市所管3か所目の重症心身障害児施設を整備するとともに、老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備・ユニット化を進めます。	工事完了 4か所	施設状況等に より検討する
公立障害者支援施設（横浜市松風学園）の再整備の検討	障害者支援施設である横浜市松風学園の担うべき役割や求められる機能について、検証しながら、再整備を検討します。	推進	推進

▶入院中の精神障害者の地域生活への移行

…入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進します。

現在実施している地域移行や地域定着のための施策を着実に推進するとともに、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修など、長期入院者の退院促進に資する取組も新たに進めます。また、長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策についても検討します。

●精神障害者地域移行・定着支援（市事業）

精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築や、障害者総合支援法の「地域移行支援」の利用に至らない方への退院の動機付け、退院後のフォロー等を行い、地域移行及び定着を支援します。

【目標】精神障害者地域移行・地域定着支援事業（市事業）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度	
個別支援対象者数 (人/年)	70	人	70	人	70	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。	

●地域移行支援

障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談・同行等、必要な支援を行います。

●地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【目標】地域相談支援（年間の人分は延べ数）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度	
地域移行支援 (月)	5	人分	7	人分	8	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。	
(年)	60	人分	80	人分	100	人分		
地域定着支援 (月)	10	人分	15	人分	20	人分		
(年)	120	人分	180	人分	240	人分		

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度	
施設入所支援 (利用人数/月)	1,530	人分	1,523	人分	1,515	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。	
障害児入所支援 (福祉型・医療型) (利用児童数/月)	226	人分	256	人分	256	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。	
宿泊型自立訓練 (利用人数/月)	2,516	人日分	2,516	人日分	2,516	人日分	平成29年度までの状況等を基に設定する。	
療養介護	189	人分	295	人分	295	人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。	

※施設入所支援は、旧身体障害者更生施設を除く。

▶18歳以上の障害児施設入所者の障害者支援施設及び地域への移行

…児童福祉法の改正に伴い、18歳以上の障害児施設入所者は、平成29年度末までに退所する必要があります。18歳以上の入所者の障害者支援施設やグループホームへの移行を促進します。

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
18歳以上の入所者の移行人数	28	人	28	人	29	人
移行予定対象人数	57	人	29	人	0	人

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
高齢化・重度化対応 バリアフリー改修 事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来 のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	推進	推進

▶民間住宅への入居推進

…グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、これまでの取組と併せて一体的な支援体制を構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
民間住宅あんしん 入居事業 ㊦	家賃等の支払能力はあるものの、連帯保証人が確保できないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居に困窮している障害者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社を利用した家賃保証により入居の機会を増やします。	推進	推進
民間住宅入居の 促進【新規】	グループホーム等から民間賃貸住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れるための仕組みについて検討し、実施します。	民間住宅 入所の仕組み 検討・実施	推進

◆高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

▶高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討

…現在実施している重度化対応グループホームやモデル事業の高齢化対応グループホームの検証を行い、今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化を見据えて、一日を通して安心できる住まいの確保を旨指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
生活支援センターの運営	設置当初の居場所機能だけではなく、既存のサービスを整理・再構築した上で、早期対応や生活支援センターに来られない方など、精神障害者の相談機能に重点を置いた支援の充実を図ります。	推進	推進
多機能型拠点の整備・運営 ㊦	重症心身障害児・者などに医療的ケアが必要な人やその家族の地域での暮らしを支援するため、相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる多機能型拠点の整備を市内方面別に進めます。	開所2か所 (累計4か所)	開所2か所 (累計6か所) (整備完了)

●地域生活支援拠点の整備（機能整備も含む）

国で掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点*1、について、既存の施設を活用するなど手法も含めて検討し、平成29年度末までに1か所を設置します。

㊦

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
地域生活支援拠点の整備	検討	検討	1か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。

*1 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点

…国では、「相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性及び地域の体制づくり等」を集約した拠点を、圏域もしくは市町村ごとに、1か所以上設置（機能的整備も含む）する方針を定めています。

とくみ 暮らし
取組2-2 暮らし

現状と取組の方向性

第3期策定に向けて障害児・者やその家族へ実施したアンケートでは、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果となっています。

このことから、住み慣れた住まいで、引き続き生活していける支援が必要です。

そこで、自ら選択した住まいで安心して暮らしていけるような施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討します。

施策

◆地域での生活を支える仕組みの充実

▶在宅生活を支える地域の拠点

…本市が独自に設置し、整備を進めている拠点について、障害のある方やその家族の要請に応えるため、機能の充実を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地活ホームの運営	地活ホームは、地域における拠点として設置してきました。これからも、障害福祉に関わる社会資源の中心として、より利用しやすい拠点となるよう、地活ホームの両方について、地域における役割や位置付けを明確にするため、改めて検討し、機能の充実を図ります。	推進	推進

⑧【見込み】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
居宅介護	140,521	時間	149,710	時間	159,499	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	6,896	人分	7,336	人分	7,804	人分	
重度訪問介護	42,593	時間	45,378	時間	48,345	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	239	人分	254	人分	270	人分	
同行援護	14,649	時間	15,607	時間	16,627	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	713	人分	758	人分	807	人分	
行動援護	2,833	時間	3,018	時間	3,215	時間	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	106	人分	113	人分	120	人分	
短期入所 (福祉型)	1,007	人分	1,074	人分	1,146	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	6,251	人日	6,480	人日	6,718	人日	
短期入所 (医療型)	360	人分	498	人分	689	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	1,937	人日	2,619	人日	3,541	人日	
日中一時支援	411	人分	411	人分	411	人分	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	729	回	729	回	729	回	
日常生活用具 給付・貸与 (/年)	65,000	件	65,000	件	65,000	件	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。

この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」
- ・「時間」…月間のサービス提供時間

(※重度障害者等包括支援は利用実績がなく、今後の利用を見込んでいません。)

▶地域生活を支えるサービス

…障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、引き続き、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供し、事業を実施します。

特に、行動障害のある方への支援を充実させるため、行動援護事業所の育成を進めます。

●居宅介護

居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院の際の介助等を提供します。

●重度訪問介護

居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的にを行います。

※平成26年4月から対象者が、重度の肢体不自由者に加え、「行動上著しい困難を有する知的・精神障害者」にも拡大されました。

●同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護その他必要な援助を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者であったり、常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他必要な援助を行います。

●短期入所・日中一時支援

様々な理由により、一時的に施設や病院等に入所したり、日中過ごすことが必要な方が、必要時に利用しやすくなるよう充実を図ります。

●重度障害者等包括支援

介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供します。

●日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方等に日常生活に必要な器具等を給付又は貸与している日常生活用具給付等事業について、給付品目の見直しを行う等、より使いやすい制度の構築を図ります。

**** 障害者自立生活アシスタント事業の事例 ****

精神障害のある45歳男性、20代から引きこもりで、同居の母親が世話をしていた。母親が他界したことにより、単身生活を開始。単身生活をしたことがない本人は、ゴミの捨て方等の生活能力に関する不安があり、区の担当者から自立生活アシスタントに相談が入る。

自立生活アシスタントは、訪問等を通じて、本人の希望する生活を確認し、目標を設定して、助言を中心とした支援を開始した。

本人にとってゴミの捨て方がわかりやすいような工夫をしたり、自炊への意欲があったため、ヘルパーにつなげたり、お金の使い方の計画を一緒に立てたりし、本人の地域生活での能力向上の支援を行った。

**** 横浜市障害者後見の支援制度の事例 ****

知的障害のある45歳男性、父親・母親と3人で暮らしている。特別支援学校を卒業後、一般企業に就労し現在に至る。現時点では、就労支援センター等のサービスを受ける必要性はないが、両親も高齢で親族も近所には住んでいないために将来に漠然とした不安を感じ、両親が区役所へ相談。区役所で後見の支援制度を紹介され、登録へつながった。

後見の支援制度のスタッフが本人や家族と会い、今まで育ててきた中での様々なエピソードを聞いた。最初は母親が語ることが多かったが、本人も徐々に慣れ、自らの希望や不安を語ることが増えてきた。お話を伺う中で、「両親に異変があった時にどうすれば良いかわからない」と不安を語った。その不安を聞き、後見の支援制度のスタッフが、定期的に接する地域の方々に対し、家族の了解のもとで「新聞受けに新聞がたまっているなど、何か異変があったら連絡をして欲しい」と依頼をした。

地域の方々も本人の事を気にかけており、依頼を引き受けてくれた。

後見の支援制度のスタッフが、家族の了解のもとで地域の中で本人を見守るネットワークを広げていった。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
① メディカルショー トステイシステム	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
② 精神障害者の家族 支援事業	精神障害者とその家族が適切な関係を保つため、緊急滞在場所を準備するとともに、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進

◆本人の生活力を引き出す支援の充実

▶ 障害者の自立生活支援と後見の支援の推進

…地域生活を送る障害者の自立に向け、地域の関係機関との連携を進め、本人が生活力を身に付け、地域で安心して暮らすことを支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
① 自立生活 アシスタント	地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。	事業所数 40か所 (全区実施) (現状:36か所)	すいしん 推進
② 後見の支援制度	障害者本人に障害福祉サービスに係る支援が必要とされていない時から関係性を持つことにより、「親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築」を行います。	ぜんくじっし 全区実施 (現状:14区) (現状:14区)	すいしん 推進

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

毎年実施する横浜市民意識調査では、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこと」を挙げる方が最も多く、それに次いで「家族の健康や生活上の問題」が挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のこと、生活上の問題に対する心配や困りごとが大きな課題であると考えられますが、さらには障害ゆえに様々な支援を必要とせざるを得ない人が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも、切実な課題です。

そこで、障害があるがゆえに必要とされる制度の充実を図るだけでなく、障害のあるなしにかかわらず、たがいを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」にも位置付けられている医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進し、かつ、障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築を進めます。

また、引き続き生活環境のバリアフリーや権利擁護の取組を推進し、制度やハード面での整備と併せ、障害児・者の誰もが地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう、ソフト面の整備にも取り組めます。

** 当事者からの声 **

- 何がバリアフリーなのか、分かっているのか疑問を持つことがあり、基準に沿ってやっているだけではないかと感じることがある。
- 障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、生活を安定させたい。
- 障害理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- 予防医療という観点を考えていく必要があるのではないかと。
- 重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその対応に慣れて欲しい。

▶ 消費者教育の推進

…日常生活を送るうえで、障害者が消費者としてのトラブル予防や対応等を学ぶ研修会などを民間企業等と協働して実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
消費者教育事業 ②	障害者や家族及び支援者が、商品・サービスの利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶことにより、安心して日常生活を送れるよう、意識啓発を図ります。	推進	推進

とりくみ 健康・医療
取組3-1

現状と取組の方向性

核家族化や介護者の高齢化だけでなく、今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていくうえで非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく、ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療環境の整備や一市民として当たり前前に健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及・啓発を進めることで重度化を防止し、家族の不安の軽減にもつなげます。

施策

医療環境のさらなる整備

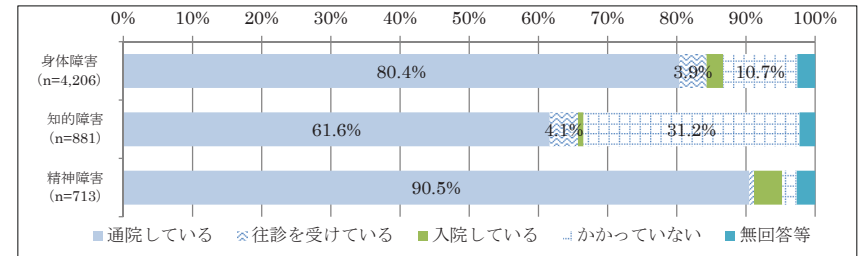
難病患者への支援の充実

…在宅の難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、医療依存度が高い難病患者への支援システムの構築を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
重度神経難病患者在宅支援システムの構築【新規】	発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業者等との連携により、構築します。	推進	推進
難病患者在宅療養計画策定・評価事業	在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。	推進	推進

ニーズ把握調査結果から

現在、医療機関にかかっていますか。



事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
肺炎球菌ワクチン接種助成事業 ㊸	肺炎に罹患した場合に危険性が高い内部障害の身体障害者手帳所持者に対し、引き続き23歳未満肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	推進	推進

▶ 障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築

…知的障害、精神障害及び重症心身障害に理解がある医療機関を地域に増やし、障害児・者が受診しやすい医療環境の充実や、障害児・者本人及び在宅生活をささげる家族のために療養環境の整備・拡充を図ります。

また、医療的ケアを要する障害児・者の在宅生活を支えるため、市立病院や地域中核病院等の支援体制（バックアップ体制等）とネットワークの構築を図ります。

▶ 障害者の医療等への対応

…障害者自身の高齢化・重度化をはじめ、介護者の高齢化や核家族化等による介護力の低下を見通し、福祉・保健・医療が連携を図りながら、在宅生活を支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
医療機関連携事業 ㊸	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	推進	推進
めいでの医療ショー メディカルショー とすていすてむ トステイシステム 【再掲】 ㊸	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合に病院での受け入れを実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
健康ノート	障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、あり方を検討します。	あり方の検討	検討結果による
医療従事者研修事業 ㊸	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊸	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	推進	推進
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 ㊸	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進

救急医療体制の充実

精神科救急医療体制の充実

…土曜日・日曜日・祝日などの病院が体制を取ることが困難な日及び時間帯における受け入れが容易な確保し、救急医療体制が充実されるように努めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、精神科救急医療センターを基づく診察や病院の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図ります。	83.5% (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)	85.0% (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)

精神科以外の救急との連携

…精神疾患を合併する身体救急患者の救急搬送の充実に向けて、精神科以外の救急と連携した救急医療体制を構築します。

※ 救急車が搬送する救急患者において、精神疾患等の既往歴等があることを理由として、病院から受入れを断られることが多いという課題があることを踏まえ、精神疾患を合併する身体救急患者の救急車による搬送体制をテーマとして、平成25・26年度に横浜市救急医療検討委員会で検討を行いました。
 なお、横浜市救急医療検討委員会は、本市の附属機関として、医師、看護師、弁護士などの有識者で構成されています。2年ごとに本市救急医療の重要課題をテーマに定めて検討し、課題解決策を提言としてとりまとめ、市長に提出しています。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会	障害児・者の医療（入院・在宅）に関わる医療関係者を中心に、福祉・教育関係者を対象として、在宅支援に必要な情報交換や人的交流を通じて、障害理解を促進します。	推進	推進
医療機関ネットワーク【新規】	障害児・者の在宅生活を支えるための医療機関の支援体制とネットワークを検討し、構築を図ります。	実態把握及び医療ネットワーク構築	推進
歯科保健医療推進事業（心身障害児・者歯科診療）	歯科診療の機会に恵まれない心身障害児・者に対する歯科治療の確保を、引き続き、図ります。	推進	推進

参加しやすい健康づくり施策の推進

参加しやすい健康づくり事業の検討

…本市が目指す健康寿命日本一に向けて、健康スタンプラリーのように障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力しながら、障害特性等にも配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。

健康づくり環境の整備

…障害特性を理解した横浜ラボールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体カづくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

とりくみ ばりあふりー
取組3-2 バリアフリー

現状と取組の方向性

バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者の社会参加や活動も広がってきた中では、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、さらなる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

そこで、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりの障害に対する理解が少しずつ広がるような取組も併せて推進します。

施策

◆バリアフリーの普及・啓発の促進

▶市民や事業者へ向けた普及・啓発

…高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に建物や設備を利用するためには、障害への正しい理解が必要なため、広く市民や事業者へ向けた普及・啓発を進めます。

◆さらなるバリアフリーの推進

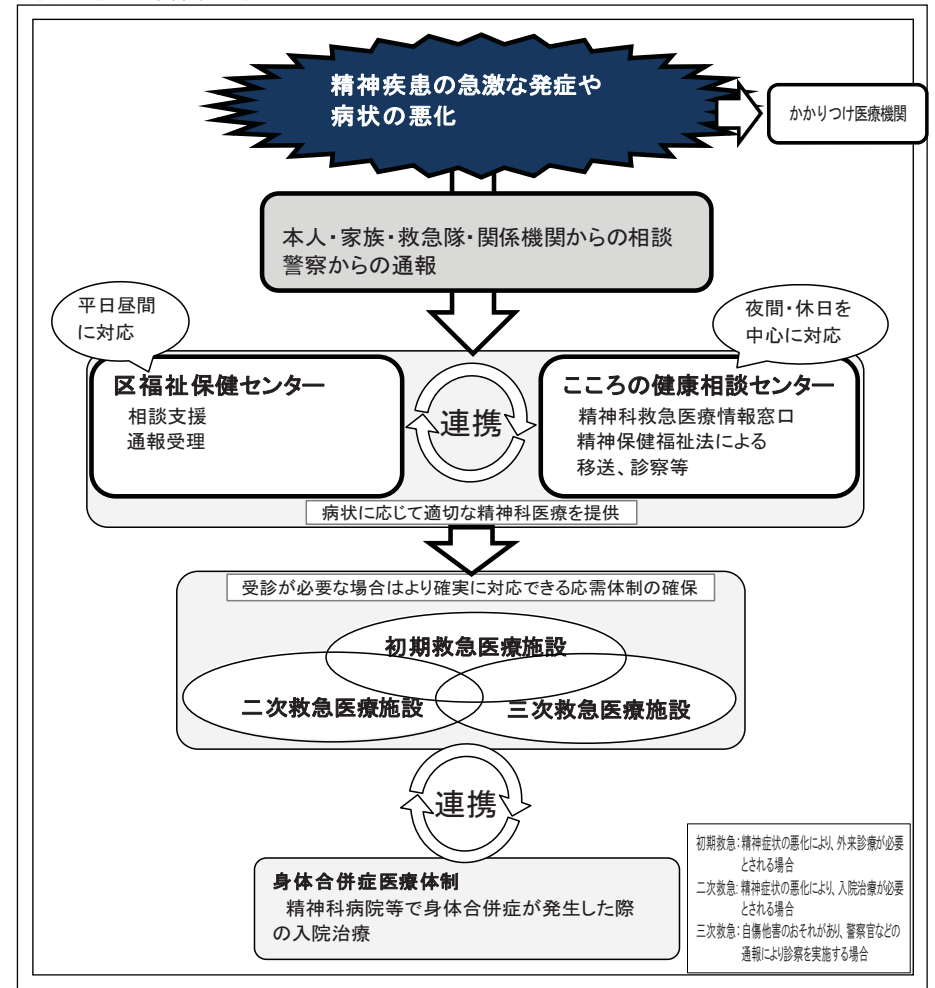
▶バリアフリーの推進

…バリアフリー基本構想の検討・策定や公共交通機関のバリアフリー化の促進など、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
福祉のまちづくり条例推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人のやさしさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設・設備の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	すすん 推進	すすん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	すすん 推進	すすん 推進

【救急医療体制図】



とくみ けんりようご
取組3-3 権利擁護

現状と取組の方向性

障害児・者は、決して特別な存在ではありません。平成26年1月に我が国が障害者権利条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、本市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。

そこで、全ての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をこの横浜で実現することができるよう、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関する啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

施策

◆障害者虐待防止の取組の浸透

▶普及・啓発

…障害者虐待の具体例や通報等に関する理解が深まり、障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々により一層浸透することが、障害者虐待の予防や早期発見にもつながることから、普及・啓発に引き続き取り組みます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者虐待対策事業 (普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。 また、これまでの虐待事例を検証した上で、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
公共交通機関のバリアフリー化	誰もが移動しやすい環境整備の一環として、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの導入促進を図ります。	推進	100% (対象は1日の利用者3,000人以上の駅) ノンステップバス導入率: 70%
バリアフリーの推進 (バリアフリー基本構想の検討・策定)	駅を中心とした地区などを対象として、バリアフリーに基づき、まちのバリアフリー化の方針・計画である「バリアフリー基本構想」の策定を、引き続き、進めます。	各区の主要駅への策定 (18地区) 完了	未策定地区の新規策定等を推進
バリアフリーの推進 (バリアフリー化を、引き続き、進め歩行空間の整備)	駅周辺のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を、引き続き、進めます。	バリアフリー化整備延長 累計36 km	バリアフリー化整備延長 累計42 km
改訂	公共機関により設置される歩行者案内・誘導サインの規格や表示内容等の統一を図るためのガイドラインを改訂します。	改訂ガイドラインの運用	改訂ガイドラインの運用
学校施設のバリアフリー	エレベーターの整備など、学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
法施行後の実施状況の検証【新規】	本市の取組の実施状況を確認するとともに、課題の確認及びその後の取組の方向性に関する検討を定期的に行う仕組みを構築します。	推進	推進

◆成年後見制度の利用促進

▶成年後見制度に関わる取組

…権利擁護を必要とする知的障害者及び精神障害者の増加に対応し、地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
横浜市市民後見人養成・活動支援事業	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、横浜生活あんしんセンターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社、会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。	推進	推進
法人後見支援事業	横浜生活あんしんセンターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえて、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。	推進	推進
成年後見制度の利用促進に向けた関係団体との検討【新規】	研修や事例などを通じて、弁護士、司法書士及び行政書士等と、障害者の成年後見制度の利用促進に向けた検討を行います。	推進	推進

◆障害者差別解消法に基づく取組

▶法律の施行に向けた取組と施行後の推進

…障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。この法律や国の基本方針の趣旨を踏まえながら、法律の施行に向け、本市としての今後の取組を検討します。また、施行後は取組を推進するとともに、実施状況の検証を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者差別解消法施行に向けた対応【新規】	本市の今後の取組について、障害当事者、学識経験者等で構成する会議において検討します。また、会議の検討結果をもとに、具体的な取組を推進します。	平成27年度 検討の上、 取組を推進	—
市職員対応要領の策定及び周知【新規】	本市職員が適切な対応を行うための指針として、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等を含む対応要領を策定し、市職員への周知及び浸透を図ります。	推進	推進
市民への普及・啓発【新規】	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民向けの広報及び啓発活動を効果的に実施します。	推進	推進
相談体制等の整備【新規】	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を整備するとともに、その周知を図ります。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を組織します。	推進	推進

テーマ4 いきる力を学び・育む

障害児に必要な支援を行う機関や福祉サービス等、少しずつ社会資源などが増えてきており、本市では、早期発見・早期療育システムの仕組みの充実及び療育と教育の連携強化などに取り組んできました。

また、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが健やかに成長するための施策も、良質かつ適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、いきる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、地域療育センターを中心とした早期療育体制や教育環境の充実を進めます。

また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めます。

** 当事者からの声 **

- ・地域療育センター等の待ち時間が年々増えている。相談員の増員などをして欲しい。
- ・療育センターや学校などが終わってから過ごす場所がなくて困る。
- ・昔に比べると、学齢期の障害福祉サービスが充実してきている。しかし、それによって親子が離れる時間が長くなると、家庭が本人への関わり方を熟知できなくなる恐れがあるし、本人自身にも生活していくのに必要な力が身に付かない。何事に関しても、学齢期に親は本人に向き合い、本人に対してどう関わっていくかを考える必要があると思う。
- ・早い段階で障害者と関わることで、「障害」に関する意識が深まるきっかけになる。福祉の実習機会や、お互いに触れ合う機会などが増えていくことが重要だと思う。
- ・「障害福祉の仕事をやっていたよかった」と思えるような環境づくりが必要ではないか。

● 成年後見制度利用支援事業

…費用負担が困難な知的障害者・精神障害者に、申立て費用や後見人等の報酬を助成します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～ 平成32年度
申立て及び報酬助成 件数	72 件	79 件	87 件	平成29年度までの 状況等を基に設定 する。

▶ 権利擁護に関わる支援

…自分で金銭や重要な書類を管理するのに不安のある障害者等に対し、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、安心して生活が送れるよう支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
権利擁護事業	権利を守るための相談や契約に 基づく金銭管理サービスなどの 日常生活の支援を、区あんしん センターが、契約に基づいて実施 します。	推進	推進

とりくみ 療育
取組4-1

現状と取組の方向性

地域療育センターは、非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要なときに療育を受けられるためには、地域療育センターの機能の充実が重要です。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して地域療育センターの機能強化や、様々な福祉サービスの充実を図ります。また、引き続き学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援を推進します。

施策

◆早期療育体制の充実

▶相談支援体制（障害児相談）の確立と周知

…現在の相談支援機関の役割及び位置付けの整理を行い、地域療育センターを中心とした、障害児とその家族に対する本人の自立も見据えた相談支援体制の確立を目指します。

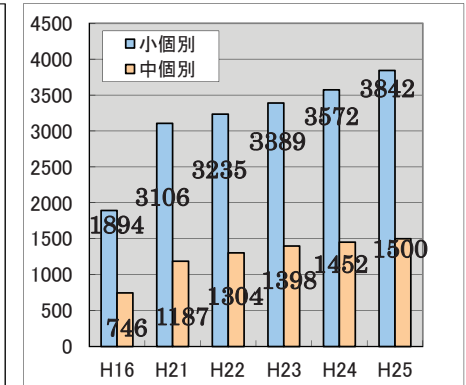
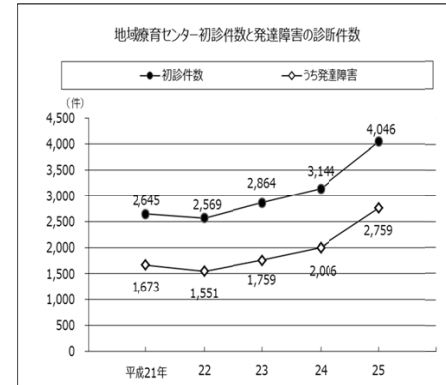
さらに、区の状況を踏まえながら区自立支援協議会と連携し、相談支援体制の周知を進めます。

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度	
障害児相談	4,000	人	4,500	人	5,000	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。	

統計調査結果から

- 地域療育センター初診件数と発達障害の診断
- 個別支援学級在籍人数推移



【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度
保育所等訪問支援・巡回訪問	1,500	人	1,500	人	1,750	人	平成29年度までの状況等を基に設定する。
児童発達支援※	49	か所	52	か所	55	か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。
医療型児童発達支援※	9	か所	9	か所	9	か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。

※いずれも地域療育センター実施分を含む

◆ 学齢障害児の支援の充実

▶ 放課後等における居場所の充実

…学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保を進めます。

また、引き続き放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

さらに、放課後等デイサービス事業所に対し研修を実施する等、障害児支援の質の向上に向けた取組を充実します。

● 放課後等デイサービス事業

就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。

【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～平成32年度
放課後等デイサービス事業	130	か所	165	か所	200	か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	229,000	人日	298,000	人日	368,000	人日	

▶ 児童発達支援体制の確立

…地域療育センターにおいて、初診までの期間を短縮するとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、そこから支援を開始する相談体制を構築します。切れ目のない支援に向けても、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。

また、医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、そして、地域で成長していくことを支える「地域支援」を、包括的に進めます。

さらに、地域療育センターが中心的役割を担い、民間事業者が実施する未就学児に対する療育を目的としたサービスの提供を、質・量ともに充実するための仕組みを構築します。

また、引き続き、障害児の保護者等が自主的に活動している地域訓練会の運営に対する支援を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童の地域における療育体制の充実などを目的として運営を行います。また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。	初診待機期間 3.0月 (現状3.5月)	推進
地域訓練会運営費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や療育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	推進 (現状69団体)	推進

● 保育所等訪問支援・巡回訪問

保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児を中心に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

● 児童発達支援・医療型児童発達支援

学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練（及び治療）等を行います。

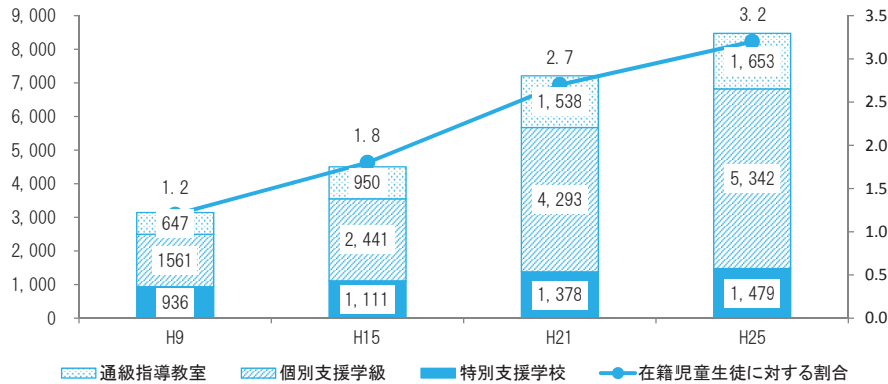
とりにくみ きょういく
取組4-2 教育

げんじょう と どりくみ の ほうこうせい
現状と取組の方向性

小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状況や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援が必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

●特別な支援を必要とする児童生徒数の推移 <出典>横浜市教育委員会調べ



し さく
施策

りょういく きょういく れんけい き しえん
◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

しょう ちゅうがっこう 等への支援の充実
小・中学校等への支援の充実

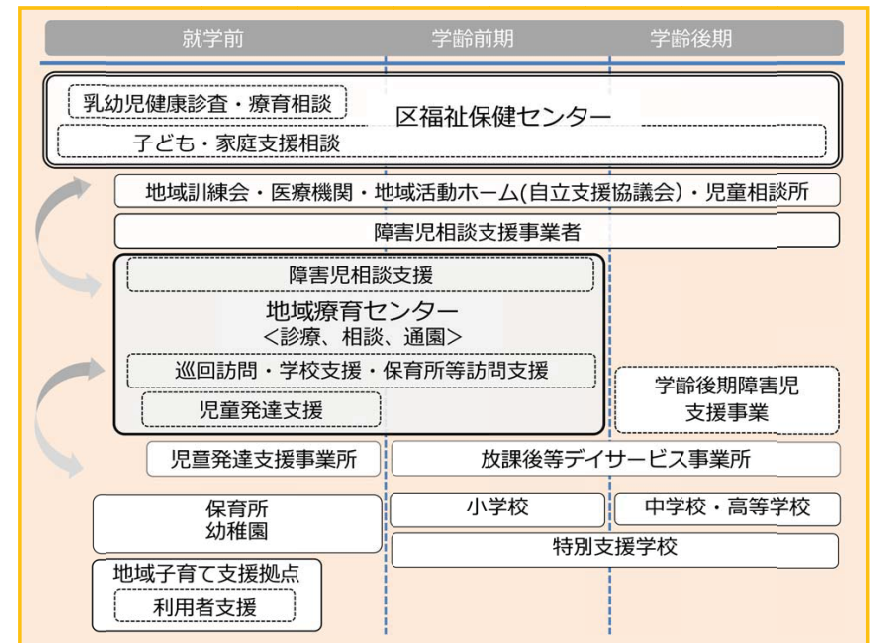
…地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

ちゅうがっこう 以降の相談支援の拡充
▶中学校期以降の相談支援の拡充

…学齢後期で主に発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題の解決に向けた取組を強化します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学齢後期障害児支援事業	医師、ソーシャルワーカー等のスタッフを配置し、学齢後期の主として発達障害のある児童を対象として、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談及び関係機関との調整等を行います。	4か所 (現状3か所)	推進

しょうがいじ りょういく しえん たいせい
○障害児の療育支援体制



※図において、実線で囲われたところは機関を表し、その中の点線で囲われた部分は、事業を表します。各機関がライフステージの中で連携をとり、支援を実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
夏休み支援事業 (旧学齢障害児 夏休み支援事業)	特別支援学校幼児児童生徒の夏休み期間中における余暇活動の充実、保護者の介護負担の軽減及び地域との連携を進めます。	推進	推進
私立幼稚園等 特別支援教育費 補助事業	私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。	推進	推進

◆教育環境・教育活動の充実

▶教員の専門性向上、特別支援学校の再編整備

…研修による人材育成、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等の指導方法の研究及び通学区域の設定や学習環境の改善による特別支援学校の再編整備等により、教育環境や教育活動を充実します。

表 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小	8,700人	10,124人	10,078人	10,907人
学	192,629人	190,265人	187,361人	185,380人
校	4.52%	5.32%	5.37%	5.88%
中	1,693人	2,141人	1,961人	2,225人
学	76,964人	79,658人	80,637人	81,512人
校	2.20%	2.69%	2.40%	2.73%

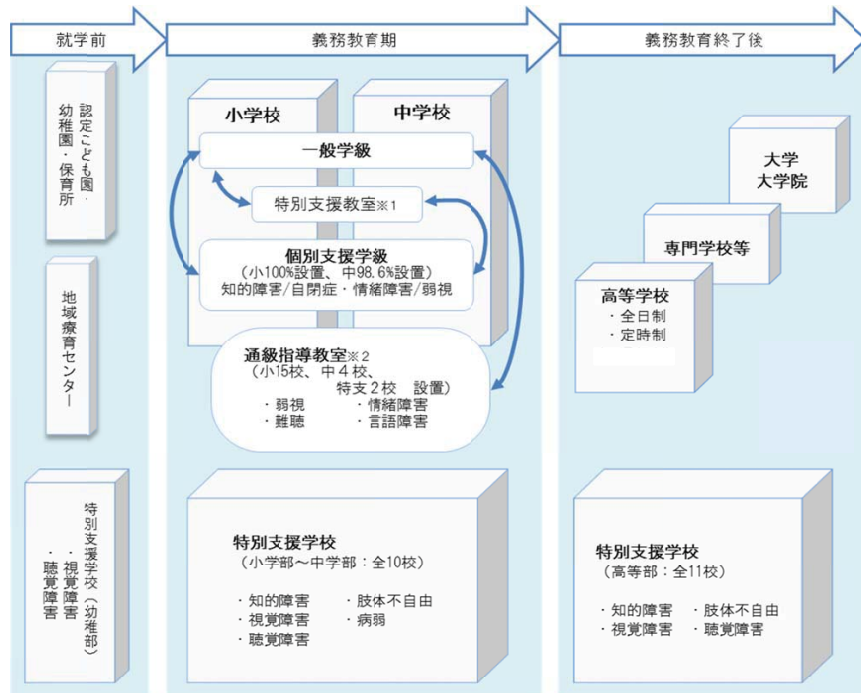
(横浜市教育委員会調べ)

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
横浜型センター的 機能の充実	地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が専門性を活用して支援を行うがっこう支援体制(横浜型センター的機能)の充実を図ります。そして、小・中学校からの相談や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を的確に支援します。	推進	推進
特別支援教育における幼保小の連携【新規】	小学校が、幼稚園・保育所等と協力して、研究実践を行い、特別支援教育における幼保小の連携と情報の共有化に関する研究を行います。	推進	推進
就学説明会	特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。	推進	推進
就学・教育相談の体制強化	一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。	推進	推進
聴覚障害児支援事業	横浜市内小・中学校に在籍する聴覚障害のある児童生徒にノートテイクによる情報の保障を実施します。	推進	推進
保護者教室開催事業	横浜市立小・中学校、特別支援学校が、保護者を対象とした障害に対する正しい知識の啓発を進めます。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
特別支援学校医療的ケア体制整備事業 (旧肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業)	特別支援学校(肢体不自由)5校に看護師を配置しています。児童生徒の主治医等の指示に基づき、看護師と教員が連携して、医療的ケア実施体制の整備を行います。	推進	推進
校内研修の実施	一般学級においても特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修を充実させ、専門性の向上を目指します。	推進	推進
特別支援教育支援員事業 (旧障害児学校生活支援員事業)	小・中学校で障害により学習面、生活面や安全面への支援が必要な児童生徒に対し、校内支援体制が整うまでの間、特別支援教育支援員を配置します。	推進	推進
特別支援教育のリーダーの育成 【新規】	大学等専門機関への派遣を行うことにより、特別支援教育を担う教員のリーダーの養成を行います。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
特別支援教育イクコデー 特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ	特別支援教育コーディネーター一養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーターを対象に、さらなるスキルアップを目指して、事例研究などを中心とした研修を進めると共に、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。	推進	推進
ユニバーサルデザイン の視点に基づく授業 の展開	一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての子どもたちの授業に対する意欲を高めたり、理解を深めたりすることを目指します。	推進	推進
特別支援学校におけるICT機器の活用 【新規】	主体的な学習のための効果的なタブレット端末の活用について、特別支援学校全校で実践研究を行います。	推進	推進
特別支援学校の再編 整備	入学者増に伴う狭隘化のため、対応が必要な特別支援学校(肢体不自由)を再編整備し、環境の改善と教育内容の充実を図ります。	推進	再編整備 終了
特別支援学校 スクールバスの運行	児童生徒の登下校の安全確保と精神的・身体的負担の軽減による学校教育の充実を図るため、スクールバスを運行します。	推進	推進

(参考) 横浜市における特別支援教育を行う場所 (平成26年現在)



※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち看ける環境の中で学習するためのスペース
 ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

特別な支援が必要な子どもたちは、就学前から様々な機関の支援を受けていることが多くあり、それぞれの支援の内容や具体的な方法が切れめなく継続していくようにすることが大切です。就学期には特に「個別の教育支援計画」を作成して、進級・進学の際の引き継ぎに活用しています。

** 教員の人材育成と指導の充実への取組 **

一般学級において特別な支援を要する児童生徒が増加し、求められる支援が多様化している状況の中で、通級指導教室や特別支援教室等を活用するとともに、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、児童生徒の得意なことを引き出し、才能を伸ばす指導・支援を行うための具体的な支援策を検討します。また、ケーススタディを重視した研修の充実による専門性の向上や、大学等専門機関への派遣によるリーダーの養成を進めます。

◆ 教育から就労への支援

▶ 特別支援学校等と就労支援機関の連携強化
 …特別支援学校等の進路担当者、障害者支援センター、就労支援センター、企業及び福祉施設担当者等就労支援機関の連絡会を開催し、連携の強化による就労支援・職場定着支援の充実を進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
特別支援学校就労支援事業	企業就労を目指す生徒の実習先開拓や職場定着支援を行うため、高等特別支援学校(若葉台特別支援学校知的障害教育部門を含む)に就労支援指導員を配置します。	推進	推進
特別支援学校進路担当者連絡会の開催【新規】	市立特別支援学校の進路担当者が障害種別を超えて定期的に情報交換や事例研究を行い、幅広い進路選択に対応できるようにします。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
医療従事者研修事業【再掲】㊸	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援【再掲】㊸	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	推進	推進
就労支援機関の就労支援職員の研修【新規】	就労支援機関職員のスキルを向上させるため、人材育成の仕組みづくりを検討します。	検討を踏まえた研修等の実施	推進
障害福祉サービス事業所等職員向けの研修	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識付けを行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人
ガイドヘルパー等研修受講料助成	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
ガイドヘルパースキルアップ研修	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進

とりくみ じんざい かくほ いくせい
取組4-3 人材の確保・育成

現状と取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を進めましたが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材を確保できたとしても、なかなか定着せず、人材の育成も難しいという声が挙がっています。そのため、行政としても各施策における人材確保・育成を推進することが必要です。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者や関係機関等と協働した取組を継続して行います。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法を検討します。

施策

◆ 障害福祉従事者の確保と育成

▶ 障害福祉に関わる人材の確保・育成
…障害福祉分野の人材の確保・育成を目指し、民間事業者等関係機関と協働した集中的な確保事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施します。併せて、障害福祉施設等で働く看護師の確保及び定着支援のための方策を検討します。

また、引き続き日常生活の様々な場面で必要となる移動の支援に携わる人材の確保・育成策も実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
学生等を対象とした人材の確保事業	専門学校や市内大学等と連携し、学生向けに説明会やセミナー、見学ツアー等を行い、福祉に触れる機会を増やすなど、障害福祉への人材確保に向けた取組を行います。	推進	推進
障害特性に応じた支援のための研修	行動障害や発達障害等の障害特性に応じた研修や、触法障害者に関する研修などを検討・実施します。	推進	推進

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ということは、自立した生活につながることや、生きがいを高めるなど、大変重要なことです。また、「働く」とは企業等で働くことはもちろんのこと、通っている事業所等で作業を行うことも含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人に合った支援が必要です。

さらに、充実した生活を送るためには外出に関わる移動支援や余暇支援等も欠かせません。

そこで、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

そのために、企業等で働きたい人が「働く」・「働き続ける」ための支援や、地域の事業所等での作業を充実させて収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めます。

また、障害福祉サービスを利用する人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力に合った働き場所や活動場所を選択できる仕組みづくりをはじめ、移動支援や余暇活動の充実を進めます。

** 当事者からの声 **

- 働くなかでの困りごとを、何でも相談できる人が必要。また、長くアドバイスしてくれる人が欲しい。
- 就労をどうやって継続していけるかが大事。
- 自分のやりたいことができたり、仲間が良かったから、事業所に通い始めることができた。
- 学校卒業後の行き先が無く、不安を感じる。
- 成人した障害者や、働いている人への余暇支援が必要。

◆ 当事者による支援体制の充実

▶ 当事者団体の活動への支援

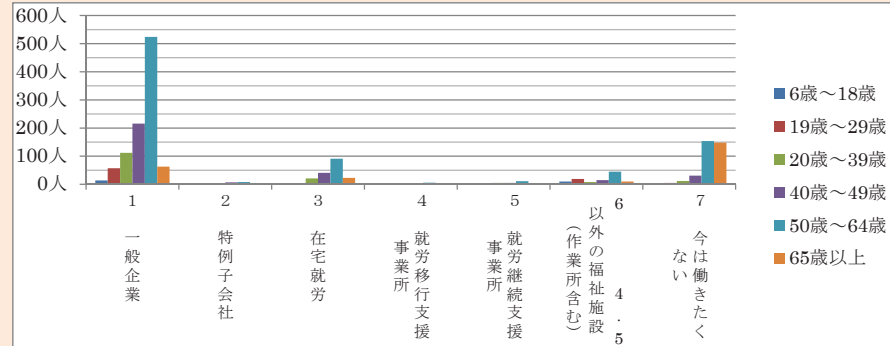
…障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決方法を提示できる人材の確保・育成を実施していくため、当事者団体活動への支援を充実し、各団体の育成に取り組みます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	障害者本人の活動を支援する 人材の育成を進めるとともに、 同じ障害がある人たちの交流 やコミュニケーションの機会を 拡充し、各団体活動を促進する 取組を推進します。	推進	推進
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進 【再掲】	横浜市障害者社会参加推進センターが中心となり、障害者本人、家族及び各団体と連携・協働し、障害理解の促進に向けた普及・啓発活動を推進します。	推進	推進

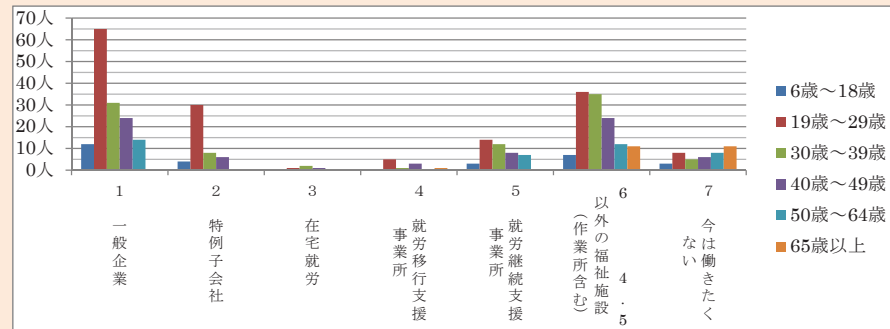
ニーズ把握調査結果から

「これから働きたい・通いたい場所はどこなところですか」(1つを選ぶ)

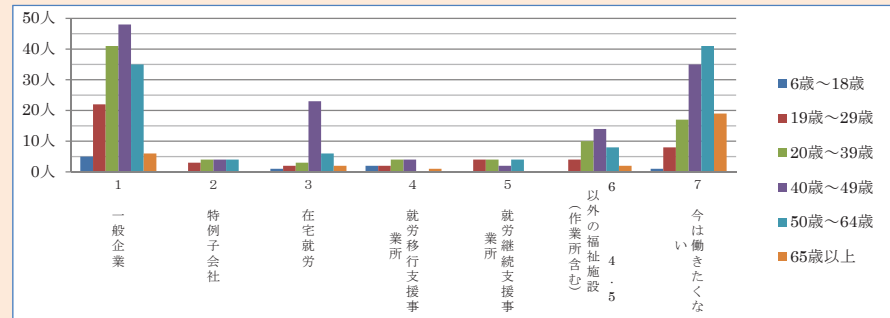
【身体障害】



【知的障害】



【精神障害】



統計調査結果から

図1 就労支援センターの実績

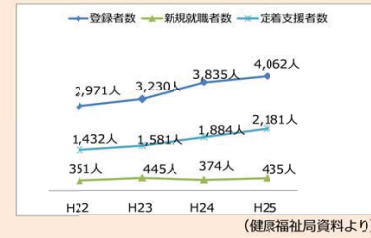


図2 障害者雇用の現状 (市内企業)



図3 特別支援学校の卒業生

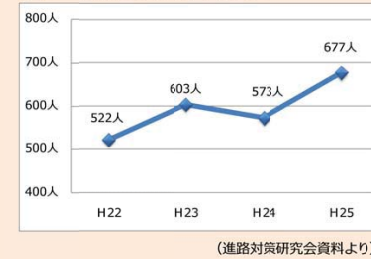


図4 障害者施設の平均月額工賃



支援者のスキルの向上

精神障害や発達障害のある方からの相談が増えていることや、視覚障害、聴覚障害など、様々な障害特性に対する支援の専門性が求められていることから、支援者の就労支援スキルの向上を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
就労支援機関の人材育成【新規】 【再掲】	就労支援機関職員の支援スキルを向上させるため、人材育成の仕組みづくりを検討します。	検討を踏まえた研修等の実施	推進

企業等への障害者雇用の理解促進

企業における障害者雇用の促進し、働き続けられる環境づくりを広めるため、障害者雇用に係る制度や支援機関の周知・啓発を進めます。また、障害者雇用率の対象とはならない市内の小企業に対する雇用啓発についても検討します。
(※50人以上の市内企業の法定雇用率：2.0% (平成26年度時点))

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
働きたい！あなた企業などの「生の声」を聴くことのシンポジウム	働く障害者や、雇用を進める企業などの「生の声」を聴くことで、障害者雇用の理解促進や啓発を進めます。	参加者数 (累計) 600人	参加者数 (累計) 1,200人
企業と福祉をつなぐセミナー	障害者雇用を検討する企業等を対象に、福祉の支援機関等を繋げることや雇用に関する制度の情報提供を行います。	参加企業数 (累計) 120社	参加企業数 (累計) 240社
障害者雇用事例の紹介	障害者雇用で優れた取組を行う企業等をデータベースにして市のWEBページ等で広く紹介します。	紹介企業数 (累計) 90社	紹介企業数 (累計) 150社

取組5-1 就労

現状と取組の方向性

平成25年4月には、「障害者雇用促進法」で企業等に義務付けている法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。今後も27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、30年4月の「精神障害者雇用義務化」など、法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心は、ますます高まることが想定されます。

また、「企業就労」を目指す特別支援学校の卒業生や精神障害のある方は、年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後に安心して、働き続けられるための支援が重要です。個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援とともに、精神障害や発達障害などの分かりにくい障害については、企業等の障害理解を進めることが必要です。

そこで、就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と定着支援に取り組みます。また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。その他、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を進めます。

施策

◆一般就労の促進と定着支援の充実

就労支援センター等を中心とした、就労支援体制の充実・強化
多様化する就労支援ニーズや生活面での支援も含めた定着支援に対して、就労支援センターの強化をはじめ、就労移行支援事業所等、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係機関と連携を図りながら、働く障害者への支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
就労支援センター(9か所)	働くことを希望する障害のある方やすでに働いている方が安心して働き続けるための支援を、企業や関係機関と連携して行います。	支援対象者数 (9か所累計) 3,400人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

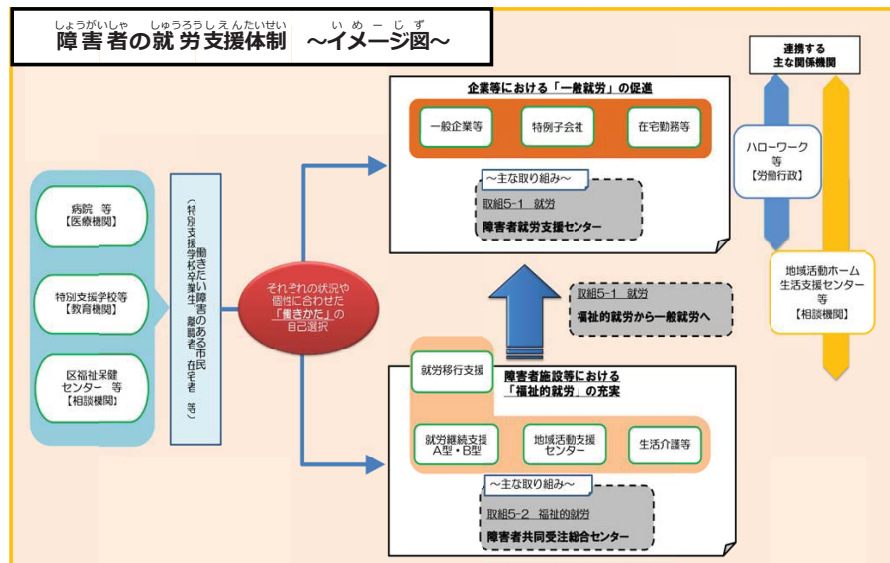
【目標】

平成24年度実績の福祉施設から一般就労への移行者数	160	人	平成29年度見込の福祉施設から一般就労への移行者数	360	人
平成25年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	556	人	平成29年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	898	人
平成25年度実績の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	36	%	平成29年度見込の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	41	%

▶ 障害福祉サービス事業所等職員の人材育成

…事業所等の職員が就労支援の視点を意識し、必要な技術・知識を習得できるように、研修を実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害福祉サービス事業所等職員向けの研修【再掲】	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識付けを行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人



事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
中小企業への障害者雇用支援【新規】	市内企業の大半を占める中小企業に対する雇用啓発に向けて検討します。	検討を踏まえた事業の実施	推進

◆ 福祉的就労から一般就労への移行

▶ 障害福祉サービス事業所等との連携強化

…就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめ、特別支援学校や区役所等の関係機関がそれぞれの役割を発揮し、連携を強化することで、福祉的就労から一般就労へとつなげる仕組みを構築します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地域における就労支援ネットワークの構築【新規】	関係機関同士の連携・協力体制を構築することで、企業就労の促進、就労後の定着支援及び生活支援の充実を図ります。	関係機関との連携ガイドラインの策定等	推進

● 就労移行支援事業（※）

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

● 就労継続支援事業（A型）（※）

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。

● 就労継続支援事業（B型）（※）

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

※ 就労移行支援、就労継続支援等の具体的な目標（サービス見込量等）については、「取組5-3 日中活動（P.115）」に掲載しています。（障害福祉計画対象事業）

▶ 障害者優先調達推進法に基づく発注促進

…法律に基づき、本市の調達方針を毎年度策定し、庁内への周知及び啓発に取り組むことで、障害者施設等への発注を促進します。また、さらなる推進のための仕組みづくりを進めます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
優先調達推進のための庁内への啓発	庁内LANや庁内報などを活用し、優先調達における区局等の優れた発注事例を広く周知・啓発を行います。	推進	平成29年度までの状況等を基に設定する。
対象事業所の拡大に向けた検討【新規】	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所及び在宅就業障害者等、法律の対象範囲である企業等への対象拡大に向けて検討を行います。	課題の検証を踏まえた検討	推進

▶ 社会参加する機会の確保

…企業で働くことや、施設に日中通うことが困難な在宅の方でも、社会参加する機会を確保できるような仕組みを検討します。

とりくみ 福祉的就労
取組5-2 福祉的就労

現状と取組の方向性

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設等に通り、そこでの「福祉的就労」に従事する方の収入（工賃）を向上させることも、障害のある方の自立を支えるうえで重要です。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、行政機関等が障害者施設等からの優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めます。

施策

◆ 作業の充実と工賃向上

▶ 企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大

…市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大などを通じて、作業を充実させるとともに、工賃向上を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
よこはま障害者共同受注総合センターの運営【新規】	市内の障害者施設等の情報を集約するとともに、企業等からの作業受注における窓口及びコーディネーター等を行います。	加盟施設における「月額平均工賃」が10%以上上昇	平成29年度までの状況等を基に設定する。

●就労継続支援事業（B型）

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

●横浜市地域活動支援センター事業（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）（以下「地域活動支援センター作業所型」といいます。）

創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。

●横浜市地域活動支援センター事業（中途障害者地域活動センター型）（以下「中途障害者地域活動センター」といいます。）

脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。

【見込み】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
生活介護	7,150 人分	7,759 人分	8,420 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	125,140 人日	135,795 人日	147,357 人日	
自立訓練（機能訓練）	26 人分	26 人分	26 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	422 人日	422 人日	422 人日	
自立訓練（生活訓練）	191 人分	193 人分	194 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	2,801 人日	2,829 人日	2,857 人日	
就労移行支援事業	657 人分	807 人分	898 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	10,911 人日	13,683 人日	15,252 人日	
就労継続支援事業（A型）	670 人分	891 人分	1,141 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	13,422 人日	17,851 人日	22,849 人日	
就労継続支援事業（B型）	2,964 人分	3,507 人分	4,150 人分	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	53,365 人日	61,501 人日	72,747 人日	

とりくみ 日中活動
取組5-3

現状と取組の方向性

障害者が日々の生活を充実したものにすうえで、障害者本人の希望やその人の状態に合った日中活動場所の拡充が求められています。

そこで、障害者本人が、日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みを検討します。

施策

◆日中活動場所の拡充

▶日中活動場所の役割の明確化及び設置促進

…現在の日中活動に関わる、様々な社会資源の役割や位置付けを明確にし、障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や医療的ケア等専門的な支援が必要な方への支援方法について、検討します。

併せて、特別支援学校の卒業生等の行き先となる日中活動場所の設置を促進します。

●生活介護

日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。

●自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談援助等を行います。

●就労移行支援事業

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

●就労継続支援事業（A型）

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を一定期間行います。

とりくみ 移動支援
取組5-4 移動支援

現状と取組の方向性

移動支援施策体系の再構築等により、障害児・者の移動を支える制度を拡充してきましたが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きガイドヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。

また、施設への送迎等を一層効果的に進めるための仕組みを検討します。

施策

◆移動支援の充実による社会参加の促進

▷総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援

…ガイドヘルプやガイドボランティアなど移動時の付き添いの支援、福祉特別乗車券・タクシー利用券など経済的な負担の軽減策、車両のバリアフリー化の支援など、総合的に移動支援策を実施し、社会参加の促進を図ります。

また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、一人ひとりに合った適切な利用が円滑にできるよう支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
移動情報センター運営等事業の推進 ㊸	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区で開設し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談件数 2,500件	相談件数 3,600件

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
地域活動支援センター	189	か所	185	か所	181	か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。
作業所型(※)	3,892	人	3,800	人	3,707	人	
中途障害者地域活動センター	18	か所	18	か所	18	か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。
	529	人	529	人	529	人	

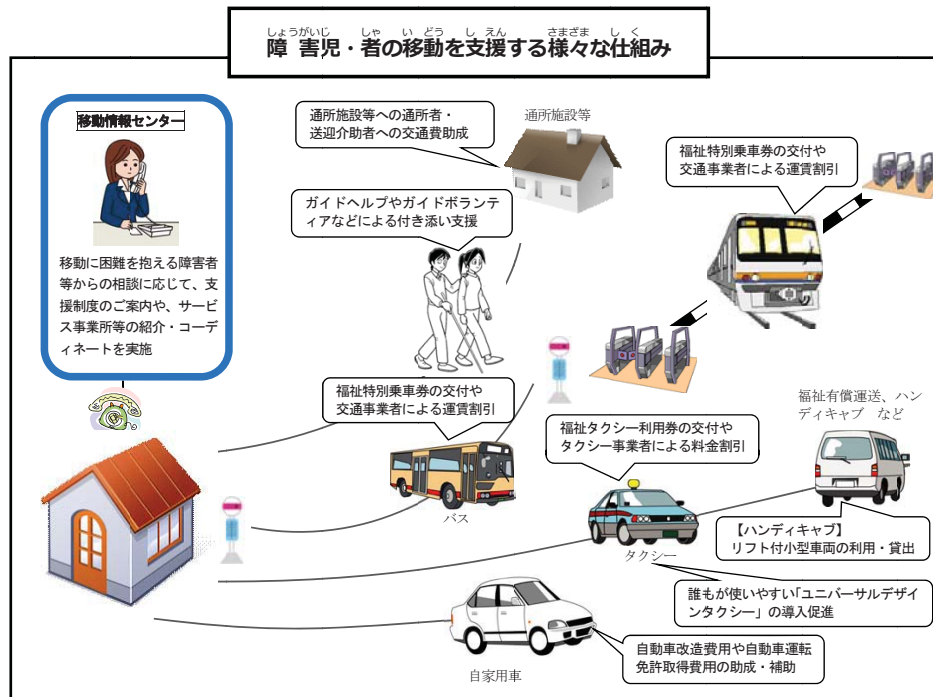
※地域活動支援センター作業所型については、必要数を確保するとともに、障害福祉サービスへの事業移行を進めていきます。

※この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

【見込み】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
移動支援事業 (移動介護・通 学通所支援)	668,820 時間分	688,978 時間分	709,744 時間分	5,109 人分	5,109 人分	5,109 人分	平成29年度まで の状況等を基 に設定する。



事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ガイドヘルパー等研修 ガイドヘルパー等研修 受講料助成【再掲】 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
ガイドヘルパースキルアップ 研修【再掲】 ㊤	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進
効率的な車両利用の仕組み の検討 ㊤	通所等の社会参加が一層進められるよう、乗合形式等による効率的な車両利用の仕組みを検討します。	推進	推進
難病患者外出支援 サービス事業	一般の交通機関を利用しての外出に困難を伴う、車いす利用者等に福祉車両によるサービスを提供します。	推進	推進
在宅重症患者外出支援 事業	車いすによる移動が困難で、ストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	推進	推進
福祉有償運送事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等により、自家用自動車を使用して有償で輸送するサービスを促進します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催	障害者の芸術活動を促進することや、障害者と芸術家の協働による作品作りを行うことなどにより、障害者自身の一層の自立につなげていくため、現代アート国際展である「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」を開催します。	開催	開催
4校種 図画工作・美術・書道作品展 特別支援教育部門 ～つたえたい ぼくのおもい わたしのきもち～の開催【再掲】	4校種（小・中・高・特別支援）の幼児児童生徒の作品を一室に集め、市民公開の作品展を開催することで、障害のある子どもの文化活動に関する普及・啓発を図ります。	推進	推進

▶ 障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり

…文化・芸術活動に取り組む障害者やその家族及び支援者に対する支援を推進するためのネットワークづくりを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者の芸術活動支援ネットワークの構築【新規】	障害者の美術活動を支える人材、団体等の関係機関によるネットワーク化を図り、芸術活動の情報収集、発信を行う拠点を設置します。	構築	推進

◆ スポーツ活動の推進

▶ オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた情報発信や障害者スポーツの推進

…2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者スポーツの機運の高まりに合わせて、障害者スポーツの取組に関する情報収集・発信により、障害者スポーツを推進します。

とりくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

現状と取組の方向性

生活を充実させるためには、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実が必要です。これまででも、様々な支援に取り組んできましたが、依然として、余暇活動を楽しむ場や機会の少なさや、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、こうした活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めながら、活動団体の情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えます。

また、より多くの方々と接点を持つことにより、社会参加のきっかけや就労意欲の向上にもつながるため、様々な余暇活動の場の充実を進めます。

施策

◆ 文化・芸術活動の推進

▶ 芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保

…様々な障害特性に応じて、どのような機会を提供ができるかを検討し、障害者が「観る、聴く、触れる、感じる、楽しむ」を通して、芸術に触れ合う機会の提供を検討します。

また、障害者自身の一層の自立につなげていくため、芸術活動の環境づくりを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
参加型アートの開催	市内の様々な会場を活用して、参加型のアートを検討・開催します。3年に一度開催するパラトリエンナーレへの基盤づくりとして、障害者の芸術活動の環境づくりを検討します。	推進	推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
パラライアスロンの強化	横浜ラポールにおいて、パラライアスロン競技の普及・強化に向けた取組を推進します。	推進	推進
特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化事業	オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機として、特別支援学校で行うスポーツで世界を目指す児童生徒を支援することにより、障害のある子どもたちの自立と社会参加につなげます。	推進	推進

◆レクリエーション活動の推進

▶地域におけるレクリエーション活動の普及・啓発

身近な地域にあるスポーツ施設を活用したレクリエーション活動の推進や、地域人材の育成に加え、他都市における先進的な取組等の情報収集と普及・啓発を推進します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者スポーツの啓発	他都市における取組の情報収集と、具体的な啓発方法の検討を行います。	啓発方法の検討	推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	身近な地域にあるスポーツセンター等を活用して、障害者スポーツにいつでも取り組むことができるよう、地域人材の育成を進め、障害者スポーツ活動の推進を図ります。	推進	推進

▶健康づくり環境の整備 <<再掲>>

障害特性を理解した横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体カづくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

第4章 P D C Aサイクルによる計画の見直し

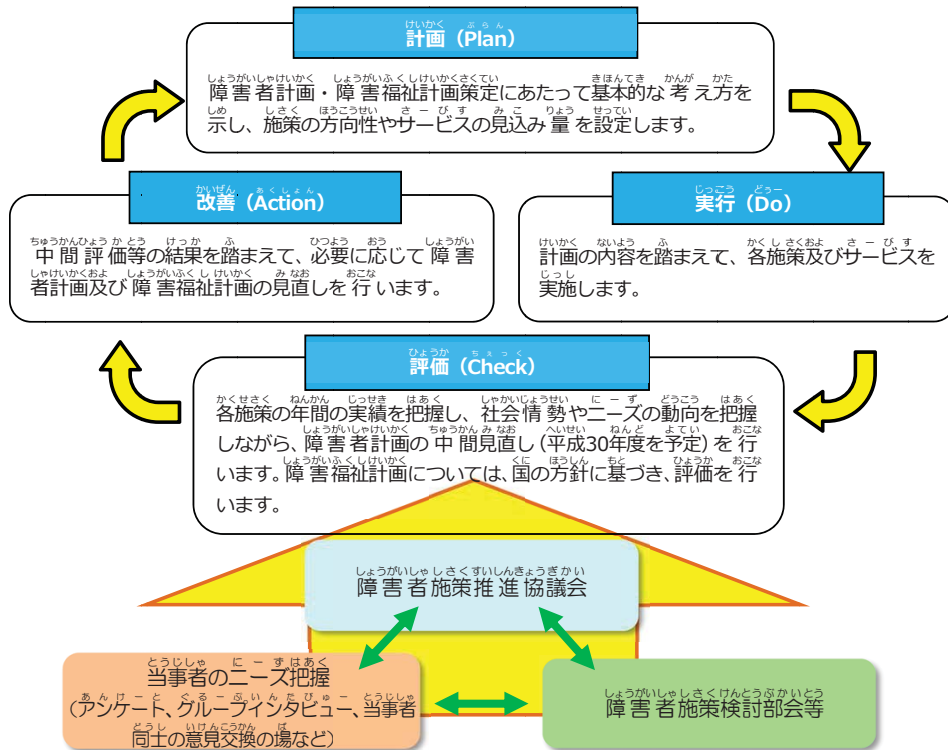
1 P D C Aサイクル

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行います。

見直しに当たっては、第3期策定時に行った当事者同士による意見交換等を、引き続き実施するとともに、プランの進捗については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も言め、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

【P D C Aサイクル】



第4章

P D C Aサイクルによる計画の見直し

1 第2期横浜市障害者プランの検証評価

** 進行状況の説明 **

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

※平成26年度末時点の進行状況について、累計で表した方が妥当なものと、現状の最新の実績数値で表した方が妥当なものを判断したうえで記載しています。
また、平成26年度末実績は、26年9月末時点での見込み数値です。

1 将来にわたるあんしん施策

親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築			
事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
1 後見的支援推進事業	拡充	累計14区	○
2 後見的支援を要する障害者に 関する支援事業	推進	申立費用助成件数 24件 報酬助成件数 54件	△
3 多機能型拠点の整備	拡充	2カ所開所 ・多機能型拠点「郷」(栄区桂台中)(平成 24年10月開所) ・多機能型拠点「つづきの家」(都筑区 佐江戸町)(平成25年10月開所) 1カ所整備開始	△
4 緊急時ホットライン	検討 身体・知的障 害者の緊急時 対応の仕組み	市内 4 区内 1 部 部内で検討を行い、本事業としての 実施は見送り	×

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度未実績 (見込み)	進行 状況
13 障害者移動支援事業	推進	ガイドヘルプ事業 ・平均月利用者数：4,288人 ・平均月利用時間数：52,525時間 ガイドボランティア事業 ・支援回数：63,084回	○
14 福祉特別乗車券交付事業・タクシー料金助成事業	推進	福祉特別乗車券 交付者：51,113人 (平成26年11月末) 福祉タクシー券 交付冊数：18,968冊	○
15 自動車運転訓練・改造費助成事業	推進	自動車運転訓練費 52件 自動車改造費 75件	○
16 移動情報センター運営等事業	拡充9区・検討	累計9区	○
17 入所施設等による地域生活支援機能強化	推進	職員育成研修を実施	△
18 障害者自立生活アシスタント事業	充実	36事業所	○
19 福祉人材の確保・育成	推進	・求場者数：130人 ・採用人数：10人(平成25年度)	△
障害者ガイドヘルパー研修受講料助成	推進	実施(250件)	○
ガイドヘルパスキルアップ研修	推進	・サービス提供責任者向け 累計694人 ・ガイドヘルパー現任者向け 累計1,175人	○

障害者の高齢化・重度化への対応			
事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度未実績 (見込み)	進行 状況
5 障害者グループホーム設置運営費補助事業	推進	・重度化対応モデル事業 ※平成26年度から法定グループホームへ移行 ・高齢化対応モデル事業	△
6 民間住宅居住支援事業	推進	4件(平成25年度)	△
7 障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業(旧 非医療職のための医療的ケア研修等実施事業)	推進	・非医療職のための研修会の実施 各年度1回(平成23及び24年度) ・障害施設で働く看護師のための巡回相談の実施 11回(平成25年度)	○

地域生活のためのきめ細かな対応			
事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度未実績 (見込み)	進行 状況
8 障害児者の医療環境推進事業	推進	・知的障害者対応専門外来の実施(2病院) ・健康ノートを各區で配布	△
9 肺炎球菌ワクチン接種助成事業	推進	857件(平成25年度)(平成22年度以降の延べ接種者数 8,329件)	○
10 精神科救急急病院機能強化事業	設定なし	市民専用病床整備 平成22年度 横浜市立大学附属市民総合医療センター 3床 平成24年度 昭和大学横浜市北部病院 3床	○
11 精神科救急協力病院保護室整備事業	設定なし	医療機関の意向を把握するための手法を検討した	△
12 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	推進	30件	△
救急手話通訳者派遣	推進	31件	○

2 重点施策

(1) 普及・啓発のさらなる充実

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	推進	・セーフティネットプロジェクト横浜への活動支援 ・まちのパン屋さん実施 ・夏休み期間を利用した小学生への体験学習 ・障害者週間に合わせたイベント開催	△
災害時における要援護者支援の推進	推進	・「黄色」・「緑」パンダナの推進 ・特別避難場所への備蓄実施	○
疾病や障害に関する情報発信	推進	・広報掲載 ・研修の実施	○
副学籍による交流の推進	推進	・副学籍の実施 小学生 204人 (42%) 中学生 24人 (9%)	○

(2) 相談支援システムの機能強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
相談支援システムの普及(広める)	推進	・区自立支援協議会での本人・家族関係者への普及活動の展開 ・区自立支援協議会での相談支援事業に関する説明実施	△

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
20 精神障害者の家族支援事業	推進	・緊急滞在場所：累計483日 ・講習会：4講座実施、1講座につき5回開催(平成26年度)	○
21 障害者地域活動ホーム助成事業	充実	8事業所で生活支援事業を拡充して実施	△
22 高次脳機能障害者支援事業	拡充検討	専門相談支援事業：累計6区	○
23 発達障害者支援体制整備事業	推進	・「世界自閉症啓発デーin横浜」の開催 ・サポートコーチ事業の実施 ・サポートホーム事業を開始	○
24 障害児居場所づくり事業(児童デイサービスの推進)	拡充	すべての居場所づくり事業所について、 国事業(放課後等デイサービス)に移行	○
25 障害児施設整備事業	-	8か所目の地域療育センター整備完了	○
26 地域生活支援研究事業	推進	モニタリング事業 30か所実施	○
27 生活支援事業	推進	人工喉頭(埋込型用人工鼻)、重度知的障害者の紙おむつ、ポータブル温水洗浄便座の新規品目を追加し、日常生活用具給付事業の充実	○
28 聞こえの相談事業	推進	平成26年度 ・「聞こえの相談窓口」の設置 延べ70件 ・講座「聞こえと補聴器」の実施 4回実施、延べ220名参加	○
28 災害時障害者支援事業	拡充	・特別避難場所(障害者施設等)への福祉用具の備蓄：累計78か所整備。 ・地域防災拠点の多目的トイレ 累計15か所整備	○

(3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
地域生活を支援する拠点施設の整備と機能拡充	推進	生活支援センター 18か所整備	○
安心できる住まいの確保	推進	グループホーム 647か所 (3,510人分)	○
安心できる生活支援の体制づくり	推進	自立生活アシスタント: 36か所 重度化対応モデル事業の実施	○
障害者支援施設の再整備等	推進	再整備について、2か所工事完了、2か所推進	○
グループホームの設置促進	680か所 3,400人	647か所 (3,510人分)	○
保育所・幼稚園	推進	・私立幼稚園等で障害児利用に対して経費助成: 832人 ・保育所で障害児の受け入れを実施。 障害児入所保育所数: 455か所 (平成25年度)	○
横浜生活あんしんセンター	推進	金銭管理等に課題を抱える市民の支援 650人	○
地域ケアプラザ	132か所	累計133か所	○
公共交通機関のバリアフリー化	推進	・段差解消済み駅数: 149駅の のんすてつばす ・ノンステップバス導入促進事業 助成件数: 38台 ・民営バス事業者の市内営業所における導入台数: 499台 (平成25年度)	○
中途障害者地域活動センター	18か所511人	18か所・529人	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
相談支援事業者の養成(深める)	推進: 障害児・者のニーズにあった研修、課題分析	・相談支援従事者 初任者研修 及び 現任研修 に加え、スキルアップ研修等の実施 ・初任者研修 計200人 ・現任者研修 計80人 ・基礎研修 49人 ・スキルアップ研修 計53人 ・計画案作成の研修 30人 ・支援会議等の研修 30人 ・研修体系の策定に向けた取組を開始	△
自立支援協議会強化のための技術支援(深める)	推進	・区自立支援協議会から市自立支援協議会に検討内容や課題の報告等 ができるような仕組みづくりの運用 ・二次相談支援機関による、区の自立支援協議会での事例検討を行う際のスーパーバイズの実施	△
ケアマネジメントの充実(深める)	推進: 関係機関と連携した相談支援	一部実施	△
当事者相談の推進(深める)	推進: 当事者相談員研修、効果的な相談支援体制の確立	・当事者相談のピア相談センター 集約化 ・相談員の派遣実施	○
相談支援事業評価基準の策定(活かす)	推進: 事業評価	相談支援事業を実施している機関への評価終了	○
難病患者への医療講演会・交流会の実施	推進	・各区で年間2回ずつ専門医による医療講演会を実施 ・疾患別の交流会の実施	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
生活支援センター	18か所	生活支援センター 18か所整備	○
市営住宅の供給 (バリアフリー化対応の修繕)	推進	36件	○
小規模通所施設の設置促進	推進	平成25年度末事業所数 (見込み) ・地域作業所 (身体・知的): 2か所 ・地域活動支援センター作業所型 (身体・知的): 123か所 ・地域活動支援センター作業所型 (精神): 73か所	○
短期入所・日中一時支援事業	推進	2事業所 (平成25年度)	○
障害者支援施設の地域生活支援機能の強化	推進	2事業所 (平成25年度)	○

(4) 医療環境・医療体制の充実

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
医療従事者の障害理解の促進	推進	・障害児・者施設の看護師等への研修実施 (6~10月) ・平成25年度に医療従事者等への講演会を実施 ・医学部生への障害理解研修の実施	△
初期救急医療体制の整備	推進	神奈川県精神神経診療所協会に協力要請し、精神保健指定医の確保と取り組んだ	○
二次救急医療体制の拡充	推進	三次救急との共用の病床数を確保し、土日・午後・深夜に対応できる病院を増やした	○
救急病床の整備	推進	横浜市大センター病院と北部病院に横浜市民専用病床を確保した。 平成25年度末: 各3床 計6床	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
難病患者への居宅生活支援事業の充実	推進	平成24年度: 難病患者居宅生活支援の各事業を実施 平成25年度は難病患者等ホームヘルパー派遣事業・難病患者等日常生活用具給付事業、難病患者等短期入所事業は、障害施策にある同様の事業の中で実施 外出支援に関する事業と重症患者を対象とした一時入院事業の実施 (利用実績増加)	○
まちのバリアフリー化推進調査	推進	バリアフリー基本構想の策定地区数: 累計16地区	○
駅ボランティア事業	推進	各駅におけるエレベータ施設など、バリアフリー施設の整備進展に伴い、高齢者、障害者への利用支援の比率が低下、お客様ニーズの変化により活動内容に課題が生じていることから、平成25年度から活動を休止	×
障害者地活ホーム	41か所	社会福祉法人型地活ホーム18か所、機能強化型地活ホーム23か所の計41か所で相談支援事業 (社会福祉法人型のみ)、日中活動事業、生活支援事業を実施 社会福祉法人型地活ホームの整備を進め、平成24年度末に中区に18か所目のホームが開所 これにより市内1区1か所、計18か所の整備が完了	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
通級指導教室整備事業	すすん 推進	にし おかしょうがつかつどうじょうしよしよがい げんご ・西が岡小学校情緒障害・言語 しょうがいつうきゅうしじょうしよしつこうじかんひょう 障害通級指導教室工事完了 ねん がつせいぎゅう (26年4月開級) しよがつかつこう こう ちゅうがつかつこう こう たくべつ ・小学校15校、中学校4校、特別 しえんがつかつこう こう せつち 支援学校2校に設置	○
特別支援学校の再編整備	すすん 推進	しだいふじゆつしよちゆうこうどうふ ちてきしよががい 肢体不自由小 中 高等部と知的障 害 こうどうふ へいち わかばたいとくべつしえん 高等部を併置した若葉台特別支援 がつかつこう こう せつち 学校を開設	○
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	すすん 推進	ごう しだいふじゆつしよちゆうこうじえんがつかつこう 5校の肢体不自由特別支援学校に、 こう 1校あたり2～3名、計14名の かんどし はいち 看護師を配置	○
障害児学校生活支援事業	すすん 推進	しよがつかつこう にん ちゅうがつかつこう にん じどう 小学校336人、中学校73人の児童 せいと たい がつかつせいゆつしえんいん はいち 生徒に対して学 校生活支援員を配置	○
学齢障害児夏休み支援事業	すすん 推進	ぶーる しどう ごう ぶーる かいほう プール指導(5校)、プール開放 こう ぶかつどう こう れくれ (3校)、部活動(4校)、レクレ しよんがつかつどう こう とう じっし ション活動(3校)等を実施	○
学校施設のバリアフリー化	すすん 推進	へいせい ねんど こうせつち ・平成25年度：8校設置 しよちゆうがつかつこうせつちこうさう こう ・小 中 学 校 設置校数：137校	○

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
企業への雇用支援の強化	こようじれいしよががい 雇用事例紹介 きぎよう るいけい 企業(累計) しや 40社	こようじれいしよがいきぎよう るいけい しや 雇用事例紹介 企業 累計：11社	△
働き続けるための定着 支援の強化	しゅうろうしえん せんたー センター りようとうろうしやすう 利用登録者数 にん 3,500人	しゅうろうしえんせんたーりようとうろうくしや 就労支援センター利用登録者 3,678人	○

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
精神科身体合併症転院事業	すすん 推進	せいしんかひゆういんにゆういんちゆう したんがつぺい 精神科病 院入 院 中の身体合併 しようち せんようしよしよしよ せんたいがつぺい 症の方を専用病 床に転院し、必 よう いりよう じっし 要な医 療を実施 へいせい ねんど げん 平成25年度：70件	△

(5) 障害児支援の体制強化

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
地域療育センターの整備	8カ所	しよめ せいひかりんりよう 8カ所目の整備完了	○
地域療育センターの機能拡充	8カ所	ぜんせんたー じどうはつたつしえん 全センターにおいて児童発達支援 きゅうじどうてい きーびす じっし (旧児童デイサービス)を実施	○
地域療育センターの学校支援の推進	保育所等訪問支援 として推進	250校で実施(学校支援事業として じつじ 実施)	○
学齢障害児の居場所づくりの拡充 児童デイサービスの推進	放課後等 デイサービスへの 移行を推進	じどうはつたつしえん かしよ ほうかご とうてい 児童発達 支援54カ所、放課後等デ きーびす じっし ィサービスを95カ所で実施	○
障害児相談支援の推進	すすん 推進	しよががい そうだんしえん じぎょう 障害児 相談 支援 事業 を 39カ所 で じっし 実施	△
中学校期以降における支援の充実	すすん 推進	ほつたつしよががいしや そうだんしえんたいせい げん 発達障 害者の相談支援体制と研 しゅう しいき れんけい げんどう 修、市域での連携について検 討を じっし 実施	○
中学校期以降における支援の充実	4カ所	しよめ そうだんまかん じぎょうじっし 3カ所目の相談 機関で事業実施	△
重症心身障害児施設における支 援機能の強化・拡充	3カ所	しよめ せいび けいりやく じごと 3カ所目の整備計画 について地元の りかい え せつけい じっし ちやっこう 理解を得て、設計を実施、着 工	△
障害児施設における支援機能の強 化・拡充	すすん 推進	「なしの木学園」の民営化・再整備に む ほうじんせんてい んえいひきまつ せつけい 向け、法人選定、運営引継ぎ、設計 を じっし を実施 みんかんしせつさいせいび じよすいしん ・民間施設再整備1カ所推進	○
発達障害児等支援事業	すすん 推進	とくべつしえんきょうりやく こーてい ねーたー ・特別支援 教育 コーディネーターを ふくすずはいち 複数配置 こう がくしゅうしえんいん はいち ・20校に学習 支援員を配置 しみんむ ほんたつしよがいがりかい げんしゅうこうざ ・市民向けに発達 障害 理解研修 講座 ねんかん かいかいさい を年間14回開催	○

3 障害福祉サービスの実績等

(※平成26年度の数値は、平成26年9月末時点での見込みを含めた数値です。)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

※旧身体障害者更生施設を除く

平成26年度末の入所者数【見込み】	1,523 人	平成17年10月から平成26年度末までの入所者減少【見込み】	82 人
平成26年度末までの地域生活移行者数【見込み】	358 人		

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

※地域移行・地域定着支援事業（市事業）

平成26年度の地域移行人数【見込み】	20 人	うち法定サービスを利用した人数10人
--------------------	------	--------------------

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

※福祉施設を退所し、一般就労した人数

平成26年度の年間一般就労者数【見込み】	278 人		
平成26年度末の福祉施設利用者数	10,390 人	平成26年度末の就労移行支援利用者数	595 人 5.7 %
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数	486 人	平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	2,505 人
平成26年度末の就労継続支援事業の利用者数	2,991 人	就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型を利用する者の割合	16.2 %

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
体験実習や訓練事業等の拡充	職場実習利用者 80名	職場実習利用者: 135人	○
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	精神障害者の新規就労者数 240名	精神障害者の新規就労者数 225人	△
福祉的就労の一層の充実	障害者施設等への作業斡旋件数 130件	障害者施設等への作業斡旋件数 193件	○

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

事業名	当初目標 (第2期改定時)	平成26年度末実績 (見込み)	進行 状況
関係機関の連携の促進	すいしん 推進	地域の相談支援機関に向けた研修をじっし実施	○
具体的な支援策の開発と普及	すいしん 推進	支援開発事業（就労移行支援事業）をじっし実施	○
発達障害児への支援の充実	すいしん 推進	地域療育センター8か所で知的に遅れのない発達障害児を対象とした通所支援事業（旧児童デイサービス事業）を実施	○
特別支援教育の推進	「個別の指導計画」について、対象となる全ての児童生徒について作成	全小中学校で支援が必要な児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成作成率86.8%（平成24年度）	○

(5) ちいきせいかつしえんじぎょうじっせき
地域生活支援事業実績

※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績見込み
成年後見制度利用支援事業(申立費用助成)	16 人	18 人	26 人	24 人
コミュニケーション支援【手話通訳者派遣】	7,471 件	7,670 件	8,184 件	8,500 件
コミュニケーション支援【筆記通訳者派遣】	1,517 件	1,404 件	1,592 件	1,700 件
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	29 件	31 件	23 件	31 件
介護・訓練支援用具	316 件	244 件	218 件	275 件
自立生活支援用具	818 件	673 件	575 件	923 件
在宅療養等支援用具	928 件	810 件	746 件	1,143 件
情報・意思疎通支援用具	784 件	776 件	756 件	966 件
排泄管理支援用具	62,829 件	62,873 件	54,463 件	89,034 件
居宅生活動作支援用具	72 件	86 件	107 件	85 件
移動支援(移動介護・日常生活圏内移動・日常必要外出(～H24)・通学通所(H25～))	52,261 時間分 3,851 人分	50,158 時間分 3,878 人分	47,762 時間分 4,045 人分	52,525 時間分 4,288 人分
地域活動支援センター【作業所型】	183 か所 3,904 人	202 か所 4,219 人	195 か所 4,061 人	187 か所 3,895 人
中途障害者地域活動センター【登録者数】	18 か所 532 人	18 か所 539 人	18 か所 515 人	18 か所 529 人
日中一時支援	1,044 回	762 回	696 回	690 回

(4) しょうがいふくしきーびすじっせき
障害福祉サービス実績

※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績見込み
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	149,087 時間分 5,730 人分	163,630 時間分 6,456 人分	176,627 時間分 7,029 人分	188,283 時間分 7,847 人分
生活介護	92,906 人日分 5,303 人分	102,470 人日分 5,894 人分	106,272 人日分 6,271 人分	115,321 人日分 6,589 人分
自立訓練(機能訓練)	666 人日分 41 人分	636 人日分 37 人分	422 人日分 26 人分	422 人日分 26 人分
自立訓練(生活訓練)	1,678 人日分 99 人分	2,661 人日分 180 人分	2,746 人日分 188 人分	2,773 人日分 189 人分
就労移行支援	7,007 人日分 427 人分	7,657 人日分 474 人分	8,956 人日分 556 人分	9,885 人日分 595 人分
就労継続支援(A型)	2,575 人日分 131 人分	4,275 人日分 217 人分	6,817 人日分 350 人分	9,726 人日分 486 人分
就労継続支援(B型)	26,232 人日分 1,452 人分	32,875 人日分 1,865 人分	38,119 人日分 2,172 人分	45,102 人日分 2,505 人分
療養介護	15 人分	170 人分	189 人分	189 人分
宿泊型自立訓練	43 人分	82 人分	89 人分	96 人分
短期入所(福祉型)	5,331 人日分 791 人分	5,777 人日分 851 人分	5,816 人日分 884 人分	6,030 人日分 943 人分
短期入所(医療型)	534 人日分 82 人分	867 人日分 144 人分	1,060 人日分 188 人分	1,433 人日分 260 人分
共同生活援助、共同生活介護	2,700 人分	3,054 人分	3,290 人分	3,510 人分
施設入所支援	1,665 人分	1,626 人分	1,610 人分	1,594 人分
計画相談支援	0 人分	117 人分	1,341 人分	3,000 人分
地域移行支援	0 人分	2 人分	2 人分	4 人分
地域定着支援	0 人分	0 人分	0 人分	4 人分

3 パブリックコメント概要

1 実施時期

(1) パブリックコメントの実施時期
平成26年9月22日(月)～10月22日(水)

(2) 市民説明会の実施

- 9月26日(金) 保土ケ谷公会堂
- 10月7日(火) 戸塚公会堂
- 10月16日(木) 横浜フーボール
- 10月18日(土) 健康福祉総合センター

2 意見の概要(市民説明会での意見も含む)

(1) 提出人数: 99名

説明会	45名	郵送	5名
電子メール	35名	その他(窓口持参など)	2名
FAX	12名		

ア 計画の項目別意見: 358件

計画全体に関する意見	62件
第I章 計画の概要	4件
第II章 横浜市における障害福祉の現状	0件
第III章 基本目標とテーマ	
テーマ1 出会う・つながる・助け合う	68件
テーマ2 住む、そして暮らす	89件
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	45件
テーマ4 いきる力を学び・育む	41件
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	47件
第IV章 P D C A サイクルによる計画の見直し	0件
資料編	2件

2 当事者アンケート実施概要

1 当事者アンケート実施概要

(1) 当事者アンケート 目的
よこはましろうがいしゃぶらん だい き しょうがい かた く とう
「横浜市障害者プラン(第3期)」をつくるにあたって、障害のある方の暮らし等
じつたい はあく
の実態を把握するため。

(2) アンケート実施時期・発送数・回答数

ア 実施期間

平成26年1月上旬から1月31日まで

イ 発送数

13,000部(身体障害:9,000部、知的障害:2,000部、精神障害:2,000部)
※ 平成24年度末時点の各種障害者手帳所持者の約10%を無作為で
抽出し、アンケートを発送

(3) 回答数

5,800部 (44.6%)
(身体障害:4,206部、知的障害:881部、精神障害:713部)

(4) 質問内容

- ・ 障害の理解や地域とのかかわりについて
- ・ いまの「暮らし」について
- ・ 日中の過ごし方について
- ・ 働くことについて
- ・ まわりとの繋がりについて
- ・ 医療と健康について
- ・ 災害関係について

	氏名	所属
9	渋谷 治巳	横浜市障害者地域作業所連絡会
10	鈴木 和子	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
11	鈴木 和人	横浜市中部就労支援センター所長
12	須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
13	多田 葉子	社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
14	田中 梨奈	神奈川県精神保健福祉士協会
15	戸塚 武和	社団法人横浜市医師会副会長
16	中根 幹夫	社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
17	永田 孝	横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
18	奈良崎 真弓	本人の会 サンフラワー
19	西川 麻衣子	株式会社ファミロード
20	平井 晃	横浜市車椅子の会会長
21	森 和雄	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま 敏昭	横浜市中心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ 初男	横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ	横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わた 千珠子	旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

イ 提出された意見への対応：358件

意見の趣旨が計画(素案)に含まれているもの	37件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	12件
計画推進の参考とさせていただきますもの	271件
その他(個別的な意見、感想など)	38件

※ 意見の詳細については、横浜市障害福祉部のホームページにて公表しています。
また、健康福祉局障害企画課での閲覧も行っています。

4 推進体制

1 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿


(平成26年12月1日 現在)

	氏名	所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	あらい まさあき 荒井 政明	社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
3	いのうえ しげる 井上 繁	特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
4	いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	日本労働組合総連合会横浜地連合事務局長
5	いわした けんじ 岩下 賢二	横浜公共職業安定所所長
6	うちだ ゆたか 内田 豊	神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
7	おおとも まさる 大友 勝	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
8	かかわぎ あきら 柏木 彰	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長

2 よこはまししょうがいしゃしきくけんとうぶかいいいんめいぼ
横浜市障害者施策検討部会委員名簿

へいせい ねん がつ にち げんざい
(平成26年12月1日 現在)

	しめい 氏名	しよまぐ 所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんか がくぶししょうがいしきょういくかていきょうじゆ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんたけなほこがやまこがくこう こうちよう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
3	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいせいけつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 だいひよう 代表
4	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはましんしんしょうがいししゃ まち かいいんめいじ むきよくちよう 横浜市中心障害児者を守る会連盟事務局 長
5	すすき としひこ 鈴木 敏彦	いすみだんきだいがくじどうふくしがつかきょうじゆ 和泉短期大学児童福祉学科 教授
6	すやま まさえ 須山 優江	よこはまししゅうとじつちよう なんちようしきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会 副会長
7	たかの かおる 鷹野 薫	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいいん かいいいし ぐんる しせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設 長
9	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせいがい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所 長
10	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さんふらわー 本人の会 サンフrawー
11	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいず かいかいちよう 横浜市車椅子の会 会長
12	ひろた かずこ 広田 和子	せいしんいりようさばいばー 精神医療サバイバー
13	むらつ しげき 室津 滋樹	よこはましぐるーぷほーむれんらくかいちよう 横浜市グループホーム連絡会 会長
14	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいししょうがいしえんせんたーだんとうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事



だい き よこはまししょうがいしゃがらん げんあん
第3期 横浜市障害者プラン 原案

へいせい ねん がつ
平成27年2月

よこはましけんこうふくしきょく せいしやうねんきょく きょういくいいんかいじむきょく
横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局

よこはましなかくみなとまち ちやうめ ばんち
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成25年4月15日健障企第726号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

（分科会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第 14 条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第 15 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第 16 条 条例第 8 条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第 17 条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第 18 条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成27年3月20日

精神障害者の住まいに関する検討部会（仮称）設置について（案）**1 提案**

平成27年4月からスタートする「第3期横浜市障害者プラン」において、新規事業である「民間住宅の入居促進」などを始め、障害者の住まいのあり方について必要とされる支援などを整理し、支援体制のある生活の仕組みづくりについて、検討を進めることとなりました。

つきましては、精神障害者の住まいに関する検討を行う部会について、これまで退院促進等に取り組んできた横浜市精神保健福祉審議会の下部組織として設置する方向で調整したいと考えております（横浜市精神保健福祉審議会条例第7条）。

なお、設置に当たっては、3月26日（木）に開催される横浜市障害者施策推進協議会にて了承される必要があります。

2 検討部会委員のイメージ

- ・ 検討部会の委員は、審議会の委員から会長が指名
- ・ 学識経験者、精神科医、当事者団体、支援者などから5、6名程度
- ・ 必要に応じて、外部の専門家を会議に参加させ、意見を求めることが出来る

3 今後のスケジュール

- ・ 4月 メンバーの選出
- ・ 5月～ 検討部会の開催
- ・ 8月 精神保健福祉審議会へ報告
- ・ 9月 検討部会の開催（→28年度予算案に反映）

4 参考

○精神保健福祉審議会条例（抜粋）

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

○横浜市精神保健福祉審議会運営要領（抜粋）

（部会）

第7条 （略）

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。